

平成27年 3 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成27年 3 月 2 日 開会

平成27年 3 月 13日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 2 7 年 3 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
発議第 1 号及び発議第 2 号の上程、説明	12
議案第 1 号ないし議案第 3 1 号、報告第 1 号の上程、説明	14
休会の件	86
散会の宣告	86

第 2 号 (3月5日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
職務のため出席した者の職氏名	88
開議の宣告	89
諸般の報告	89
一般質問	89
浅 野 孝 男 君	89

森 川 忠 君	105
川 島 富士子 君	121
休会の件	138
散会の宣告	138

第 3 号 （3月13日）

議事日程	139
本日の会議に付した事件	141
出席議員	141
欠席議員	142
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	142
職務のため出席した者の職氏名	142
開議の宣告	143
諸般の報告	143
日程の追加	143
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
議案第19号の訂正の件	146
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	147
発議第2号審議（質疑・討論・採決）	148
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	149
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	149
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	150
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	152
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	154
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	156
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	157
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	157
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	159
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	160
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	162

議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）	162
議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）	163
議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）	163
議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）	164
議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）	164
議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）	165
議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）	166
議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）	166
議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）	173
議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）	173
議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）	175
議案第 2 3 号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第 2 4 号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第 2 5 号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第 2 6 号審議（質疑・討論・採決）	216
議案第 2 7 号審議（質疑・討論・採決）	218
議案第 2 8 号審議（質疑・討論・採決）	218
議案第 2 9 号審議（質疑・討論・採決）	219
議案第 3 0 号審議（質疑・討論・採決）	219
議案第 3 1 号審議（質疑・討論・採決）	221
閉会の宣告	226
署名議員	227

3 月 定 例 会

(第 1 号)

平成 27 年 3 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 3 月 2 日 (月曜日) 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 発議第 1 号及び発議第 2 号について (提案理由説明)
日程第 5 議案第 1 号ないし議案第 31 号、報告第 1 号について
(町長 施政方針、提案理由説明)
日程第 6 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16 名)

1 番	鈴 木 和 彦 君	2 番	齋 藤 順 一 君
3 番	浅 野 孝 男 君	4 番	杉 森 幹 男 君
5 番	森 川 忠 君	7 番	川 島 仁 君
8 番	若 梅 喜 作 君	9 番	川 島 富 士 子 君
10 番	鈴 木 克 征 君	11 番	野 村 和 好 君
12 番	山 崎 貞 一 君	13 番	伊 藤 罔 樹 君
14 番	川 島 透 君	15 番	鈴 木 唯 夫 君
16 番	八 角 健 一 君	17 番	川 島 勝 美 君

欠席議員 (2 名)

6 番	五 木 田 平 和 君	18 番	越 川 輝 男 君
-----	-------------	------	-----------

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	久 本 修 君
理 事	田 鍋 悦 央 君	総 務 課 長	實 川 裕 宣 君
企画財政課長	若 梅 操 君	環境防災課長	堀 越 健 一 君
税 務 課 長	鈴 木 健 夫 君	住 民 課 長	早 川 裕 明 君
産業振興課長	早 川 典 男 君	都市建設課長	五木田 桂 一 君
福 祉 課 長	宮 菌 博 香 君	食肉センター長	郡 司 民 夫 君
東 陽 病 院 長	大 木 良 夫 君	会 計 管 理 者	福 島 美代子 君
教 育 長	齋 藤 明 君	教 育 課 長	市 原 成 一 君
社会文化課長	越 川 誠 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	高 蝶 政 道	書 記	椎 名 晴 美
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） それでは、3月の頭ということで、坂田城跡梅便りと、そういう中でありますけれども、おはようございます。

これより平成27年3月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時57分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤圀樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

7番 川 島 仁 議員

11番 野 村 和 好 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月16日までの15日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤圀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承

願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

次に、五木田平和議員及び越川輝男議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので、報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、2月4日に開催された東総衛生組合議会定例会について、齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） おはようございます。

去る2月4日に開催された東総衛生組合議会平成27年3月定例議会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された議案は1議案であります。

議案第1号は、平成27年度東総衛生組合一般会計予算の議決についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億1,751万9,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金2億7,173万円で、うち当町の分担金は、運営費2,134万5,000円と交付税分411万5,000円の、計2,546万円であります。2款使用料及び手数料2億8,917万4,000円、3款繰入金4,660万円のほか、繰越金、財産収入、諸収入で1,001万5,000円であります。

一方、歳出の内容は、1款議会費33万3,000円、2款総務費1億16万2,000円、3款衛生費4億1,747万8,000円、4款公債費8,954万6,000円のほか、5款予備費で1,000万円であります。

提案された1議案は、原案どおり可決承認されました。

以上、東総衛生組合議会平成27年3月定例議会の概要報告とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、2月6日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会定例会について、鈴木唯夫議員。

〔15番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○15番（鈴木唯夫君） 去る2月6日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成27年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に上程された案件は、4議案であります。

初めに、副議長の選挙が行われ、指名推選により匝瑳市選出の小川博之氏が選出されました。

議案第1号は、平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算を、歳入歳出それぞれ2,949万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,125万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、5款繰越金で2,949万5,000円を増額し、3,049万5,000円とするものであります。

一方、歳出は、2款総務費で128万3,000円を増額し、1億624万1,000円とするとともに、3款衛生費で2,821万2,000円を増額し、5億314万9,000円とするものであります。

続いて、議案第2号は、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算を、歳入歳出それぞれ7億296万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金4億8,642万2,000円、2款使用料及び手数料1億5,238万6,000円のほか、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入で6,415万7,000円であります。

一方、歳出は、2款総務費1億6万1,000円、3款衛生費4億8,846万1,000円、4款公債費1億1,131万7,000円のほか、議会費、予備費の312万6,000円であります。

議案第3号は、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてであります。当町の負担金は8,519万9,000円で、その内訳は、火葬場事業費2,939万円、清掃事業費5,580万9,000円であります。

議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第15条第2項の規定により、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員に多古町在住の石井幸夫氏を選任したく、同意を求めるものであります。

上程されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成27年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔15番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、2月9日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔 9 番議員 川島富士子君登壇〕

○ 9 番（川島富士子君） おはようございます。

去る 2 月 9 日に開催されました平成 27 年第 1 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、10 議案であります。

議案第 1 号は、千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでありまして、任期満了に伴い東庄町長の岩田利雄氏を副広域連合長に選任したいので、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第 12 条第 4 項の規定により同意を求めるものであります。

議案第 2 号は、千葉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続法の改正に準じるもので、行政指導を行う場合の根拠の提示の義務化等、同法の趣旨に沿った必要な措置を講じるものであります。

議案第 3 号は、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、番号法の施行に伴う条例の改正で、特定個人情報及び情報提供等の記録について、さらに厳正な取り扱い確保のため、必要な措置を講じるものであります。

議案第 4 号は、千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、番号法の施行に伴う条例の改正で、特定個人情報保護評価書の第三者点検を広域連合情報公開・個人情報保護審査会が実施できるようにするため、必要な措置を講じるものであります。

議案第 5 号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ職員の給与改定を実施するため、必要な措置を講じるものであります。

議案第 6 号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、低所得者等に対する保険料の特例軽減措置が継続して実施されることに伴い、条例の有効期限を延長するため、必要な措置を講じるものであります。

議案第 7 号は、平成 26 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ 1,971 万 6,000 円を減額し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 5,569 万 9,000 円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、基金繰入金を 5,699 万 9,000 円追加する一方、負担金を 7,614 万 4,000 円減額し、歳出では、総務管理費を 1,142 万 3,000 円、社会福祉費 607 万

3,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第8号は、平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ4,527万3,000円を減額し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ5,036億1,697万7,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、国庫補助金を2億1,404万6,000円追加する一方、市町村負担金を2億2,824万5,000円、基金繰入金等3,896万3,000円をそれぞれ減額し、歳出では、健康保持増進事業費に4,662万9,000円、償還金及び還付加算金に1億5,242万3,000円をそれぞれ追加する一方、基金積立金を2億3,265万1,000円減額するものであります。

議案第9号は、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでありまして、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,250万3,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、負担金に18億9,325万4,000円、国庫補助金に28億6,483万9,000円を計上し、歳出では、総務管理費に4億4,972万1,000円、社会福祉費に43億1,722万8,000円を計上したものであります。

議案第10号は、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでありまして、特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5,262億2,446万8,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、市町村支出金に950億3,806万2,000円、国庫負担金に1,228億3,795万4,000円、国庫補助金に356億75万3,000円、県支出金に423億7,560万4,000円、支払基金交付金に2,207億1,201万4,000円、特別高額医療費共同事業交付金に1億4,746万2,000円、繰入金等に72億6,550万7,000円、繰越金に18億2,200万6,000円を計上し、歳出では、総務管理費に14億4,211万2,000円、療養諸費に4,973億9,536万円、高額療養諸費に214億797万1,000円、その他医療給付費に18億2,290万円、特別高額医療費共同事業拠出金に1億3,730万2,000円、健康保持増進事業費に21億343万1,000円、公債費に6,719万2,000円、償還金及び還付加算金に18億2,210万6,000円をそれぞれ計上したものであります。

提案されました10議案は、原案のとおり可決承認されました。

以上、平成27年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、2月16日に開催された八匳水道企業団議会定例会について、山崎貞一議員。

〔 1 2 番議員 山崎貞一君登壇〕

○ 1 2 番（山崎貞一君） 去る 2 月 16 日に開催されました八匠水道企業団議会平成 27 年 2 月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会には、議長の選挙並びに 3 議案が上程されておりましたが、議案 1 件が追加上程され、審議を行いました。

初めに、議長の選挙が行われ、指名推選により匠瑤市選出の栗田剛一氏が選出されました。

議案第 1 号は、平成 26 年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、業務の予定量では、年間総給水量を 410 万立方メートルから 405 万立方メートルに改め、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益を 2,831 万 9,000 円減額し、13 億 8,980 万 6,000 円とするとともに、支出の水道事業費用を 824 万 7,000 円減額し、13 億 893 万 4,000 円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を 1,127 万 9,000 円減額し、2,922 万 7,000 円とするとともに、資本的支出を 1,590 万円減額し、2 億 1,440 万 6,000 円とするものであります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 8,517 万 9,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第 2 号は、平成 27 年度八匠水道企業団事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で、給水戸数を 1 万 5,182 戸、年間総給水量を 410 万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を 14 億 354 万円、支出は水道事業費用を 13 億 1,412 万 9,000 円とするものであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が 3,877 万 3,000 円で、資本的支出が 1 億 9,587 万 9,000 円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 5,710 万 6,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第 3 号並びに追加議案第 4 号は、八匠水道企業団監査委員の選任についてであり、新委員に匠瑤市の林吉幸氏と増田正義氏の両名を選任すべく提案されたものであります。

上程されました議案は、いずれも原案どおり可決、同意されました。

以上、八匠水道企業団議会平成27年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、2月20日に開催された山武郡市広域水道企業団議会定例会について、森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、去る2月20日に開催されました平成27年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程されました案件は3議案であります。

議案第1号は、山武郡市広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、週休日または休日等において臨時または緊急の必要により勤務した管理職員に支給していた管理職特別勤務手当を、災害等により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務したときに支給できるよう改正したく議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、平成26年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、業務の予定量では、給水戸数を6万2,861戸から6万3,611戸に、また年間総給水量を1,895万3,880立方メートルから1,849万3,500立方メートルに改め、収益的収入及び支出の補正で、収入の水道事業収益を8,227万2,000円減額し、51億6,235万4,000円とするとともに、支出の水道事業費用を3,924万2,000円増額し、50億7,052万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入で156万6,000円を減額し、2,647万2,000円とするとともに、資本的支出で1億3,197万7,000円を減額し、11億3,472万1,000円とするものであります。

なお、これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11億824万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第3号は、平成27年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で、給水戸数を6万3,667戸、年間総給水量を1,837万5,420立方メ

一トルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を51億7,327万3,000円とし、支出は水道事業費用を50億5,489万1,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を4,719万7,000円とし、資本的支出を12億3,970万3,000円とするものであります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11億9,250万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成27年山武郡市広域水道企業団議会 2 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔5 番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、2月26日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会定例会について、若梅喜作議員。

〔8 番議員 若梅喜作君登壇〕

○8 番（若梅喜作君） おはようございます。

去る2月26日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会平成27年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、議長の選出並びに4議案が上程され、議長には、指名推選により匝瑳市から選出の佐藤悟氏が選出されました。

初めに、議案第1号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めるものであります。

本案は、千葉県人事委員会勧告及び構成市町の状況等を勘案し、一般職職員の勤務手当の支給割合及び給料表の改正をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、平成26年12月26日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成27年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ9億5,191万5,000円と定めるものであります。

歳入は、1款分担金及び負担金の9億4,950万4,000円で、うち当町の分担金は3億5,820万7,000円であります。2款使用料及び手数料55万1,000円、3款繰越金100万円、4款諸収入86万円であります。

一方、歳出は、議会費13万3,000円、人件費を主とする2款総務費8億5,699万6,000円、3款公債費8,978万6,000円、予備費の500万円であります。

議案第3号は、平成27年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。当町の分担金は3億5,820万7,000円で、分担割合は39.92%となります。

議案第4号は、平成26年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ6,751万6,000円を減額し、予算の総額を9億7,996万1,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入では、1款分担金及び負担金で8,156万4,000円、5款組合債で30万円を減額、3款繰越金で1,434万8,000円を増額するものです。また、歳出では2款総務費を6,751万6,000円減額するものであります。

以上、上程されました4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上で、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成27年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、2月26日に開催された山武郡市環境衛生組合議会定例会について、杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） 去る2月26日に開催された平成27年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、4議案が上程され、審議を行いました。

議案第1号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、地方公務員法第24条第3項の規定により職員の給与の改定を行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、権利の放棄についてであります。

本案は、ごみ収集手数料について、債務者が平成22年12月に破産手続を開始し、平成25年3月に破産廃止が決定したことから、資力の回復が見込めず債権回収不能となったため、権利を放棄するものです。

議案第3号は、平成26年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,833万2,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,966万8,000円とするものです。

歳入の主な内容としましては、基幹的設備改良事業の実施財源に変更が生じたため、予算の組み替えを行うことから、1款分担金及び負担金を6億487万円、3款国庫支出金1億4,399万9,000円、6款繰越金2,176万9,000円を増額し、5款繰入金を2,137万円、8款組合債を7億7,760万円を減額するものであります。

歳出につきましては、2款総務費を2,884万9,000円増額する一方、3款衛生費を5,718万1,000円減額するものです。

議案第4号は、平成27年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,500万円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金5億7,000万円、2款使用料及び手数料1億7,068万6,000円のほか、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入で2,431万4,000円であります。

一方、歳出では、2款総務費1億1,023万円、3款衛生費6億4,891万6,000円のほか、議会費、公債費、予備費の585万4,000円であります。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、平成27年度山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 最後に、2月23日に開催された山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第1号及び発議第2号の上程、説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第4、発議第1号及び発議第2号を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、若梅喜作議員。

〔8番議員 若梅喜作君登壇〕

○8番（若梅喜作君） 発議第1号及び第2号について、提案理由説明を申し上げます。

初めに、発議第1号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、昨年6月の横芝光町議会定例会において、横芝光町議会の議員の定数を定める条例が可決され、次の一般選挙から定数を18人から16人としたことに伴い、常任委員

会の設置数、委員定数及び名称の改正並びにその他の委員会の委員定数の改正のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、所要の改正を行う必要が生じたことから、横芝光町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。発議第1号関係資料つづりの1ページをごらんいただきたいと思います。この別冊のこのつづりであります。

第2条の常任委員会関係では、現行の3常任委員会のうち、総務常任委員会と産業建設常任委員会を一本化し、その名称を総務経済常任委員会に改め、常任委員会の設置数を2とし、委員定数については、総務経済常任委員会、民生文教常任委員会それぞれ8人とするものであります。

なお、総務常任委員会の所管については、現行の総務常任委員会及び産業建設常任委員会の所管を引き継ぐものであります。

また、議員定数の削減に伴い、第4条の議会運営委員会の委員定数を8人から7人、第6条の資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数を9人から8人とするものであります。

このほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、現行の教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新たな教育長を置くこととされたことに伴い、第19条の規定中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成27年5月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。また、経過措置として第19条の改正規定の施行の際に、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の委員会条例第19条の規定はなおその効力を有するものであります。

次に、発議第2号 横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてであります。本案は、昨年度の横芝光町議会改革特別委員会の最終報告において交付することとされた政務活動費について、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定により、議会の審議能力を強化し、調査活動基盤の充実を図るため、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対し、政務活動費を交付するため条例を制定するものであります。

政務活動費は申請に基づき、会派または会派に属しない議員に対して月額2万円を一括交付するものであり、政務活動費に要する経費として支出した額を控除して、残余がある場合

は返還しなければならないとするものであります。

なお、附則として、この条例は平成27年5月1日から施行する。また、交付申請の特例として、政務活動費の交付申請期限は毎年度4月19日と規定しておりますが、平成27年度においては5月15日とするものであります。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明といたします。

〔8番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由説明の途中ではありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午前11時ジャストとします。

（午前10時48分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

◎議案第1号ないし議案第31号、報告第1号の上程、説明

○議長（伊藤圀樹君） 日程第5、議案第1号ないし議案第31号、報告第1号についてを一括議題といたします。

初めに、町長からの施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、3月定例議会施政方針また並びに提案理由の説明を申し述べさせていただきます。

本日ここに、平成27年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本年度も、残すところあとわずかとなりましたが、おかげをもちまして、計画いたしました諸事業は、おおむね順調に進捗しており、改めて議会を初め町民の皆様方のご理解とご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、2期目の町政を担わせていただいてから3年が過ぎようとしています。これまで、町民の幸せと町の発展を願い「住み良いまち、活力ある地域社会」をつくるため強い意志と

決意をもって全力で取り組んでまいりました。

本年度は、健全財政の堅持と多様化する住民ニーズに柔軟かつ的確に応えていくため、「次世代のために聖域なき行財政改革」をスローガンに、副町長をトップとした「事業再構築検討委員会」を立ち上げ、庁内一丸となって565事業の点検と評価を行ったところであります。

今後は、この結果をもとに事務事業を簡素化・合理化し、さらに点検・評価を重ね、限られた行政資源を適正に配分できるよう選択と集中により堅固な財政基盤の構築に努めるとともに、「住んで良かった」、「住み続けたい」、そして「住んでみたい」と思っただけのような魅力あるまちづくりを進めてまいる所存であります。

なお、本年は統一地方選挙の年であり、議員各位におかれましては、この定例会が最後の議会となります。これまで町政運営に心強いご支援とご協力をいただいた伊藤議長を初め、議員各位に、心よりお礼申し上げます。

そして、4月26日には、合併後3度目となります横芝光町議会議員選挙が執行されます。出馬される皆様のご健闘をお祈りいたします。

それでは、議会開会に当たり、平成27年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、平成27年度横芝光町当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向ですが、国の平成27年度一般会計予算案は、26年度補正予算や27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算として、前年度から4,596億円増額の96兆3,420億円としております。

本予算案は、地方創生の観点から魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」の推進や、女性が輝く社会の実現に向け、子育て支援の充実や、医療・介護分野の充実に加え、国土強靱化を進めるとともに東日本大震災からの復興といった事項に予算を重点配分しております。

また、財政健全化目標の堅持として、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字についてはGDP比半減目標の達成を見込むとともに、国債発行額は前年度から4兆円超の大幅な減額とするものであります。

当町といたしましても、長引くデフレ不況からの脱却を確かなものとし、財政健全化の道筋を確かなものとするためにも、できるだけ早期の成立を期待しております。

このような状況のもと、当町の新年度の予算規模は、一般会計が106億8,000万円、国民健康保険特別会計が40億1,900万円、後期高齢者医療特別会計が2億3,200万円、介護保険特別

会計が20億9,300万円、農業集落排水事業特別会計が5,600万円、東陽食肉センター特別会計が2億3,020万円、病院事業会計が収益的収支では13億7,303万2,000円、資本的収支では、収入が1億6,533万円、支出が2億6,898万4,000円となりました。それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計を除く6会計の当初予算の総額は、173億1,020万円で、前年度当初予算と比較すると、率で11.1%、金額で17億2,510万円の増額予算となっています。

なお、国の26年度補正予算に係る当町の対応については、本議会に提出させていただきました地方創生先行事業、地方創生商品券発行事業及び南条小学校屋内運動場改築事業を計上してございます。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、地方創生についてであります。昨年5月「日本創成会議」による「消滅可能性都市リスト」の公表が契機となり、政府において急速に人口減少対策の機運が高まり、「まち・ひと・しごと創生本部」の設置、「地方創生関連法」の制定、さらには「国長期ビジョン及び総合戦略」の策定等が行われ、地方自治体への緊急支援交付金の創設などを受け、地方創生・人口減少克服への取り組みは今や全国的な動きとなっています。

我が町にとりましても、人口減少対策は最重要課題であるとともに喫緊の課題でもあることから、平成27年度を横芝光町創生元年と位置づけ、危機感を持ってその対策に臨む決意があります。

まずは、その第一歩として、新年度におきまして、我が町創生のため、平成31年度までに取り組む目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「横芝光町創生総合戦略」の策定を行います。総合戦略の策定に当たりましては、町民の皆様や町議会はもとより、産業界、教育機関、金融機関等、幅広い分野の方々から意見をお聞きし、知恵をおかりしながら、地域の特色や地域資源を最大限に生かした夢のある、しかも実効性のある計画を練り上げ、魅力あるまちづくりに熱意を持って取り組んでまいります。

続いて、防災関係事業についてであります。津波避難施設として、立会地先に建設を進めておりました、津波避難タワー設置工事については、3月末までに設置工事が完了する予定で順調に進捗しております。

この津波避難タワーの完成により、津波一時避難施設として地域住民の津波避難が迅速に行えるようになりますので、今後、津波避難訓練などに使用し周知を図ってまいります。

続いて、農業行政関係事業についてであります。稲作農家に対する経営所得安定対策事

業につきましては、基本的に平成26年産と同じ枠組みで実施することとしておりますが、国の動向等を注視し、飼料米等の戦略作物の推進に努めてまいります。また、現在町内小学校区単位で作成しております経営再開マスタープランの更新につきまして、新規就農や農地集積の推進など各地区で話し合いを行っていただけますよう、町としても積極的に出向き、協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、農業生産基盤整備関係事業についてであります。篠本新井地区の県営基盤整備事業は、平成28年度完了を目指して実施されております。26年度は国の農業農村整備予算の削減などの影響により進捗におくれが生じておりますが、27年度は、国の予算が拡大される見通しであり、予算が確保できれば、排水路整備、暗渠排水整備を実施する予定と聞いております。

また、国営両総土地改良事業関連として、著しく老朽化している両総南条支線の用水施設も更新を行うべく、県営かんがい排水事業により用水施設整備が開始されたと伺っております。

これら農業農村整備事業は、農業の持続的発展と食料の安定供給、さらに多面的機能を発揮するため重要な施策であり、当町における担い手確保のために今後も積極的に実施してまいりたいと考えております。

そのほか、大布川排水機場は供用開始以来約35年が経過し、機械の老朽化が著しく故障が多発しており、改修整備が急がれている状況となっているため、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、平成27年度から実施設計と改修工事が始まります。

最後に、平成27年度当初予算の農林水産業費歳出全体の約57%に当たりますが、国営両総土地改良事業の完了に伴う一括繰上償還方式による負担金を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、商工観光関係事業についてであります。産直交流施設検討事業につきましては、当町の観光や文化を初めとする情報発信機能や農水商工などが連携した地域の拠点を検討するため設置した産直交流施設検討委員会において、産直交流施設の整備コンセプト、必要な施設、管理運営形態、候補地などに関する基本調査報告書が3月末までにまとめられる予定であります。

平成27年度は、この基本調査報告書を活用し、パブリックコメントなど町民の皆様のご意見をいただきながら産直交流施設の設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プレミアム付商品券発行事業につきましては、昨年12月に「地方への好循環拡大に

向けた緊急経済対策」として閣議決定された地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金）を活用し、町内における消費の拡大と地域経済の活性化につなげようとするもので、商工会のご協力をいただき事業を実施してまいります。

次に、坂田梅林保全モデル事業につきましては、梅から他の作物に転換する畑がふえ、坂田城跡の梅林が年々減少していることから、梅林の一部を梅農園として、枝の剪定や収穫など特徴を生かした農業体験の場とし、地域の活性化と梅林の保全に取り組んでまいります。

続いて、道路整備事業についてであります。町の一体性の向上を図るための東西方向の連絡道路である町道Ⅰ－7号線、Ⅰ－14号線や当町の骨格となる幹線道路網を形成するⅠ、Ⅱ級の幹線町道5路線の整備を引き続き推進してまいります。

特に、町道Ⅰ－14号線道路改良事業につきましては、清長大橋も照明施設を除き完成したところですので、全線の早期開通に向け全面的な工事展開を図るなど最大限に推進して行く所存であります。

そのほか、住民生活の利便性の向上を図るため、身近な生活道路の環境整備も行っております。

続いて、道路総点検事業についてであります。道路利用者の安全を確保することを目的として、昨年度から社会資本総合整備交付金の補助を受け、道路本体や附属施設の損傷状態の点検を実施しており、これにより改修が必要となりました箇所は順次工事を進めてまいります。また、平成27年度から30年度までの4カ年で町内全ての道路橋梁の点検を進めてまいります。

続いて、福祉関係事業についてであります。児童福祉では、平成26年4月から高校2年生まで対象を広げて実施いたしました児童医療費助成事業について、さらなる子育て支援の充実を図るため、本年4月から高校3年生まで対象を広げ実施すべく、所要の予算を計上させていただきました。

障害福祉では、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間とする第4期障害福祉計画を本年度中に策定し、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、計画的に障害福祉施策を推進してまいります。

また、本年8月から重度心身障害者（児）の医療費助成の現物給付化を実施する予定であります。これまで重度の障害者またはそのご家族には、役場窓口において、医療費の助成申請をいただいておりますが、現物給付化により窓口へ出向く必要がなくなり、利便性の向上につながるものと考えております。

現在、難病患者に対する支援として、町単事業で特定疾患見舞金支給事業を実施しておりますが、「難病の患者に対する医療等に関する法律」等の施行により、本年の夏ごろには対象疾患が約300疾患まで拡大される予定となっております。治療法が確立されていない難病により、長期の療養を余儀なくされている患者の生活の一部を援助するため、継続して事業を実施いたします。

なお、障害者の相談支援については、年々複雑・多様化し、処遇困難なケースもふえていますことから、障害者基幹相談支援センターを設置する市町村も徐々にふえております。相談支援体制の強化により、多くの問題解決に有効であると考えられますので、山武圏域自立支援協議会において障害者基幹相談支援センターの設置について検討・協議を進めてまいります。

続いて、介護保険事業についてであります。我が国の高齢化は急速に進んでおり、平成37年には団塊の世代が75歳となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の超高齢化社会を迎え、介護が必要な高齢者の数が急増する「大介護時代」が到来すると見られ、国は、これに備え、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる「医療介護総合確保推進法」を制定し、介護保険制度は創設以来最大の改正が行われることになりました。

当町では、老人福祉法に基づく「高齢者福祉計画」と合わせ、「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の策定を進めてまいりました。

本計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間としていますが、介護保険制度の改正に対応し、平成37年の高齢者介護の姿を見据え、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年の高齢者人口、要介護認定者数、サービス水準、サービス見込み量なども推計しています。

また、策定に当たっては、町民の意向を反映するため被保険者・要介護者・サービス事業者等を対象としたアンケート調査を実施したほか、パブリックコメントを実施し、介護保険運営協議会で審議をいただきました。

これらを踏まえ、先日の議会議員全員協議会でご説明いたしました第6期期間中の介護保険料の条例改正案を本議会に上程させていただいたところであります。

今後も介護保険サービスの充実及び介護予防事業等の一層の推進を図り、あわせて介護保険財政の健全運営に努力してまいります。

続いて、健康診査事業についてであります。平成26年度に子宮がん検診、乳がん検診のコール・リコールを行い未受診者への再勧奨を実施したことや、子宮がん個別検診の実施医

療機関を東陽病院 1 カ所から新たに 3 カ所追加し、4 医療機関に拡大したところ、受診率が向上したことから、平成27年度はさらに特定健康診査等の個別検診を導入するなど、受診者のニーズに合った健診体制を拡大し、受診率向上に努めてまいります。

また、保健師 2 名を新たに採用し、健康づくりセンター「プラム」の体制の充実を図りながら、子育て支援、子供の虫歯対策や糖尿病を初めとした生活習慣病の改善に向け、地域におけるきめ細やかな健康づくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

続いて、児童クラブ施設整備事業についてであります。当町では、近年の児童クラブ入所希望者の増加を受けて、一部既存の児童クラブの定員増加や臨時児童クラブの開設などにより待機児童の解消に努めてきたところであります。

平成24年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」による新制度移行に伴い、さらに児童クラブ利用者の増加が見込まれることから、平成28年 4 月の開設を目指し、平成27年度中に横芝第 2 児童クラブと白浜小学校児童クラブの建設整備を行い、子育て支援に取り組んでいく予定であります。

続いて、南条小学校屋内運動場改築事業についてであります。平成27年度当初予算に必要経費を計上すべく準備してまいりましたが、年明けに県担当課からの情報提供があり、国の平成26年度補正予算による採択が見込まれることから、3 月補正予算に所要の経費を計上し、予算繰越のご承認をいただきながら平成27年度中に事業実施をする計画といたしました。

また、建築物のさらなる耐震性の向上に向け建築基準法が改正され、一定の天井高、天井面積、資材重量を超えた天井では、天井材の落下防止対策が必要となりました。

このことにより、横芝中学校及び光中学校では、屋内運動場を主とした天井落下防止対策工事を要することとなり、国では安全・安心な教育環境整備を目指し平成27年度中の速やかな事業完了を求めていることから、国庫補助採択を受け事業実施する計画といたしました。

続いて、東陽食肉センターについてであります。昨年は、PED（豚流行性下痢）の流行により豚の屠畜頭数が影響を受けたものの、予測したほどの減少にはつながらず安心をしたところであります。しかし、再び流行の兆しを見せており心配をしております。

また、食品への異物混入などが騒がれましたが、食品の製造・流通過程における安全性は今まで以上に重要になってきていることから、引き続き衛生対策に力を入れていく所存であります。

平成27年度は、施設の適正な稼働と衛生対策のため自動搬送装置（TR）、バケットコンベアチェーン等の取替工事を計画しているところであり、今後も計画的な施設改修により安

定した経営を目指してまいります。

最後に、東陽病院の運営状況についてご説明申し上げます。

1月末現在での延べ患者数は、入院で1万7,497人、病床利用率は57.2%でございます。昨年と比較しますと348人、利用率では1.2ポイントほど増加している状況であります。

また、外来は3万4,614人で昨年と比較し、1,107人ほど減少しておりますが、入院外来ともに診療単価がアップしていることから、医業収益の増加が見込まれるところでございます。

次に、平成27年度当初予算の概要であります。良質な地域医療を提供するため、老朽化した医療器械器具の整備や医師・看護師等医療スタッフの確保対策等に予算配分を行いました。医業収益については、手術・入院患者等の増を見込み積算したところであります。一方、費用では、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営をすべく編成したところであります。

また、建設改良費につきましては支出では病棟浴室の改修工事及び医療器械等の更新を計上し、整備を図ることといたしました。

以上、平成27年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位には、さらなるご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

提案理由説明に入る前に、先ほどの、一番最初に申し上げました事業再構築検討委員会で、565事業と今申し上げましたが、正しくは518事業の間違いでございます。おわびして訂正を申し上げたいと存じます。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。お手元の平成27年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、地域防災力の充実強化の一環として消防団員の処遇改善を図ること、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに対応する必要があることから、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づいた給与制度の総合的

な見直し等を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、東陽病院の医療業務に従事する職員の処遇を改善する必要があることから、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町公共施設総合管理基金条例の制定について。

本案は、公共施設が大量に更新時期を迎えるに当たり、施設全体を把握し長期的な視点で老朽化対策等を推進する必要があることから、横芝光町学校施設等整備基金条例並びに横芝光町公共公益施設整備基金条例を廃止し、公共施設の更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に行うため、横芝光町公共施設総合管理基金条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町屋形海岸駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、横芝光町屋形海岸駐車場の利用者増加を促進し、観光振興に資するため、横芝光町屋形海岸駐車場条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、老朽化した町営住宅の除却に伴い管理戸数が減ることから、横芝光町営住宅条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号 児童福祉法の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により、関係条例に所要の改正を行う必要が生じたことから、児童福祉法の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案するものであります。

議案第8号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、上原児童遊園、寺方児童遊園、栗山南部児童遊園及び鳥喰上新田児童遊園について、地元行政区と今後の維持管理等について協議の結果、当該児童遊園を廃止するため、横芝光町児童遊園条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第9号 横芝光町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法（平成25年法律第44号）の制定に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正が行われ、これまで省令で定められていた指定介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準並びに指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準の制定について、市町村の条例に委任されることから、横芝光町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第10号 横芝光町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

本案は、第3次地方分権一括法の制定に伴い、介護保険法の改正が行われ、これまで省令で定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等の制定について、市町村の条例に委任されることから、横芝光町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第11号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、介護保険事業計画の見直しにより、平成27年度から平成29年度までの第6期計画期間における介護保険料を改正すること、また、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成26厚生労働省令135号）が平成26年12月12日に公布されたことに伴い、保険料段階の細分化等を図りより所得に応じた保険料設定とすること、また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の制定に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始時期を規定するため、横芝光町介護保険条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第12号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、平成27年度児童クラブの入所に当たり待機児童を緩和する必要があることから、平成26年度に引き続き、臨時的に東陽病院託児所を使用し児童クラブを開設するため、横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第13号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、関係条例に所要の改正を行う必要が生じたことから、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第14号 横芝光町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の改正により、平成27年4月1日以降任命される教育長から常勤の特別職となることに伴い、その勤務時間及びその他の条件について規定を設ける必要があることから、横芝光町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第15号 横芝光町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

本案は、このたびの教育委員会制度改正により、平成27年4月1日以降任命される教育長から特別職となることに伴い、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定により職務専念義務を負うこととなり、その職務専念義務に関し特例を設ける必要があることから、横芝光町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第16号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について。

本案は、組合における事務事業の見直しにより、共同処理する事務に掲げられている居宅介護支援事業を廃止し、新たに手話奉仕員の養成研修事業を実施するための規定の改正、消防職員の任免に関する事務をより適正に執行するための規定の改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う教育委員会組織に関する規定の改正を行うため、山武郡市広域行政組合格約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第17号 町道路線の認定及び廃止について。

本案は、町道改良工事及び道路機能の喪失による町道路線の見直し並びに町道の認定漏れに伴い、町道路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第18号 区域外路線の認定の承諾について。

本案は、匝瑳市の道路改良工事に伴い、匝瑳市と横芝光町との行政界に位置する道路の認

定に当たり、匝瑳市から区域外路線の認定の承諾を求める協議があったため、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）について。

本案は、国の好循環実現のための経済対策への対応に伴う南条小学校屋内運動場改築事業、地方創生先行事業及び地方創生商品券発行事業に要する経費の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6億9,582万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2,703万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第20号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、交付決定に基づく国・県、支払基金からの補助金、負担金及び交付金の調整、決算見込み額の精査による歳入不足分の法定外繰入金の追加、保険給付費の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6,376万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,411万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第21号 平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の精算等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ392万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,266万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第22号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、保険給付費の実績見込みによる介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等に係る調整に伴い、国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計繰入金からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億3,957万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,224万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第23号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、消費税及び地方消費税の納税額の確定、財政調整基金への積み立て等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ763万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,306万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第24号 平成26年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、国民健康保険調整交付金の交付決定見込み及び一般会計繰入金の減額のほか、企業会計制度の改正に伴う追加補正、脳神経外科の器機購入費の減額等、所要の項目に補正の

必要が生じたため、収益的収支予算の収入に2,123万円を追加し、収入総額を13億8,126万8,000円、支出を317万1,000円減額し、支出総額を13億5,686万7,000円にするとともに、資本的収支予算の収入を6,123万1,000円減額し、収入総額を1億2,474万7,000円、支出を6,473万4,000円減額し、支出総額を2億737万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第25号 平成27年度横芝光町一般会計予算について。

本案は、平成27年度横芝光町一般会計予算議定についてであります。平成27年度予算は、平成26年度の執行状況を踏まえつつ、合併における財政面での支援措置の終了に向けた財政構造の改善を見据えた予算編成といたしました。扶助費や公債費等の義務的経費や施設維持費を初めとする経常的経費や、新町建設計画に基づいて実施する合併特例事業債を活用した事業の推進を図り、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,000万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、法人町民税が所得割の税率改正を見込み減額となったほか、平成27年度の評価替えに伴う固定資産税の減額等を考慮し、予算額は23億8,757万9,000円を見込みました。

また、最大の財源であります地方交付税は、普通交付税を町税の減や合併特例事業債の償還額の増などを考慮し、予算額は28億円を見込みました。

このほか、地方消費税率の引き上げの影響がおおむね平年化することに伴い、地方消費税交付金は3億6,690万円、国庫支出金は社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金の増等により9億3,709万8,000円、県支出金は高度経営体集積促進事業補助金の皆増等により8億7,064万5,000円、町債では、農業基盤整備事業債を5億7,050万円、臨時財政対策債を4億4,400万円見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金7億5,000万円を計上し、各事業推進のための財源としました。

歳出においては、今年は地方創生元年といわれ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し関連施策の推進を図るため、地方創生対策事業を創設したほか、老朽化の進む公共施設を総合的かつ計画的に管理するため、公共施設等総合管理計画の策定のための予算を計上しました。

産業土木分野では、農業振興のため国営土地改良負担金事業や県営基盤整備事業等を推進し、安全で快適な道路環境づくりのため、幹線道路の整備事業や、生活道路維持のため舗装修繕事業等について予算計上しました。

また、子育て支援として児童クラブ待機児童解消のため、横芝第2児童クラブ施設整備事

業並びに白浜小学校児童クラブ施設整備事業の予算を計上しております。

その他、学校教育・社会体育・生涯学習の充実、地域福祉・地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第1次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成をしたところであります。

議案第26号 平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について。

本案は、平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてであります。平成27年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,900万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、国民健康保険税に8億3,140万2,000円、療養給付費負担金や調整交付金等の国庫支出金に8億9,195万5,000円、退職者の療養給付費等交付金に1億4,645万5,000円、前期高齢者交付金に7億2,700万1,000円、県支出金に2億4,754万5,000円、医療費の共同事業交付金に9億2,127万2,000円を、それぞれ計上したところであります。

歳出においては、最近の医療費動向を勘案し、保険給付費に21億9,846万2,000円を計上したほか、後期高齢者支援金に5億2,192万3,000円、介護納付金に2億4,326万6,000円、医療費の共同事業拠出金に9億3,836万1,000円を、それぞれ計上しました。

また、特定健診・保健指導についても、関係部局の連携により積極的に推進すべく、必要な経費2,407万5,000円を保健事業費において計上したところであります。

議案第27号 平成27年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について。

本案は、平成27年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算議定についてであります。平成27年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,200万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料徴収率を特別徴収分100%、普通徴収分98.3%と見込み、さらに低所得者や、被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置の延長等により、1億4,735万9,000円の後期高齢者医療保険料を算出したほか、一般会計繰入金として、事務費繰入金592万1,000円及び保険料軽減分を公費補填する保険基盤安定繰入金6,810万4,000円を計上しました。

歳出においては、その約93%を占める後期高齢者医療広域連合納付金について、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金を合わせた2億1,546万3,000円を計上したところであります。このほか、後期高齢者の健康診査事業については、743万4,000円を計上しました。

議案第28号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計予算について。

本案は、平成27年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。平成27年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,300万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料を3億8,164万円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を4億9,225万2,000円、支払基金交付金を5億5,207万4,000円、県支出金を2億9,739万7,000円見込んだほか、一般会計から3億3,728万4,000円、介護給付費準備基金から2,921万7,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績及び介護保険事業計画等から推計し、前年度当初予算対比で4.7%減の19億6,524万6,000円を計上しました。主な保険給付費は、介護サービス給付費17億8,045万5,000円、介護予防サービス給付費6,139万7,000円を計上しております。

また、地域支援事業費4,390万9,000円の中に、地域包括支援センター運営委託料として2,369万7,000円等を計上しました。

議案第29号 平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について。

本案は、平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算議定についてであります。平成27年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,600万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、農業集落排水処理施設使用料は接続人口の変動等を見込み924万4,000円、前年度繰越金は平成26年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、一般会計から4,575万3,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員給与等の総務費880万2,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として委託費、修繕費及び汚泥処理手数料等1,095万8,000円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,524万円と予備費100万円を計上しました。

議案第30号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について。

本案は、平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算議定についてであります。平成26年度はP E D（豚流行性下痢）の流行や間屋廃業の影響はあったものの、計画を上回る屠畜頭数が確保できる見込みですが、一方、施設の老朽化や設備機器への過負荷等により維持経費が増加し、また電気料も値上がり傾向が続いていることから、経常経費が増加しています。

これらの影響から、依然として厳しい経営環境が続いておりますが、安心・安全な食肉の流通に努めるとともに、独立採算制の堅持と長期にわたる安定した経営を目指し予算編成をした結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,020万円とすべく計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入においては、PEDの発生や豚の間屋1社の廃業による影響などを考慮し、豚の屠畜頭数を14万5,000頭、牛の屠畜頭数を3,500頭で見込みました。

歳出においては、自動搬送装置（TR）取替工事など施設の適正な稼働が図られるよう維持管理費・整備費に重点を置き予算編成をしたところであります。

議案第31号 平成27年度横芝光町病院事業会計予算について。

本案は、平成27年度横芝光町病院事業会計予算議定についてであります。病院経営は、慢性的な医師・看護師不足などの影響により、依然として厳しい状況が続いているものの、病院長のもと職員一丸となり、安心して地域住民が受診できる病院を目指し、安定した収益の確保を図るとともに、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく、予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに13億7,303万2,000円、資本的収支予算では収入が1億6,533万円、支出が2億6,898万4,000円を計上しました。

収益的収支予算では、収入の根幹となる医業収益で、1日平均の患者数を入院で71人、外来で180人を見込み計上し、支出については、必要最小限の経費を計上したところであります。

資本的収支予算では、収入で、手術器機整備に係る企業債及び一般会計繰入金等を計上し、支出では老朽化に伴う病棟浴室改修工事及び医療器機等の更新並びに企業債償還金を計上しました。

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の決定）。

本件は、平成26年7月14日午後6時30分ごろ、横芝光町中台1517番地先町道B247号線で発生したU字溝の損傷による車両物損事故に関し、損害賠償額5万7,161円を支払うことにより被害者と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件についてその概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長からの説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜

りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 町長からの提案理由説明が終わりました。ここで休憩をいたします。

再開は午後 1 時ちょうどといたします。

（午後 0 時 0 1 分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0 時 5 9 分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けますが、ご報告いたします。川島勝美議員、所用で多少のおくれがあると受け付けておりますので、ご理解ください。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号及び議案第 2 号について、総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは私からは、議案第 1 号及び議案第 2 号についてご説明を申し上げます。

それでは、このピンクの議案つづり、それと黄色の議案関係資料をご用意したいと思います。

初めに、議案つづりの 1 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 1 号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、先ほど町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、地域防災力の充実強化の一環として、消防団員の処遇改善を図ること及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに対応する必要があることから、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案つづりの 3 ページ及び議案資料の 1 ページをごらん願います。

改正条例の第 1 条で、消防団員報酬年額 1 万 7,900 円を年額 2 万円に改め、第 2 条で、平成 27 年 4 月 1 日から教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置に伴い、教育委員会委員長の月額報酬部分を削るものであります。なお、附則により、この条例は平成 27 年 4 月 1

日から施行することとし、現に在職する教育長の在職期間は改正前のままの取り扱いをするものであります。

次に、議案第2号についてご説明を申し上げます。

議案つづりの5ページをごらん願います。

議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

説明につきましては、議案関係資料の2ページ、一般職の職員の給与に関する条例の改正案の概要、これで要点の説明とさせていただきます。それでは改正案の概要をごらん願います。

本案は、先ほど町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づいた給与制度の総合的な見直し等を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正点は、大きく3点であります。まず1点目は、給与制度の総合的な見直しであります。第2点目は、指定職給料表の新設であります。そして3点目は、諸手当の見直しであります。

それでは、1点目の給与制度の総合的な見直しについてでございますが、①といたしまして、職員の月額給料表の改定であります。これは、世代間の給与配分の見直しを行うため、給料表を平均1.9%、最大3.7%を減額改定するものでございます。ただし、若年層及び医師についてはこれは行わないというものでございます。

次に、②といたしまして、現給保障（激減緩和措置）でございます。これは、引き下げとなる職員に配慮し、新たな給料表の給料月額が切りかえ日の前日に受けた給料月額に達しない職員に対しましては、3年間に限り、経過措置としてその差額を支給するものであります。

次に、③としまして、減額支給措置の廃止であります。7級職55歳超の職員の給料等の1.5%減額支給措置は、給料表の減額改定に伴い、平成30年3月31日をもって廃止するものであります。

次に、2点目の指定職給料表の新設でございます。これは、東陽病院長の職務にある職員については、職務の重要性に鑑み、新たに指定職給料表を設けるものであります。なお、新たな給料表につきましては、議案関係資料の35ページに記載のとおりでありますので、後ほどご確認をいただければと思います。

続いて、3点目の諸手当の見直しについてでございます。

①といたしまして、管理職員特別勤務手当の改正であります。これは、災害への対処等の

臨時緊急の必要により、やむを得ず平日の深夜、これは午前0時から午前5時までの間でございますが、その間に勤務した場合に対し、勤務1回につき6,000円を超えない範囲の額を支給するものでございます。

②といたしまして、時間外勤務手当等の改正であります。時間外勤務手当等を算定する際に用いる職員の労働時間には、現在、祝日等が含まれておりますが、労働基準法の趣旨を踏まえまして労働時間から祝日等を差し引くものでございます。

③といたしまして、期末勤勉手当の役職加算であります。千葉県状況等を踏まえ、期末勤勉手当の役職加算される職員を、現行の4級以上から3級以上に改定するものでございます。ただし、規則の改正につきましては他団体の動向を見て判断する予定となっております。

④といたしまして、災害派遣手当の改正であります。これは、当町が大規模災害の被災地となった場合、大規模災害からの復興に関する法律の規定により、復興計画の作成のために他の団体から派遣された職員にも手当を支給するものでございます。そうしたことで、現在、当町は該当しておりません。

最後に、4として施行期日でございますが、この条例につきましては平成27年4月1日から適用するものでございます。

なお、本改正条例案は議案つづりの7ページから27ページ、関係資料につきましては3ページから37ページに記載のとおりでございますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

以上で、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第3号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第3号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、引き続きこのピンク色の表紙、議案つづりの29ページから33ページ、そしてこの黄色の表紙になりますが、議案関係資料38ページから42ページになります。

それでは、ピンク色の表紙、議案つづりの29ページをごらんください。

議案第3号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 3 月 2 日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

このたびの改正の要旨は、町長から提案理由の説明がございましたように、医療業務に従事する職員の処遇改善を目的に、所要の手当を追加すべく本議会に提案するものでございます。

31ページをごらんください。

主な改正内容といたしましては、第 2 条第 1 項に、特殊勤務手当の種類として第12号から第16号に記載する手当を追加するもののほか、第 3 号、検査手当及び第10号、手術手当につきまして、支給額並びに要件等の改正を行うものでございます。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、黄色の表紙38ページをごらんください。表の左側が現行条例、右側が改正案となっており、改正箇所をアンダーラインで表記しております。

第 2 条第 1 項では、特殊勤務手当の種類といたしまして、第12号に産業医手当、第13号に文書作成手当、第14号に労働衛生手当、第15号に労働環境管理手当、第16号に抗がん剤注射薬取り扱い手当を追加するものでございます。また、39ページ第11項の改正は、手術手当の支給対象者に医師を加え、処置室等で行う手術を対象としましたことから、病院内の手術室の記載を削除しております。第13項から第17項までは、追加しました各種特殊勤務手当の支給要件等について示してございます。

40ページからの別表をごらんください。

種類の上から 3 項目め、検査手当でございますが、支給対象であります臨床検査技師に細胞検査師の資格を有する者については、手当の額を月額 1 万円とするものであります。41ページ中段になりますが、手術手当につきまして、支給を受ける者の区分に、術者及び補助者となる医師及び看護師を追加し、従事者 1 人につき手術料の100分の 3 に相当する額を支給するものであります。なお、手術 1 件当たりの総額が手術料の100分の10を超える場合は、100分の10を限度として従事者に案分することとしております。下段、看護師に対する手当の額につきましては、1 月当たり 5,000 円を上限額と定めておりましたが、手術件数の増加に対応するため上限を撤廃し、補助者となる看護師を除くことといたしました。右側一番下の産業医手当から42ページ記載の家屋手当につきましては、支給の対象となる要件並びに各手当の額を定めております。

お手数ですが、ピンク色の表紙、議案つづりの33ページをお開きください。一番下の附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第4号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第4号 横芝光町公共施設総合管理基金条例の制定について補足説明させていただきます。

資料につきましては、議案第3号までと同様、ピンク色の表紙の議案つづり、これは35ページになります。それと黄色の表紙の議案関係資料、これは43ページでございますので、それぞれお手元にご用意願います。

それでは、この議案つづりの35ページからご説明申し上げます。

議案第4号 横芝光町公共施設総合管理基金条例の制定について。本案につきましては町長が提案理由でご説明いたしましたとおり、町が所有する公共施設の老朽化対策は大きな課題であり、今後、公共施設が大量に更新時期を迎えるに当たって、施設全体を把握した上で、長期的な視点をもって老朽化対策を計画的に推進する必要があることから、学校施設等整備基金及び公共公益施設整備基金を廃止、統合し、新たに横芝光町公共施設総合管理基金を創設し、公共施設の更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に行うための財源とすべく、本条例を制定するものであります。

それでは、議案つづり37ページの条例案をごらん願います。

第1条は、基金の設置についての規定でございます。地方自治法第241条の規定に基づき、基金を設置するものであります。

第2条では、一般会計歳入歳出予算で積立額を定める規定としております。

第3条は、基金の管理方法であります。第1項では、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法で保管すること、第2項では、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものであります。

第4条は、預金利子など基金運用益の処理についての規定、第5条では、財政上の必要性により一時的に繰りかえ運用することができることを定めております。

38ページに移っていただきまして、第6条では、第1号から第4号まで、基金の処分がで

きる場合を規定しております。公共施設を更新、統廃合、大規模改修、除却する場合、基金の全部または一部を処分することができるというものでございます。

第7条は、委任規定でございます。

以上、条例は第1条から第7条までの構成となっております、これは他の基金条例と同様の条文構成でございます。

続きまして、附則でございますが、附則は3項ございます。第1項で、条例の施行期日を平成27年3月31日とすること。第2項で、本基金として統合する横芝光町学校施設等整備基金条例及び横芝光町公共公益施設整備基金条例を廃止すること。第3項で、横芝光町の基金の処分の特例に関する条例第2条の規定から第2項で廃止する2条例を削り、本基金条例を加えるものであります。

ここで、黄色い表紙のこの議案関係資料の43ページをお開き願います。

ただいま附則の第3項でご説明いたしました、横芝光町の基金の処分の特例に関する条例の第2条、基金の処分の特例条項でございますが、ここに列記されました基金条例のうち第5号及び第7号の廃止基金条例を削り、それぞれの号の番号を繰り上げた後、この資料44ページで第13号といたしまして、今回の新規設定いたします公共施設総合管理基金条例を加えるものでございます。

なお、参考までに申し上げます。条例第2条で規定いたしました本基金の積立額でございますが、この後、議案第19号で提案させていただきます平成26年度3月補正予算におきまして、3億2,276万4,000円を積み立てるべく予算計上したところであります。今後は、基金の目的達成のため、毎年度計画的に積み立てを行うなど、公共施設の総合的な管理による老朽化対策の推進に資する基金として運用してまいりたいと考えております。

以上で、議案第4号 横芝光町公共施設総合管理基金条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第5号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第5号 横芝光町屋形海岸駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案資料につきましては、41ページからになります。議案資料の41ページをお開き願いま

す。

議案第 5 号 横芝光町屋形海岸駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町屋形海岸駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 3 月 2 日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

この条例改正は、冒頭町長からの提案理由説明にもございましたように、横芝光町屋形海岸駐車場の利用者増加を促進し、観光振興に資するため、横芝光町屋形海岸駐車場条例の一部を改正するものであります。

説明につきましては、黄色い表紙の議案関係資料45ページでご説明をさせていただきます。

別表の使用料について定めたアンダーライン部分でございますけれども、自動車の種類を問わず、町内の利用者については全てを無料とし、また町外の利用者については、下から 2 段目、普通自動車の部を700円から500円に、二輪車の部を300円から100円に引き下げるものであります。近隣市町村と比べ割高となっております屋形海岸駐車場使用料を引き下げ、利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第 5 号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第 6 号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、議案第 6 号の詳細についてご説明させていただきます。

ピンクのほうのこちらのほうですけれども、議案つづりの45ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 6 号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 3 月 2 日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、先ほど町長から提案理由で説明したとおり、老朽化した町営住宅の除却に伴い管理戸数が減ることから、横芝光町営住宅条例の一部を改正するものであります。

次の47ページが改正案でございますが、内容としましては、竜ヶ塚団地 1 戸及び栗山団地

2戸を、いずれも入居者が退去したことに伴い、用途廃止するものでございます。

近年、町営住宅の退去者も多く、入居者募集をかけても応募倍率は低く、申込者の大半は高齢者で、その多くは単身世帯で、また、住宅退去後の入居者を募集するにしても最低限のリフォームは必要であります。

竜ヶ塚団地は昭和30年、栗山団地は昭和44年に建築され、建物自体の耐用年数である30年を経過し、老朽化も進んでおり、さらに耐震性が確保されておらず、長寿命化を図るための改善工事を行う場合、多額の費用が必要でございます。

以上のことから、戸建て木造住宅については空き家になった時点で廃止していこうとするものであります。

内容につきましては、黄色の表紙のほうの議案関係資料の新旧対照表で説明させていただきますので、46ページをごらんいただきたいと思います。

表の左が現行、右側が改正案で、別表の欄2行目になります。現行の竜ヶ塚団地、横芝光町古川256番地1、1戸を削り、次の栗山団地47戸を、改正案は45戸に改めるものであります。これは、戸建ての木造住宅25号、26号の2戸の用途廃止によるものであります。

最後に、議案つづりの47ページにお戻りをいただきたいと思います。

下段のほうになります。附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第7号ないし議案第11号について、福祉課長。

〔福祉課長 宮藺博香君登壇〕

○福祉課長（宮藺博香君） それでは、最初に議案第7号についてご説明いたします。

ピンクの議案つづり49ページをごらんください。

議案第7号 児童福祉法の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

児童福祉法の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりですが、本条例は、横芝光町保育所条例の一部を改正するとともに、横芝光町保育の実施に関する条例と横芝光町保育料徴

収条例を廃止するものであります。

説明につきましては、最初に黄色のつづり、議案等関係資料に基づき行いますので、資料の47ページをごらんください。

第1条の横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の第5条のアンダーラインは、条文の字句の改正を行うものであります。

第10条第1項及び第2項は、アンダーラインのとおり、保育料についての条文を追加するものであります。今回、この保育料の規定が必要となったのは、児童福祉法第56条第3項に基づき、徴収していた公立保育所の保育料が、措置保育を除き対象から外れたため、法律上徴収根拠がなくなってしまったので、条例で定める必要が生じたものであります。

第11条は、10条が追加されたことに伴い、1条繰り下げるものであります。

恐れ入りますが、ピンクの議案つづり51ページをごらんください。

第2条の横芝光町保育の実施に関する条例につきましては、保育を必要とする事由が内閣省令に定められたことに伴い、児童が保育に欠ける事由について定める横芝光町保育の実施に関する条例を廃止するものです。

第3条の横芝光町保育料徴収条例につきましては、現条例が子ども・子育て支援の新制度に適合しなくなったことと、平成27年4月1日から特定教育保育施設及び地域特定型保育事業が行われることから、それらに対応するため、法令を根拠として利用者負担金等を定める規則を制定して対応する必要が生じたことから、廃止するものであります。

なお、附則としましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第8号についてご説明申し上げます。

ピンクの議案つづり53ページをごらんください。

議案第8号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりであります。説明につきましては、黄色のつづり、議案等関係資料に基づき行いますので、資料の49ページをごらんください。

本条例は、アンダーラインの引いてある上原児童遊園、寺方児童遊園、栗山南部児童遊園及び鳥喰上新田児童遊園を廃止するものであります。なお、附則としましては、公布の日か

ら施行するものであります。

続きまして、議案第9号についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、ピンクの議案つづり57ページをごらんください。

議案第9号 横芝光町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

横芝光町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

ピンクの議案つづり59ページをごらんください。

第1条につきましては、趣旨として、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

第2条につきましては、指定介護予防支援事業者の指定を受けることができる者は法人とすると定めるものであります。

第3条につきましては、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもので、基本的には平成18年厚生労働省令第37号の指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って定めるものですが、従業者の勤務体制についての記録や介護報酬を請求するために審査支払機関に提出した書類については、5年間保存しなければならないと定めるものであります。

第4条につきましては、基準該当予防支援に関する基準を定めるもので、こちらも基本的には厚生労働省令に従って定めるものですが、従業者の勤務体制についての記録や介護報酬を請求するために介護支援機関に提出した書類については、5年間保存しなければならないと定めるものであります。

第5条につきましては、区域外の事業所については所在地の市町村の基準を適用するとの特例を定めるものであります。

なお、附則としまして、第1項として、施行期日を公布の日とすることと、第2項及び第3項で、条例改正の要否と、町の状況を踏まえ随時検討を加え、その結果に基づいて必要な

措置を講ずるよう努めるということを示すものでございます。

続きまして、議案第10号についてご説明申し上げます。

ピンクの議案つづり63ページをごらんください。

議案第10号 横芝光町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

横芝光町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりであります。

ピンクの議案つづり65ページをごらんください。

第1条につきましては、地域包括支援センターの趣旨について定めるものであります。

第2条につきましては、地域包括支援センターの人員及び運営についての基準を、介護保険法施行規則第140条の66のとおり定めるものであります。具体的には、地域包括支援センターは保健師または看護師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門医、いわゆるケアマネジャー1名が共同して包括的支援事業を実施し、被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活が営むことができるようにしなければならないということであります。

附則としましては、第1項で施行期日を平成27年4月1日とすることと、第2項及び第3項で、条例改正の要否と、町の状況を踏まえ随時検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるということの規定するものであります。

続きまして、議案第11号についてご説明申し上げます。

ピンクの議案つづり67ページをごらんください。

議案第11号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりですが、本条例は、1点目として、保険料段階の細分化等を図り、より所得に応じた保険料設定をすること、2点目として、介護予防及び日常生活総合支援事業の開始時期を規定するものであります。

説明につきましては、黄色のつづり、議案等関係資料に基づき行いますので、資料の50ペ

ージをごらんください。

第2条第1項のアンダーラインにつきましては、保険料率の期間を平成24年度から平成26年度、平成27年度から平成29年度に改めるものであります。

次に、各号の段階別保険料を住民税課税状況等によりアンダーラインの額に改正することと、今まで9段階であったものを11段階に改正するものであります。さらに、国の基準が9段階であるものを11段階にすることから、第6号のア、イ、7号のイ、8号のア、イ、9号のイのアンダーラインは、号数がふえたことに伴う修正及び額の改正をするものであります。また、同条第2項では、保育料の低所得者軽減に係る保険料額を2万5,300円とすることを規定するものです。

52ページをごらんください。

第3条第3項のアンダーラインは、第2条同様、段階を変更するとともに、額を変更することにより改正するものであります。

53ページをごらんください。

附則第9条は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置として、各事業の開始時期について規定するものであります。

なお、附則としまして、第1条では施行期日を示し、第2条では経過措置について規定するものであります。また、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたように、介護保険料月額基準額は現行の4,500円から4,700円になりますが、郡内比較では低い保険料設定ができる見込みであります。

以上をもちまして、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 宮藺博香君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第12号について、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、議案第12号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案につきましてはピンク色、議案つづりの73ページを、関係資料につきましては黄色い表紙の54ページをお開きをいただきたいと存じます。

議案第12号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

この条例改正につきましては、冒頭、町長からの提案理由説明にもございましたように、待機児童の緩和を図るため臨時的に開設しております児童クラブを、昨年度に引き続き、開設をしようとするものでございます。

現在の臨時開設施設は、平成26年3月議会におきまして、東陽病院託児所を活用し、平成27年3月31日までと期限を定めて、臨時的にひかり第2児童クラブとして開設をご承認いただき、現在運営中でございます。しかしながら、現時点において翌年度入所希望が定員を超えていることと、新施設の整備が27年中の工事で、平成28年当初の開設となることから、引き続き東陽病院託児所を活用した臨時的児童クラブを開設を行いたいため、関係資料54ページにご注目をお願いしたいと思います。昨年ご承認いただきました児童クラブ条例の一部を改正する条例の附則第2項で規定する条例効力の失効期限について、「平成27年3月31日限りその効力を失う。」であったものを、「平成28年3月31日限りその効力を失う。」と、1年間延長すべく改正するものでございます。

なお73ページにご注目ください。この条例は公布の日から施行するという考えでございます。

以上で、議案第12号の説明といたします。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第13号及び議案第14号について、総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、議案第13号及び議案第14号についてご説明を申し上げます。

議案つづりの77ページをごらん願います。

議案第13号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、関係条例に所要の改正を行う必要が生じたことから、本条例を制定し、関係条例の一部改正等を行うものでございます。

議案つづりの79ページ及び関係資料の55ページをごらん願います。整理条例第1条で横芝光町行政組織条例を、議案関係資料の56、57ページをごらん願います。整理条例第2条で横芝光町職員定数条例を、第3条で横芝光町証人等の実費弁償に関する条例を、第4条で横芝光町特別職報酬等審議会条例を、第5条で横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例を、それぞれ改正案のアンダーライン部分について所要の改正を行い、議案つづりの80ページ、後段になりますが、第6条で、横芝光町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例を廃止するものでございます。

なお、附則により、この条例は平成27年4月1日から施行することとし、現に在職する教育長の在職期間は、第2条及び第5条の改正前の規定及び第6条の廃止前の条例の規定は、なおその効力を有するとするものでございます。

続いて、議案つづりの83ページをごらん願います。

議案第14号 横芝光町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育公務員特例法の改正により、平成27年4月1日以降任命される教育長から常勤の特別職となることに伴い、その勤務時間及びその他の条件について規定を設ける必要があることから、横芝光町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を制定するものであります。

議案つづりの85ページをごらん願います。

第1条で目的を、第2条で勤務時間をそれぞれ定めるものであります。

なお、附則により、この条例は平成27年4月1日から施行することとし、現に在職する教育長の在職期間は、この条例の規定は適用しないとするものでございます。

以上で、議案第13号及び議案第14号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第15号について、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、議案第15号 横芝光町教育委員会教育長の職務に専念

する義務の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案につきましては、ピンク色の議案つづり87ページをごらんください。

議案第15号 横芝光町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

横芝光町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

この新たに制定する条例は、冒頭、町長からの提案理由説明にも、並びに過日の全員協議会でもご説明いたしましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により特別職となる新教育長に、法及び条例により定める場合を除くほか、職務に専念をしなければならない義務が規定をされました。そのことから、職務専念義務を免除する特例について条例を制定する必要が生じたものでございます。

条例案につきましては、89ページをごらんいただきたいと存じます。内容説明につきましては、条ごとの概要説明とさせていただきます。

まず、第1条では、法に定められた職務専念義務の特例に関し必要な事項を定めるという条例の目的を、第2条では、条例上の基本的職免理由は、研修への参加と職員の厚生事業に参加する場合とし、その他の理由は教育委員会規則で定めるとの規定を、第3条では、この条例以外に必要な事項は教育委員会規則で定めるとした規則への委任を、附則第1項で、本年4月1日から施行することとし、附則の第2項で、現の教育長には適用せず、4月1日以降任命される教育長から適用されるという旨を附則でうたっております。

以上、雑駁な説明で恐縮ですが、議案第15号の説明といたします。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第16号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第16号につきまして補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、引き続きお願いします。ピンク色の議案つづり、これはページで言いますと91ページでございます。それと、黄色い表紙のこの議案関係資料につきましては58

ページとなりますので、それぞれお手元にご用意願います。

それでは、こちらの議案つづりの91ページからご説明申し上げます。

議案第16号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について。

山武郡市広域行政組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、町長が提案理由説明でご説明申し上げましたとおり、山武郡市広域行政組合における事務事業の見直しや法律の改正等に伴いまして、組合規約の一部を改正する規約を制定することについて町へ協議がありましたことから、議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきましては、こちらは黄色い表紙の新旧対照表でご説明申し上げますので、58ページ及び59ページ、見開きとなっておりますがお開き願います。

初めに、規約第3条の改正でございます。第3条の第1号から第21号に組合の共同処理する事務が掲げられておりまして、このうち第18号の介護保険法に基づく居宅介護支援事業につきましては、坂田苑の老人デイサービスセンターにケアマネジャーを配置して、ケアプランの作成を行うという事業を平成12年度から実施しております。この事業は恒常的に赤字となっておりまして、同デイサービスセンターで実施しております通所介護事業からの財源充当や、基金繰り入れにより運営している状況でございます。赤字削減に向けた対策は講じたものの、赤字を解消することは困難であり、今後も通所介護事業からの財源充当を続けていくと、通所介護事業自体が継続できなくなってしまうおそれがあること、また民間事業所の参入により居宅介護支援を行う事業所が充足しているという状況にあるということから、組合で行っております居宅介護支援事業を平成26年度末で廃止することとするものであります。

これによりまして、規約第3条の第18号を削り、新たに第20号といたしまして、手話奉仕員養成研修事業を追加するものでございます。この手話奉仕員養成研修事業は、法律改正によりまして、市町村の必須事業として位置づけられたものでありますが、山武管内の各市町単独での実施は困難であり、組合での共同実施が効率的であるとの結論に至ったことから、新たに組合の共同処理する事務に追加するものであります。

次に、規約第11条第1項の改正でございます。

第1項中で引用しております法律の改正により条ずれが生じたため、アンダーライン部分のとおり引用条文を改めるものであります。

59ページに移りまして、規約第11条第2項の改正であります。組合の消防職員につきましては、実務上、従前から管理者の決裁を得て消防長が任免しておりますが、規約上も実務に合った適正な表現に改めることとし、「消防職員は、」の次に、「管理者の承認を得て」という文言を追加するものであります。

続きまして、規約第11条の2の改正でございますが、本年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、組合の教育委員会組織について教育長及び委員をもって組織することとなることに伴いまして、同条の見出し中、アンダーライン部分のとおり、現行の「委員の定数」を「組織」に改めるとともに、第2項中「7人の委員」を「教育長及び6人の委員」に改めるものであります。

それでは、再びこのピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、92ページをごらん願います。

上から4行目、改正規約の附則でございますが、第1項は施行期日で、この規約は平成27年4月1日から施行すること、第2項は経過措置で、この規約の施行の際、つまり本年4月1日以降も、それまで在職していた教育長が引き続き在職する期間は、規約第11条の2の改正規定は適用せず、改正前の教育委員会は7人の委員をもって組織するという規定の効力が存続するというものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をします。

再開は午後2時10分といたします。

（午後 1時58分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第17号及び議案第18号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは初めに、議案第17号の詳細について、ご説明させていただきます。

ピンクの表紙のほうの、こちらのほうの議案つづりの93ページをごらんいただきたいと思います。

議案第17号 町道路線の認定及び廃止について。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、及び廃止する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、町道改良工事及び道路機能の喪失による町道路線の見直し並びに町道の認定漏れに伴い、このたび関係する路線について、道路法の規定により、町道の認定及び廃止を行うとするものでございます。

それでは、次の95ページをお願いをいたします。

最初に、認定路線整理番号1のA241号線及び2のA345号線と、次ページの廃止路線の整理番号1のA241号線は関連がございますので、あわせて説明をさせていただきます。

黄色の表紙の議案関係資料つづり、60、61、66ページの箇所図もあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、廃止路線1といたしましては、於幾地先から栗山川にかかる旧栗嶋橋を含む富下地先までの区間ではありますが、平成25年5月に開通した栗嶋橋の完成に伴い、通行どめとしておりました旧栗嶋橋を千葉県が昨年撤去したことから、町道としてこの部分の機能が喪失しましたので、一旦このA241号線を廃止いたしまして、栗山川にかかる区間を除き、それ以外の区間を、認定路線の1は従前と同じ路線番号のA241号線で、2はA345号線として、新たに認定させていただこうとするものでございます。

次に、認定路線3のB250号線ではありますが、箇所図は62ページでございます。合併前の横芝町時代に、ゴルフ場の会社が地元対策の一つとして拡幅等の整備をしたもので、町道として認定すべきであったことから、このたび新たに認定させていただこうとするものであります。

次に、認定路線4と、廃止路線3のC034号線及び認定路線5と廃止路線4のC047号線は同じでございますので、あわせて説明をさせていただきます。

まず、C 034号線は、箇所図では63と68ページになりますが、国道126線を起点とし、町道 I－9 号線を終点とした区間で、C 047号線は箇所図では64と69ページになりますが、I－9 号線を起点とし、海岸方面に向かい鳥喰新田地先を終点とした区間でありますが、いずれも、I－9 号線と接続する部分が重複していることが判明したため、一旦廃止をいたしまして、その部分を除いた区間を、従前の番号をもって認定させていただこうとするものであります。

次に、認定路線 6 の C 275号線であります。箇所図は65ページでございます。これは、平成20年度の国営両総用水事業に係る 1 号線のパイプライン工事の際、歩行者通行のために整備されましたので、町道として認定すべきであったことから、このたび新たに認定させていただこうとするものであります。

次に、廃止路線の 2 と 5 は関連がございますので、あわせて説明させていただきます。

箇所図は67と70ページでございます。

町道 I－9 号線は、通称名 1 号線または色川道路であります。現在進めている道路改良により、これに並行の C 031号、C 067号線は道路としての機能が喪失したことから、このたび廃止させていただこうとするものであります。2 の C 031号線は、横芝小学校交差点を起点とし、山武市松尾方面に向かい、コンビニエンスストア手前の交差点を終点とした区間で、延長は399.08メートル。5 の C 067号線は、県道横芝・上堺線の交差点を起点とし、山武市松尾方面に向かい、横芝小学校交差点までの区間で、延長は1,041.57メートルでございます。

続きまして、議案第18号の詳細についてご説明させていただきます。

議案つづりの97ページをお願いいたします。

議案第18号 区域外路線の認定の承諾について。

道路法第 8 条第 3 項の規定により、匝瑳市道路線として下記のとおり認定することを承諾する。

1. 区域外認定箇所。横芝光町原方字才五郎1444－2 地先から同字来鶴沼2588－6 地先、延長は13.2メートル。

平成27年 3 月 2 日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

議案関係資料の71ページをごらんいただきたいと思います。

現在匝瑳市において、野栄方面から道路整備を進めており、行政境となる大布川で当町の町道 I－14号線に接続することになりますが、この大布川に係る橋梁の整備に当たっては、

匝瑳市と当町で事業費の半分ずつを負担し、本年度から匝瑳市において工事を進めているところであります。市町村道につきましては、一般的には行政境をもってそれぞれの市町村で認定しておりますが、橋梁は道路構造物でありますので、維持管理は一体的に行うことが必要不可欠となっているところでございます。このようなことから、橋梁の完成後の管理について匝瑳市と協議した結果、横芝光町区域内の橋梁部分13.2メートルを、工事を進めている匝瑳市が管理することで、合意したところであります。

道路法第8条第3項では、市町村長は、特に必要があると認める場合には当該市町村の区域を越えて認定できるとされておりまして、この場合、当該市町村長は関係市町村長の承諾を得なければならないとされております。よって、この規定に基づき、匝瑳市より当町に協議があったため、提案させていただいたものでございます。

以上で議案第17号、18号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第19号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書第5号でございます。お手元にご用意願いたいと存じます。

補正予算書1ページをごらん願います。

平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億9,582万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ105億2,703万9,000円とし、第2条では継続費の補正を、第3条では繰越明許費の設定を、第4条では債務負担行為の補正を、第5条では地方債の補正を行おうとするものでございます。

次の2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出補正でございます。内容は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。6ページ、第2表継続費補正でございます。

2款1項、総務管理費の町勢要覧作成事業は、契約実績により表に記載の各年度の年割額を減額し、総額では815万5,000円とするものでございます。

次に、第3表、繰越明許費でございます。本補正予算におきまして、繰越明許費を設定い

たしますのは表に記載の6事業で、事業費の総額は6億6,527万5,000円でございます。いずれの事業も平成26年度内に事業完了ができないため、翌年度に繰り越そうとするものでありますが、事業ごとにその理由を説明申し上げます。

まず、2款1項総務管理費の地方創生先行事業1,700万円は、国の補正予算により地域住民生活と緊急支援のための交付金が創設され、これを利用して地方版人口ビジョン及び総合戦略の策定や地方創生に資する事業の開発等を行うものであります。

続く6款1項商工費の地方創生商品券発行事業5,782万6,000円につきましても、国の補正予算による交付金を活用いたしまして、消費喚起のための緊急経済対策としてプレミアム商品券事業を実施するものであります。

いずれの事業も、平成27年度に執行すべく交付金が交付されるため、年度内に事業が完了できないものであります。

7款2項道路橋りょう費については、主要幹線町道整備に係る2事業でありまして、町道I-14号線道路改良事業、北清水・木戸地先でございますが、これでは用地交渉の難航から補償物件の移転作業がおくれたことにより、次の町道I-8号線道路改良事業（横芝地先）では、補償物件の移転及び土地の所有権移転登記が年度内に完了できないことから、それぞれ記載の金額を翌年度へ繰り越すものであります。4項都市計画費の駅前広場整備事業7,380万円は、関連する県発注の道路改良工事の遅延及び補償物件撤去工事等に不測の日数を要し、年度内に事業が完了できないものであります。

最後に、9款2項小学校費の南条小学校屋内運動場改築事業については、国の補正予算による追加事業採択の見込みから、今回の補正により予算計上を行うもので、年度内に事業完了ができないことから、4億7,269万2,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、第4表、債務負担行為補正でございます。

国営大利根用水土地改良事業負担金は、本事業の関係市町が本年度中に県と協定を結び、事業完了後の平成36年度に本事業に係る負担金を一括償還し、金利負担の軽減を図るため、平成26年度から平成36年度までの期間、限度額2,403万5,000円で債務負担行為を設定しようとするものであります。

7ページをお願いいたします。第5表、地方債補正でございます。

1の地方債の変更は、ここに記載の4事業について、表の右側の補正後欄に記載のとおり、限度額を補正しようとするものでございまして、いずれも起債の方法、利率、償還の方法には変更はありません。内容につきましては、この後、歳入の21款町債で説明させていただきます。

ます。

次に、2の地方債の廃止は住宅事業で、小田部町営住宅大規模修繕に係るものでありますが、当初予算で予定しておりました住宅債の借り入れを行わないことにしたことから、廃止とするものでございます。

次の8ページから10ページは事項別明細書の款別の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。なお、3月補正予算につきましては、決算見込みに立った調整が主なものとなっているところでございます。

11ページ、歳入でございます。

1款1項1目個人町民税は、1節の現年課税分で給与所得及び退職所得に係る所得割が減となる見込みであることから、1,655万2,000円の減額で、2目の法人町民税は、企業の収益状況により法人税割が減となる見込みであることから、1,369万4,000円の減額となったものであります。

2項1目固定資産税は、滞納繰越分の実績見込みにより549万9,000円の増額で、4項1目町たばこ税は、たばこ売り上げ本数の推移により1,091万6,000円の減額見込みであります。

1つ飛びまして、2款2項1目自動車重量譲与税は、200万円の増額を見込みました。

続く5款1項1目株式譲渡所得割交付金は280万円の減、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は100万円の減、続きまして、12ページに移っていただきまして、9款1項1目地方特例交付金は63万6,000円の増額となっておりますが、これらはいずれも県からの通知あるいは実績見込みによる調整でございます。

次の10款1項1目地方交付税は、普通交付税では3億5,203万6,000円を増額し、震災復興特別交付税については、山武郡市環境衛生組合の基幹的整備改良事業に係る構成市町負担金分として1億7,460万円を計上するものであります。

12款2項1目民生費負担金は、1節の老人福祉費負担金で、入所者数の減等により、老人福祉施設入所措置費負担金が減額を、その下の2節児童福祉費負担金で、児童クラブ保育料の改定や利用者の増により児童クラブ利用者負担金が増額を、それぞれ計上いたしました。

2項農林水産業費負担金は栗山川漁港関係市町村負担金で、栗山川漁港しゅんせつ工事が実施されなかったため、全額を減額するものであります。

13款1項6目教育使用料は、町民会館使用料の実績見込みにより増額となりました。

続いて、14款国庫支出金に入ります。

1 項 1 目民生費国庫負担金の、3 節保険基盤安定負担金は、国民健康保険に係る保険者支援分の減額を、4 節児童手当国庫負担金は、対象人数が見込みより少なかったことによる1,378万8,000円の減額を、それぞれ計上したものでございます。

3 目教育費国庫負担金は、先ほど繰越明許費でもご説明いたしましたとおり、南条小学校屋内運動場改築事業につきまして、国の補正予算による追加事業採択見込みから、公立学校施設整備負担金4,863万8,000円を新規計上するものでございます。

続いて、2 項の国庫補助金に入ります。

1 目民生費国庫補助金については、主なものといたしまして、1 節社会福祉費補助金で、地域生活支援事業統合補助金の増額のほか、次の13ページの上から2 丁目、臨時福祉給付金補助金は、事業の実績により5,306万4,000円を減額するものであります。

続きまして、3 目土木費国庫補助金は、事業費の確定による社会資本整備総合交付金及び防災安全社会資本整備交付金の増減となっております。1 節の道路橋梁費補助金は、町道 I－7、I－8、I－9、I－14号線などでそれぞれ決算見込みにより調整し、合計で917万3,000円を増額。次の2 節住宅費補助金は、小田部町営住宅大規模修繕事業に係る減額、次の3 節都市計画費補助金は、駅前広場整備事業の実績見込みによる減額補正でございます。

4 目教育費国庫補助金2,386万8,000円は、南条小学校屋内運動場改築事業に係る学校施設環境改善交付金の新規計上であります。

5 目総務費国庫補助金は、主なものといたしまして、一番下の地域住民生活等緊急支援交付金6,259万9,000円でございますが、これも繰越明許費でもご説明いたしましたとおり、国の補正予算により措置されました地方創生に係る交付金で、このうちプレミアム商品券発行事業に4,559万9,000円を、地方版人口ビジョンや総合戦略策定事業等に1,700万円を充当し、平成27年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

続きまして、15款1 項県負担金でございます。2 目民生費県負担金の1 節社会福祉費負担金は、事業の決算見込みに立った調整、3 節の保険基盤安定負担金は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る基盤安定負担金で、いずれも交付決定に基づく増減でございます。

4 節の児童手当県負担金は、国庫負担金と同じく、対象人数が見込みより少なかったことによる減額でございます。

続きまして、2 項県補助金に移ります。

1 目の総務費県補助金は、航空機騒音対策事業の住宅防音工事補助金について、実績見込

みによる減額補正でございます。

その下の2目の民生費県補助金につきましても、1節及び2節の各補助金ともに、年度内の事業実績の見込みに立った調整でございます。

4目農林水産業費県補助金は、説明欄に記載の補助金や給付金について、事業実績見込みに合わせた減額。

次の14ページに移りまして、14ページ上から3行目のPED対策交付金は、昨年末に発生した豚流行性下痢に対する防疫対策助成金であります。

6目消防費県補助金は、消防車両3台の購入に対する増額交付であります。

9目商工費県補助金は、プレミアム付商品券市町村交付金1,222万7,000円で、これも先ほど説明しております、国の交付金を活用して実施するプレミアム付商品券発行事業に対しまして、プレミアム分に充てるため上乗せ補助として県から交付されるもので、繰越明許費でもご説明いたしましたとおり、平成27年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

次の3項は、委託金でございます。1目総務費委託金は、各統計調査について精算し、減額するもので、3目土木費委託金は、建築実態調査に係る県委託金であります。

16款1目2目利子及び配当金は、それぞれ記載の基金に係る利子額の確定見込みによる調整でございます。

2項1目不動産売払収入は、横芝地先の普通財産1件について関係者から払い下げ要望がございまして、土地家屋評価審議会での意見を踏まえ、払い下げを行ったものでございます。

17款1項1目一般寄附金は、ふるさと納税を含む実績見込みにより増額補正するものでございます。

15ページに移りまして、18款2項は基金繰入金でございます。

1目の財政調整基金繰入金につきましては、26年度の決算見込みから基金取り崩しが不要と判断されるため、全額を減額し、基金の安定化を図ったところでございます。

2目の房総導水路補償施設維持管理基金繰入金は、充当事業である施設改修工事の減額補正に伴い、159万8,000円を減額するものでございます。

6目地域振興基金繰入金は、本基金の26年度充当事業を精査した結果、394万5,000円を減額するものであります。

7目の公共施設整備基金繰入金及び8目学校施設等整備基金繰入金は、先ほど議案第4号でご提案いたしましたとおり、公共施設の更新統廃合及び長寿命化などを計画的に行うべく、これら2つの基金を統合し、新たに公共施設総合管理基金を創設するために、それぞれ全額

を取り崩すものでございます。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源充当のため、前年度繰越金5,376万3,000円を充てるものであります。

続いて、20款は諸収入でございます。

1項1目延滞金は、町民税及び固定資産税に係る延滞金の徴収実績から、6項1目学校給食費負担金は、滞納繰越分の徴収実績により、それぞれ増額するもの。

7項1目雑入は、次の16ページにかけまして、各項目とも交付決定あるいは収入実績など、決算見込みに立った調整でございます。

最後に21款、町債でございます。1目の総務債は、合併特例事業のうち、町道のⅠ－7、Ⅰ－8、Ⅰ－9、Ⅰ－14号線の各道路改良事業及び駅前広場整備事業に係る決算見込みによる減額の一方、繰越明許費でも申し上げましたとおり、南条小学校屋内運動場改築事業が国の補正予算による追加事業採択予定であることから、合併特例事業債全体では3億2,320万円の増額補正を行うものであります。

次の、2目農林水産業債は、県営経営体育成基盤整備事業篠本新井地区負担金及び広域農道事業負担金について、事業の進捗状況による負担金の減額、また県営かんがい排水事業南条支線地区負担金につきましては借入れを行わないこととし、これらの要因によりまして、公共事業等債を2,490万円減額するものであります。

3目の土木債は、1節の道路橋梁整備事業債で、町道Ⅰ－18号線及びⅡ－36号線の整備事業に係る決算見込みにより、公共事業等債を950万円減額し、2節の住宅債では、小田部町営住宅大規模修繕事業に係る公営住宅改修事業債について、この起債が交付税措置のない起債であることから借入れを行わず、1,770万円全額を減額することとしたものであります。

4目の消防債は、消防車両3台の購入費が入札により減額となったことから、施設整備事業債を350万円減額補正するものでございます。

以上、歳入でございまして、続いて17ページからは歳出のご説明をいたします。

歳入の説明でも申し上げましたが、この補正予算は決算見込みに立った額の調整が主でございますので、個々の説明を省略させていただくことがございます。あらかじめご了承願います。

それでは、1款1項1目議会費では、説明欄の各項目とも決算見込みにより減額とするものであります。

2款1項が総務管理費でございます。1目の一般管理費は、退職等による一般給与費の減

額や、実績見込みによる臨時的任用職員賃金の減額。

4目の広報広聴費は、広報よこしばひかりの印刷製本費の減額の方、5目の財産管理費は、財政調整基金と減債基金の利子分に加えて、公債費の利子減額分等を減債基金に積み立てるべく、合計4,108万8,000円の増額計上。

7目の財産管理費は、歳入でも基金繰入金でもご説明いたしましたが、従前の2つの基金を統合し、新たに公共施設総合管理基金を設立すべく廃止しました2つの基金の合計3億2,276万4,000円を、ここで積み立てるものでございます。

18ページに移っていただきまして、18ページの8目企画費では、一番上の生活路線バス運行事業から、下から2つ目の町勢要覧作成事業までは、それぞれの事業実績により減額。ページ一番下の地方創生先行事業とございますが、これにつきましては、町長冒頭の施政方針でも申し上げましたとおり、平成27年度を横芝光町創生元年と位置づけまして、その第一歩といたしまして、我が町創生のための具体的施策をまとめた横芝光町創生総合戦略の策定を行うわけでございますが、この補正の本事業につきましては、国の補正予算において措置されました交付金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これの地方創生先行型という交付金を活用いたしまして、幅広い分野の町民の皆様方のご意見を伺いながら計画を策定するための、住民会議等の開催運営あるいはアンケート調査、基礎調査等の実施経費、さらには、地方創生や人口減少対策につながる新規施策の実施等に合計1,700万円を計上した上で、これを27年度に繰り越して事業展開を図ろうとするものでございます。

次の19ページ、10目地域振興費は、コミュニティ活動育成事業について補助実績により減額し、基金積立金では地域振興基金利子の積み立て分を計上するものでございます。

11目空港対策費では、各騒音防止対策事業補助金の実績見込み等から精査し、不用額をそれぞれ減額補正するものでございます。

一番下の12目情報管理費は、住民情報系電算管理事業で、システム改修委託料や、20ページにかけましての内部情報系電算管理事業で、レーザープリンター購入などの契約実績によりまして減額するものでございます。

続く20ページの3項1目は戸籍住民基本台帳費で、住基ネットサーバー構築業務委託や、町民サービスセンター内の非常警報装置や防犯カメラ設置工事等におきまして、契約実績により減額補正するものでございます。

5項2目委託統計調査費につきましても、21ページにかけまして、各統計調査の不用額を減額するものでございます。

続いて、3 款の民生費に入りまして、1 項 1 目社会福祉総務費では、主なものとしたしまして、上から 2 つ目の国民健康保険特別会計繰出事業は、国県支出金の交付決定及び法定外繰出による 4,252 万 9,000 円の増額。さらに 22 ページにかけての臨時福祉給付事業は、26 年度の給付実績によりまして、不用となりました 5,127 万 9,000 円を減額するものでございます。

2 目の老人福祉費では、老人福祉総務費で第二松丘園の借用地、面積で言いますと 1,417 平米の土地所有者から買い取りの申し出がございましたため、購入費を計上し、その他の事業につきましては、事業の実績見込みによりまして、それぞれ減額補正をするものでございます。

3 目の障害者福祉費では、各事業とも決算見込みに立った調整を行うための補正計上でございます。説明欄 1 つ目の補装具費支給事業及び次の 23 ページの障害児通所支援事業につきましては、それぞれ利用者の増加による給付実績の伸びにより増額となりまして、そのほかの事業につきましては、実績の見込みから減額補正とするものであります。

5 目後期高齢者医療費は、広域連合事務費負担金の減及び交付決定による基盤安定繰出金の追加となっております。

続く 2 項でございますが、児童福祉費でございます。1 目の児童福祉総務費の町内児童等医療等助成事業は支給件数の実績見込みにより、次の子ども・子育て支援事業はシステム構築事業委託契約の実績により、それぞれ減額するものでございます。

24 ページに移っていただきまして、2 目の児童措置費でございます。児童手当の実績見込みによりまして、4 目の保育所費では、給食業務委託料の実績によりまして、5 目の学童保育費では、新設児童クラブ設計委託料の契約実績等によりまして、それぞれ減額補正するものでございます。

続いて、4 款からは衛生費に入ります。

1 項 1 目保健衛生総務費から、次の 25 ページの 4 目健康増進対策費までは、各事業とも決算見込みに立った補正計上でございます。

5 目の健康づくりセンター費は、プラム内の設備のうち、経年劣化により緊急の対策を要するものについて、修繕料を計上したものでございます。

7 目の上水道費は、各組合の負担金額の確定による減額でございます。

2 項 1 目の塵芥処理費につきましては、歳入の地方交付税でもご説明いたしましたように、山武郡市環境衛生組合の基幹的設備改良事業への構成市町村の負担金の確定に伴います増額補正でございまして、今回のこの補正分と当初予算に措置した分と合わせて 1 億 7,460 万円

が、震災復興特別交付税で措置されるものでございます。

3項1目病院費は、東陽病院事業会計への繰出金で、本年度の決算見込みにより1,687万8,000円を減額補正するものでございます。

26ページに入りまして、5款農林水産業費でございます。

1項3目農業振興費は、27ページにかけまして、それぞれ記載の補助金、報償金、給付金等におきまして、年度内の実績見込みによる調整でございます。

4目の畜産振興費でございますが、歳入の県補助金でもご説明いたしましたように、PED対策交付金のうち、食肉センター支出分を同特別会計に繰り出すものでございます。

5目農地費は3,562万1,000円の減額ですが、この要因といたしましては、県営基盤整備事業では、篠本新井地区整備事業の事業費削減に伴いまして、町負担金額が減額となったもの。それと県営土地改良負担金事業におきましても、南条支線地区事業について、同じく事業費の削減による町負担金の減。28ページにいきまして、地域排水管理事業では、栗山地区の幹線3号排水路整備工事に係る設計委託料の減額などで、このほかの事業につきましては、決算見込みに立った調整となっております。

6目の農道整備事業費は、広域農道事業の年度内負担金額の確定による減額でございます。

2項1目林業振興費は飛ばしまして、29ページ、3項1目水産業振興費は、栗山川漁港整備事業で、漁港しゅんせつ事業がなかったことから、負担金額全額を減額するものでございます。

6款1項1目商工振興費の中小企業振興資金利子補給事業は、借り入れ実績による減額。それと次の地方創生商品券発行事業につきましては、先ほど来申し上げてご説明いたしましたように、国の補正予算による交付金や、県が上乘せ補助を行うその補助金を財源といたしまして、プレミアム付商品券発行事業を平成27年度に繰り越して実施するものでございまして、事業の実施主体となります町商工会への補助金のほかに、事業に必要な経費について総額5,782万6,000円を計上するものでございます。

2目の観光費は、（仮称）産直交流施設検討事業で、検討委員会委員の出席報酬や基本調査業務委託料について、実績により減額補正するものでございます。

続きまして、7款からは土木費でございます。

2項3目道路新設改良費は、説明欄に記載の各路線につきまして、年度末までの事業進捗見込みにより減額するものが主でございますが、繰越明許費でもご説明いたしましたように、30ページの説明欄一番下の町道I-14号線、それと31ページのやはり説明欄下から2番目に

なりますが、町道Ⅰ－８号線道路改良事業の各事業につきましては、26年度から27年度へ繰り越して事業を実施するというございます。

４項の都市計画費に入りまして、３目駅前広場管理費は、32ページにかけまして、駅前広場整備事業におきまして、26年度工事の進捗状況から精査した工事費の減、それに伴う技術支援業務委託料の減額補正でございます。なお、本事業につきましても、繰り越して27年度に実施するものでございます。

次の５項１目住宅管理費は、栗山団地の営繕工事費の減のほか、小田部団地維持管理事業で予定しておりました排水流末整備について、単独浄化槽処理による排水であったことから、排水路管理者の同意が得られなかったため、工事費を減額するものでございます。

続いて、８款は消防費でございます。

１項１目常備消防費は、消防組合負担金の確定による減額。

１つ飛んで、３目の消防施設費は、防災行政無線維持管理事業で、防災行政無線屋外局の電気料や電波利用料の改定による減額、それと消防車両整備事業で消防車両３台の契約実績による減額でございます。

33ページの４目災害対策費は、町内全世帯に配布いたしました防災学習帳の契約実績による減額が主なものでございます。

９款からは教育費でございます。

１項２目事務局費は、基金利子の積立金、児童生徒教職員の検診委託料、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、外国人英語教師派遣委託料、学習指導等講師の賃金等につきまして、いずれも実績見込み等に基づく調整でございます。

２項１目小学校費の学校管理費では、小学校施設維持管理事業で、南条、大総、東陽の各小学校の施設改修や改修工事費と、34ページにかけての大総小学校管理事業で、クスノキの生育改善のための土壌改良委託料を計上いたしました。また、歳入でもご説明いたしましたとおり、南条小学校屋内運動場改築事業につきましては、国の26年度補正予算による追加事業採択の予定によりまして、事業費を新規に計上するものでございます。年度内に事業が完了ができないことから、繰越明許費を設定し、27年度に繰り越すものでございます。

５項２目公民館費は、実績による公民館講座の講師謝礼の減額。

３目共同利用施設費は、文化会館及び町民会館に係る清掃委託料の契約実績による減額が主なものでございます。

４目の図書館費は、図書館事務費で、実績見込みによる読書指導員の賃金の減、35ページ

にかけての、図書館一般設備維持管理事業で、契約実績による清掃委託料の減のほか、空調機に係る保守点検委託料が、工事補償期間のため不用になったことによる減額補正でございます。

次の6項2目体育施設費では、光スポーツ公園の野球場備品の購入、横芝B&G海洋センターの浄化槽修繕工事、ふれあい坂田池公園陸上競技場のウレタン舗装改修工事等にそれぞれ必要額を計上するものでございます。

11款1項は公債費で、2目利子では、本年度の償還見込みにより利子償還額が1,727万7,000円の減額となるものでございます。なお、この減額分につきましては、2款の財産管理費でもご説明いたしましたとおり、全額を減債基金に積み立てるものでございます。

36ページから38ページにかけては給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認願います。

以上で、大変早口になってしまいましたが、平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第20号及び議案第21号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第20号及び議案第21号の詳細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第20号の平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。左上に議案第20号と記載された資料でございます。

今回の補正予算は第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,376万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億5,411万9,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項国民健康保険税であります、1目一般被保険者国民健康保険税におきまして、所得の落ち込み等によります課税調定額の減額及び見込み収入により調整いたしまして、

781万7,000円の減。また、2目退職被保険者等国民健康保険税では、被保険者数の減少などによりまして201万1,000円の減となることから、保険税全体で982万8,000円を減額するものであります。

続いて、4款1項国庫負担金ですが、1目療養給付費等負担金については、概算額の交付決定などにより算定した結果、2,910万円の減、3目特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導の経費に係る国の負担金で、事業費の確定により交付決定されたものであります。1節は現年分の交付決定による54万7,000円の減額、2節は過年分の事業費の精算による15万3,000円の追加交付で、合わせて39万4,000円の減額となり、国庫負担金全体では2,949万4,000円を減額するものであります。

次の4款2項国庫補助金ですが、平成26年度の医療費動向等によりまして精査を行った結果、普通調整交付金において7,140万円を減額し、特別調整交付金については、事業の確定により433万2,000円を追加計上いたしました。なお、この特別調整交付金は東陽病院事業に係る交付金で、医師等の確保支援分及び夜間休日の救急患者受け入れ体制支援分として交付されるものであります。

また、2目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、今年度に事業終了の通知があったことから、精算を行いまして、国庫補助金全体で6,706万9,000円を減額するものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費に対する支払基金からの交付金で、交付額が変更決定されたことによりまして3,230万3,000円を減額するものでございます。

続いて、6款1項1目前期高齢者交付金であります。これは年齢層の高い国保に対し、若年層の多い被用者保険から拠出される交付金で、その額が交付決定されたことから4,477万2,000円を増額するものであります。

次の7款1項2目特定健康診査等負担金は、先ほどの4款国庫支出金と同じく、特定健診、特定保健指導の経費に係る県の負担金で、事業費の確定により交付決定されたものでございます。1節は現年分の交付決定による54万7,000円の減額、2節は過年分の事業費の精算による15万3,000円の追加交付で、県負担金全体では39万4,000円の減額になっております。なお、この額は国庫負担金と同額でございます。

次に、7款2項2目県財政調整交付金ですが、国庫補助金と同様に、平成26年度の医療費動向等により精査を行い、2,370万円を減額するものであります。

次に、8 ページ、10 款 1 項 1 目の一般会計繰入金であります。国保税の軽減分の補填のために繰り入れる法定繰入金、国の交付決定に基づきまして、1 節の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で725万円の減、2 節の保険者支援分で32万2,000円の減額となり、5 節の財政安定化支援事業繰入金では10万1,000円の増額となりました。

このほか、6 節のその他一般会計繰入金に5,000万円が計上されておりますが、平成25年度の国保税率改正の際に、被保険者の皆さんの負担軽減を図るため、平成25年度と26年度にそれぞれ一般会計から5,000万円の法定外繰入を行って財源不足を賄うとしておりましたが、平成26年度の当初予算作成時には、国保財政が順調に推移していたことなどから、この繰り入れを行いませんでした。しかしながら、ここに来て予想以上に厳しい財政状況になってしまったことから、今回、3 月補正において税率改正時に予定いたしました5,000万円の法定外繰入を行わせていただいたところでございます。

このようなことから、一般会計繰入金全体では4,252万9,000円の増額となるものでございます。

11 款 1 項 2 目その他繰越金596万4,000円は、今回の補正額の不足財源分を前年度繰越金より充当するものでございます。

次に、12 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金ですが、これは国保税の延滞金収入といたしまして102万1,000円を増額するものであります。

その下の3 項雑入ですが、3 目の一般被保険者返納金の35万3,000円は不当利得に伴う歳入、5 目雑入の465万8,000円は国保連合会の財政調整基金積立金における余剰金を活用した支援金などで、合わせまして501万1,000円を増額するものでございます。

続きまして歳入ですが、9 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、財源振替です。

4 項 1 目趣旨普及費は、啓発用パンフレットの配布数量の減少などによりまして、56万8,000円を減額するものであります。

次に、2 款 1 項医療諸費であります。平成26年度の医療費動向等によりまして、一般被保険者及び退職被保険者を合わせ4,669万1,000円の減額となりました。

次の10ページ、2 款 2 項高額療養費につきましても、医療費動向等により、一般被保険者及び退職被保険者を合わせまして1,003万円の減額となりました。

続いて、3 款 1 項後期高齢者支援金等であります。これは75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の財源に充てるため、若年層からの支援金として支出するもので、本年度の

負担額が確定したことによりまして、支援金及び事務費拠出金を合わせ、不用となる1,653万3,000円を減額するものであります。

4款1項前期高齢者納付金等は、各医療保険の間で前期高齢者の医療費負担を調整するに当たり、国保が調整金として支出するもので、本年度の負担額が確定したことによりまして、納付金及び事務費拠出金を合わせ、不用となる41万3,000円を減額するものであります。

11ページ6款1項介護納付金は、介護保険2号被保険者分の支払基金への納付金で、本年度の納付額が確定したことから、945万5,000円を減額するものであります。

次の8款1項保険事業費についても、事業が確定したことによりまして、2目の特定健康診査事業費で214万1,000円の減、3目の特定保険指導事業費で111万7,000円の減、合わせまして325万8,000円を減額するものであります。

続いて、11款1項3目償還金ですが、これは平成25年度における医療給付費負担金の精算償還金で、償還金額が決定したことから1,785万5,000円を増額計上するものであります。

最後に、11款3項2目直営診療施設勘定繰出金533万2,000円につきましては、東陽病院の医師等の確保支援及び救急患者受け入れ体制支援として交付されるもので、繰出金の額が決定したことにより計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入総額、歳出総額ともに6,376万1,000円の減額補正でございます。

引き続きまして、議案第21号の平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の補正予算書案をごらんいただきますよう、お願いいたします。左上に議案第21号と記載されたものでございます。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ392万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,266万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料ですが、特別徴収と普通徴収の徴収方法別に調定額を算出した結果、1目特別徴収保険料で171万8,000円の減、2目普通徴収保険料で177万円の減となり、保険料全体では348万8,000円の減額とするものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金におきまして、保険料軽減分の補填

をするために繰り入れを行うもので、県からの交付決定通知により 1 万 7, 000 円を増額するものであります。

6 款 4 項 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、後期高齢者の健康診査の実績により交付されることになっておりますが、今年度の受診者数が当初見込みより少なかったことから、45 万 5, 000 円を減額するものであります。

続きまして歳出ですが、7 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。歳入の 1 款で説明いたしましたように、保険料納付金が特別徴収で 171 万 8, 000 円、普通徴収で 177 万円、保険料全体で 348 万 8, 000 円の減となり、また保険基盤安定納付金につきましては、県からの交付決定通知によりまして 1 万 7, 000 円を増額し、納付金全体では 347 万 1, 000 円を減額するものであります。

続いて、3 款 1 項後期高齢者健康診査費についてであります。後期高齢者の健康診査受診者数が当初見込みより少なかったことから、45 万 5, 000 円を減額するものであります。なお、この健康診査は千葉県広域連合の委託により実施するもので、その費用は全額、広域連合からの受託収入によりまして賄われることになっております。

以上で、議案第 20 号及び議案第 21 号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は午後 3 時 15 分とします。

（午後 3 時 0 5 分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 1 6 分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第 22 号について、福祉課長。

〔福祉課長 宮藺博香君登壇〕

○福祉課長（宮藺博香君） それでは、平成 26 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

別にとじてあります議案第22号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）をごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,957万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,224万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書により説明いたしますので6ページをごらんください。最初に歳入から説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、第1節現年度分特別徴収保険料553万1,000円の増額は、対象者が当初と比較して189人ふえたことによるものです。第2節現年度分普通徴収保険料621万5,000円の増額は、所得更正及び徴収率の増加によるものであります。

2款1項3目地域支援事業手数料26万4,000円の減額は、紙おむつの非課税利用者がふえたことと、配食サービス利用者が減ったことによるものであります。

3款1項1目介護給付費負担金3,159万3,000円の減額は、交付申請額の減額によるものです。なお、計画額に対し91.2%の実績見込みであります。

3款2項1目調整交付金1,900万9,000円の減額は、交付申請額の減額によるものです。なお、計画額に対しまして86.2%の実績見込みであります。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業31万6,000円の減額は、交付申請額の減額によるものであります。

4目システム改修費補助金148万9,000円の増額は、制度改正に伴う改修補助金で、補助率は2分の1でございます。

4款1項1目介護給付費負担金8,135万7,000円の減額は、交付申請額の減額によるものであります。なお、計画額に対し86.5%の実績見込みであります。

7ページをごらんください。

2目地域支援事業支援交付金36万7,000円の減額は、交付申請額の減額によるものであります。

5款1項1目介護給付費負担金4,553万2,000円の減額は、交付申請額の減額によるものであります。なお、計画額に対し85.4%の実績見込みであります。

5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）15万8,000円の減額は、交付申請額の減額によるものであります。

3目介護度重度化防止対策事業補助金16万5,000円の減額は、事業費確定による減額であります。

6 款 1 項 1 目 利子及び配当金 6 万 2,000 円の増額は、基金利子によるものであります。

8 款 1 項 1 目 介護給付費繰入金 3,356 万 8,000 円の減額は、県の変更交付申請額に合わせた減額であります。

2 目 地域支援事業繰入金 14 万 1,000 円の減額は、国及び県の変更交付申請額に合わせた減額であります。

3 目 その他一般会計繰入金 283 万 1,000 円の増額は、制度改正に伴うシステム改修費の増額によるものであります。

8 款 2 項 1 目 繰入金 2,510 万 5,000 円の減額は、給付費の減額によるものであります。

8 ページをごらんください。

9 款 1 項 1 目 繰越金 8,187 万 5,000 円の増額は、前年度給付費精算後の残額補正を行うものであります。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

9 ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目 一般管理費 432 万円の増額は、制度改定による電算システム改修委託料であります。

2 款 1 項 1 目 介護サービス給付費 1 億 4,882 万 6,000 円の減額は、地域密着型介護サービス給付費 317 万 9,000 円、居宅介護福祉用具購入費 39 万 4,000 円の給付実績見込みによる増額と、施設介護サービス給付費 1 億 5,239 万 9,000 円の減額によるものです。なお、施設介護サービス給付費が減額した大きな要因は、老人保健施設入所者の減で、待機者はおりますが、広域型特養施設への町内からの入所者が伸びなかったためでございます。

2 款 2 項 1 目 介護予防サービス給付費 665 万 9,000 円の増額は、いずれも給付実績見込みによるものです。

2 款 3 項 1 目 審査支払手数料につきましては、財源振りかえでございます。

10 ページをごらんください。

2 款 4 項 1 目 高額介護サービス費、2 款 5 項 1 目 高額医療合算介護サービス費、2 款 7 項 1 目 特定入所者介護サービス費につきましては、財源振りかえでございます。

4 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金積立金 6 万 3,000 円の増額は、基金利子の積み立てによるものであります。

5 款 1 項 1 目 二次予防事業費 126 万円の減額は、実績見込みによる減額であります。

11 ページをごらんください。

2 目一次予防事業費28万4,000円の減額は、実績見込みによる減額であります。

5 款 2 項 2 目の任意事業費24万3,000円の減額は、高齢者配食サービス事業の利用者の減が主なものでございます。

以上をもちまして、平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明いたします。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 宮蘭博香君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第23号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、議案第23号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

別冊になっております議案第23号の1ページをごらんください。

このたびの補正予算は、第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ763万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,306万8,000円とするものであります。

事項別明細書で説明させていただきます。それでは、6ページの歳入からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目事業収入は、682万円を追加し、2億3万2,000円とするものであります。

1 節センター使用料として、豚15万3,000頭の屠畜頭数を見込み282万円を増額計上し、3 節カット室使用料では、豚7万3,520頭の頭数を見込み400万円を増額計上しました。

3 款 1 項 1 目利子及び配当金は、基金積立金利子12万6,000円を追加し、12万7,000円とするものであります。

5 款 1 項 1 目雑入は、平成25年度確定申告により消費税等還付金127万8,000円が発生したことによるものでございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金23万7,000円は、P E D対策交付金を食肉会計へ繰り入れるものであります。P E D防疫対策用薬剤の購入経費に充当します。

6 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金は、平成26年度歳入歳出決算額を見込み、1,609万1,000円の減額です。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7 ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は590万円を減額し、8,977万7,000円とするものであります。これは、臨時職員の不採用により人件費を減額したものと、平成25年度消費税の確定申告により納税額の減額によるものでございます。

2 款 1 項 1 目施設管理費は、光熱水費209万3,000円を減額し、1 億67万1,000円とするものであります。これは、決算見込みによる電気使用料等の減額を見込んだものでございます。

2 款 1 項 2 目、これについては財源振りかえでございます。

4 款 1 項 1 目財政調整基金積立金36万3,000円を計上いたしました。

以上、議案第23号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認くださいますようよろしくお願いいたします。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第24号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第24号 平成26年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の議案第24号の補正予算書をごらんください。

1 ページ、第1条では総則を、第2条には業務の予定量の補正予定額を示してございます。第3条は収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入につきましては、第1款病院事業収益の予算額に2,123万円を追加し、合計額を13億8,126万8,000円に、支出では第1款病院事業費用の予算額から317万1,000円を減額し、合計額を13億5,686万7,000円とするものであります。

2 ページになりますが、第4条は資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、損益勘定留保資金で補填する額を8,262万5,000円に改め、収入では、第1款資本的収入の予算額から6,123万1,000円を減額し、資本的収入の合計を1 億2,474万7,000円に、支出では第1款資本的支出の予算額から6,473万4,000円を減額し、資本的支出の合計を2 億737万2,000円とするものであります。内訳につきましては、後ほど補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。

第5条の企業債の補正でございますが、上段の変更は外壁改修及び救急棟ひさし取付工事につきまして、事業の実績見込みが立ちましたことから、限度額を1,320万円に改めるものであります。

また、3 ページの企業債の廃止でございますが、医療器械整備事業費につきまして、本年

度、脳神経外科医の確保が困難となりましたことから、手術環境の整備を図る必要がないものと判断し、企業債の発行を取りやめるものであります。

第6条、重要な資産の取得といたしまして、外壁改修工事に伴う追加並びに脳神経外科器械備品につきまして、企業債と同様の理由により廃止をするものであります。

それでは、補正予算説明書に基づき補正の内容をご説明いたしますので、6ページをごらんください。

収益的収入及び支出の第1款病院事業収益2,123万円の補正でございますが、1項医業収益では、4目その他医業収益で見込みました二次救急輪番制事業が匝瑳医師会からの受託事業となりましたことから、4節補助金から6節その他医業収益に受け入れ科目の組み替えを行うものであります。

2項医業外収益の補正でございますが、2目補助金533万2,000円の追加は、国民健康保険調整交付金の交付見込み額を計上いたしました。医師・看護師確保対策事業として433万3,000円のほか、国保診療施設運営補助金100万円の交付を見込み、99万9,000円の追加を行うものであります。

3目負担金交付金972万7,000円の減額でございますが、運営経費としての一般会計繰入金974万2,000円の減額、及び匝瑳市からの企業債利子等負担金の精算額、これを計上しております。

7目長期前受金戻入2,562万5,000円の追加は、本年度から改正後の地方公営企業会計に基づき会計処理を行っておりますが、みなし償却制度の廃止に伴う増額計上でございます。

続きまして、7ページの支出でございますが、第1款病院事業費用は317万1,000円の減額でございます。

第1項2目4節医療用消耗備品267万9,000円の減額は、脳神経外科消耗備品を減額計上させていただくものであります。

4目減価償却費173万5,000円の追加は、公営企業会計制度の改正に伴い、建物及び機械備品につきまして精査した額を計上いたしました。

2項医業外費用222万7,000円の減額は、1目1節企業債利息の減額を行うもので、平成20年度に発行しました借換債の利率見直し、及び前年度に実施しました屋上防水工事の借り入れ利率の実績によるものでございます。

続いて、8ページをごらんください。

資本的収入及び支出予算、上段の表、収入の1款資本的収入6,123万1,000円の減額ござ

いますが、1項1目1節の企業債5,400万円の減額は、外壁改修及び救急棟ひさし工事の実績見込みと、先ほどご説明いたしましたが、脳神経外科手術顕微鏡につきまして減額計上させていただきます。

2項1目1節他会計出資金723万1,000円の減額でございますが、一般会計出資金は脳神経外科の医療機器購入財源の減額、匝瑳市負担金につきましては交付税算入企業債の利率見直しによるものでございます。

下段の表、1款資本的支出6,473万4,000円の減額でございますが、1項2目1節器械備品購入費6,555万円の減額は、脳神経外科で購入を予定しておりました各医療機器の減額計上でございます。

2項1目1節企業債償還金81万6,000円の増額は、借入れ利率の決定額により追加したものであります。

以上、議案第24号 平成26年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第25号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第25号 平成27年度横芝光町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

本日の説明につきましては、右上に囲みで資料1とございます平成27年度の一般会計当初予算案の概要についてを資料に、ご説明申し上げます。過日の全員協議会では、予算書案に基づきましてご説明いたしましたが、本日はこの予算の概要に基づきましてご説明いたしますので、お手元にご用意したいと思います。

表紙をめくっていただきまして、ちょっと飛びます。3ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございます。

歳入につきましては、この資料3ページから6ページについて記載がございます。詳細については、後でお時間のあるときにごらんいただきたいと存じますので、本日はこの概要についてご説明申し上げます。

歳入、1款から21款までございます。概要について簡単にご説明申し上げます。

1款の町税でございます。一番左が平成27年度の当初予算額、それを昨年度、26年度と比

較した表になっております。一番左の平成27年度の予算額と比較の数字を中心にごらんいただきたいと存じます。

1 款の町税につきましては、23億8,757万9,000円でございます。前年度に比べますと、率で2.7%の減となっております。

主な税目別に前年度の比較として申し上げますと、町民税につきましては前年比約3.4%の減額計上としたところでございます。固定資産税につきましては、評価がえの年だということもございまして、前年比1.6%の減。軽自動車税は、近年の登録台数等の推移から、前年比8.8%の増を見込みました。たばこ税は、消費本数の減の傾向から、前年比7.4%の減を計上いたしました。

以上の結果、1 款の町税全体では、構成比として歳入全体の22.4%を占めます予算額23億8,757万9,000円を計上したということでございます。

2 款の地方譲与税につきましては、前年比、率で0.7%の減の1 億5,000万円の計上でございます。

3 款の利子割交付金につきましては、前年同額420万円でございます。

4 款配当割交付金は、前年比75.5%増の1,720万円の計上。

5 款の株式等譲渡所得割交付金は、前年比で73.7%減の100万円ちょうどの計上でございます。

6 款の地方消費税交付金は、消費税率8%への引き上げを反映したということで、前年比では率で52.9%増となる3 億6,690万円を計上したところでございます。

7 款のゴルフ場利用税交付金につきましては2,090万円、前年比6.3%減でございます。利用者動向等により計上したところでございます。

8 款の自動車取得税交付金は、前年比、率で9.2%減の2,480万円。

9 款の地方特例交付金は、これは前年同額でございます。800万円の計上でございます。

10 款地方交付税でございますが、普通交付税では前年比5,000万円増、特別交付税では前年同額を計上し、これによりまして、交付税全体では前年比5,000万円増の28億円を計上したところでございます。

11 款の交通安全対策特別交付金は、前年同額500万円。

12 款の分担金及び負担金でございますが、前年比4%増の1 億3,107万円の計上でございます。主な内訳といたしましては、民生費負担金、これは保育所入所児童保護者負担金等でこれが1 億989万6,000円。児童クラブ利用者負担金1,333万円。これらが主な内訳というこ

とでございます。

13款の使用料及び手数料でございますが、前年比0.9%増の4,580万2,000円でございます。主なものといたしましては、道路占用料、住宅使用料等の土木使用料、あるいは戸籍・税務証明等の総務手数料、これらが主な項目でございます。

14款の国庫支出金は、前年比24.1%増の9億3,709万8,000円を計上しております。主なものといたしましては、民生費国庫負担金、これは児童手当の負担金などが主なものですが、これが5億8,226万9,000円、土木費の国庫補助金が2億6,463万7,000円、教育関係で教育費国庫補助金でございますが、学校施設の環境改善交付金、これが5,117万9,000円などが主なものでございます。

15款の県支出金は、対前年比58%増、金額で8億7,064万5,000円の計上でございます。主な県支出金といたしましては、民生費の県負担金、これは児童手当の負担金が主でございますが、ですとか民生費の県補助金、社会福祉費あるいは児童福祉費の補助金でございます。あるいは、産業関係では、高度経営体集積促進事業補助金、あるいは新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金、これらの農林水産業の補助金等が主な項目でございます。

16款の財産収入、これはほぼ前年並みでございます。935万7,000円の計上でございます。

17款の寄附金は、ふるさと納税等の収入見込みで計上したところでございます。

18款繰入金は、前年比39%増の8億5,312万1,000円でございます。主な内訳といたしましては、財政調整基金の繰入金が7億5,000万円、地域振興基金の繰り入れが5,217万8,000円等でございます。

19款の繰越金は、前年度並みの計上となっているところでございます。

20款諸収入は、前年比0.5%減の5億8,321万4,000円。内訳の主なものは、空港周辺対策交付金が4億3,000万円、これらでございます。

21款、最後の町債でございますが、前年比、率でいいますと70.8%、かなりふえておりますが、予算額でいうと13億8,480万円の計上でございます。主なものといたしましては、合併特例事業債、これが1億4,480万円、農業基盤整備事業債、国営両総土地改良負担金事業などに充てるものが5億7,050万円、中学校の天井落下防止事業等の中学校施設整備事業債が1億5,610万円、臨時財政対策債が4億4,400万円。これらが主なものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。少し飛びまして7ページをお願いいたします。

歳出につきましては、この7ページから目的別歳出、そしてページでいいますと、11ページからは性質別の歳出と、合計額は同じになるんですけれども、分けてございますが、本日

はこのうち7ページからの目的別歳出によりまして、各款ごとに同じく概要を説明させていただきます。

1款議会費でございます。議員定数の減によりまして報酬は減となる一方で、政務活動費交付金の創設等によりまして、前年比3.5%増の1億1,507万4,000円の計上でございます。

2款の総務費は、前年比、率ではほぼ前年並みです。率では0.1%増、14億9,000万円を計上したところでございます。総務費の主なものとしては、地方創生の関係のシティマネージャー派遣経費等の地方創生対策事業、あるいは公共施設等総合管理計画の策定委託料、あるいは27年度に選挙がございますが、27年度執行の選挙経費、千葉県議会議員選挙、町長選挙、町議会議員選挙、あるいはさらにこれに加えて、5年に一遍実施される国勢調査の調査費等の計上でございます。

3款の民生費は、前年比較で7.9%増の金額、28億6,405万2,000円の計上でございます。主な増額の要因といたしましては、学童保育費におきまして横芝第2児童クラブ、あるいは白浜小学校児童クラブの施設整備事業にそれぞれの金額を計上したものであるとか、光町保育園の分園新築事業の補助金等の新規計上事業などが主なものでございます。

続きまして、4款の衛生費でございます。衛生費につきましては、前年比3.8%減の11億8,237万8,000円でございます。保健衛生費では子ども医療費助成事業、予防費では個別予防接種事業、がん検診事業等のほかに、一部事務組合の負担金、火葬場、上水道、一般廃棄物処理、し尿処理負担金にそれぞれの所定の金額を計上したところでございます。

なお、東陽病院の事業会計繰出金につきましては、前年比4,644万6,000円減となります4億8,000万円を当初予算に計上したところでございます。

続いて、5款の農林水産業費、前年に比べますと、金額で10億9,542万9,000円、率では270.4%という大幅増となっているところでございますが、この大幅増になった要因といたしましては、新規事業といたしまして、国営両総土地改良事業の負担金に8億5,100万3,000円、高度経営体集積促進事業補助金に1億9,995万円などを計上したところが、一番大きな増額要因となったところでございます。

このほかの主な事業といたしましては、篠本新井地区で施工中の県営基盤整備事業負担金、大布川排水機場の管理事業等に計上したものでございます。

6款の商工費は、対前年比5.5%増の6,233万6,000円でございます。増額の主な要因といたしましては、新規事業といたしまして、坂田梅林保全モデル事業等を計上したほか、観光事務費にも観光パンフレットの作成等を計上したところでございます。

7 款の土木費に入りますと、前年比2.8%減の7億1,260万1,000円の計上でございます。減額となった主な要因といたしましては、事業の進捗によりまして、駅前広場整備事業が前年比で1億8,000万円弱の減、I－8号線でこれが2,250万円程度の減、こういった減額要因が主なものでございます。

一方で、増額の要因でございますが、芝崎地先の町道 I－20号線の道路改良事業に3,020万円、北清水地先の I－13号線道路改良事業に2,747万8,000円等をそれぞれ計上したほかに、継続事業でございます I－14号線道路改良事業、これは前年比7,789万5,000円の増額、これらが主な事業となっているところでございます。

8 款の消防費は、前年比11.3%減、4億4,472万6,000円の計上でございます。主なものといたしましては、匝瑳市横芝光町消防組合負担金のほか、本年度、消防水利の不足を解消するための水槽車両1台を購入する消防車両整備事業、消防団員の処遇改善のための団員報酬の見直しを行う消防団活動費等に、それぞれ所要の金額を計上したところでございます。

9 款教育費は、前年対比19.4%の増となっております。12億196万5,000円の計上でございます。この増額となった主な要因といたしましては、横芝・光、両中学校の天井落下防止対策事業に、事業費2億607万3,000円の計上等が主な増額要因ということでございます。

10款を飛びまして、11款の公債費でございますが、前年比4.5%増、金額で10億7,636万円の計上でございます。増額となった要因といたしましては、合併特例債事業の防災行政無線の更新事業に係る元金償還が開始となったところが、一番大きな要因であろうかと思えます。

12款、13款については、前年度と同額ということでございます。

非常に駆け足で雑駁でございますが、以上で平成27年度横芝光町一般会計予算の説明とさせていただきます。

歳入歳出とも106億8,000万円の計上としたところでございます。

なお、この資料につきましては、11ページからそれぞれ性質別の内訳ですとか、人件費・物件費の内訳、一部事務組合の負担金の状況等の後、25ページから46ページにかけて歳出に関して、主な主要事業を款項別に記載してございますので、後ほどごらんいただければというふうに思います。

以上をもちまして、議案第25号 平成27年度横芝光町一般会計予算案の説明とさせていただきます。

慎重審議を賜りまして、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第26号及び議案第27号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第26号及び議案第27号の詳細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第26号の平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。資料2の平成27年度当初予算案の概要によりまして説明をさせていただきます。

先ほど、一般会計では資料1でしたけれども、国保会計は資料2でございます。よろしくお願いいたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

網かけをしてある部分が、平成27年度予算案の額で、これを平成26年度の当初予算と比較した表になっています。

平成27年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ40億1,900万円で、前年度当初予算と比較して、額で3億9,900万円、率で11%の大幅な増となりましたが、この要因につきましては、先日の議会全員協議会におきましても説明させていただきましたが、平成30年度からの国保会計の都道府県化を背景に、各自治体における保険財政基盤の安定化、市町村格差の是正をより一層推進することを目的に、保険財政共同安定化事業についての制度改正が行われたことによるものでございます。

それでは、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税ですが、国保被保険者が年々減少するとともに、平成26年度から低所得者層への軽減措置が拡大され、さらに農業収入の減少等によりまして、前年度当初予算と比較して、額で3,354万1,000円、率で3.9%の減となる8億3,140万2,000円の計上となりました。

4 款国庫支出金は、医療給付費負担金や普通調整交付金のほか、高額医療費共同事業、特定健診・保健指導の国負担分を計上しましたが、平成26年度の医療費動向等を参考に算出した結果、前年度当初予算と比較して、額で6,181万6,000円、率で6.5%の減となる8億9,195万5,000円となりました。

5 款療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費に係る交付金で、退職被保険者の医療費動向等を勘案し、前年度当初予算と比較して、額で1,780万6,000円、率で10.8%減の1億4,645万5,000円を計上いたしました。

6 款前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者の人数に応じ、若年層の多い被

用者保険から拠出される交付金で、年々増加する前期高齢者の人数等を勘案し、前年度と比較して、額で8,900万円、率で13.9%の増となる7億2,700万1,000円を計上しました。

7款県支出金は、財政調整交付金、高額医療費共同事業及び特定健診・保健指導の県負担分を、前年度実績などを参考に計上いたしました。前年度と比較して、額で871万4,000円、率で3.4%減の2億4,754万5,000円となりました。

8款共同事業交付金は、高額な医療費の発生による国保の負担を緩和するため、国保連合会が行っている共同事業の交付金で、各自治体における保険財政基盤の安定化、市町村格差の是正をより一層推進することを目的に、制度の一部改正が行われたことによりまして、前年度と比較して、額で5億423万円、率で120.9%の大幅な増となる9億2,127万2,000円を計上いたしました。

10款繰入金金は、一般会計からの繰入金で、前年度と比較すると、額で1,803万5,000円、率で7.7%の減となる2億1,636万7,000円となりました。

続きまして、下段の歳出の状況であります。1款総務費は、人件費や事務費、国保税の賦課徴収費のほか、医療費通知やレセプト点検に係る趣旨普及費で、前年度と比較して、額で760万7,000円、率で10.1%の減となる6,764万1,000円を計上しました。

2款保険給付費は、いわゆる国保医療費であります。被保険者数の減とともに、町といたしまして医療費抑制対策を推進していることから、前年度と比較し、額で9,517万9,000円、率で4.1%の減となる21億9,846万2,000円の計上となりました。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため、国保からの支援金として支出するもので、前年度と比較して0.3%の減となる5億2,192万3,000円の計上となりました。

6款介護納付金は、介護保険2号被保険者分の支払基金への納付金で、前年度と比較して、額で343万8,000円、率で1.4%減の2億4,326万6,000円を計上しました。

7款共同事業拠出金は、高額医療費に係る共同事業の拠出金で、制度の一部改正が行われたことによりまして、前年度と比較して、額で5億1,012万6,000円、率で119.1%の大幅な増となる9億3,836万1,000円の計上となりました。

8款保健事業費は、短期人間ドックや水中ウォーキング教室等の保健事業活動費及び特定健診・特定保健指導に係る事業費で、前年度と比較し0.6%の減となる3,970万円を計上いたしました。

次のページ、2ページから4ページには予算案の概要を、5ページには平成21年度から26

年度までの国保医療費の動向を掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思いますと存じます。

引き続きまして、議案第27号の平成27年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、説明をさせていただきます。

資料の3、平成27年度当初予算案の概要によりまして、説明をさせていただきます。資料3でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。表につきましては、先ほどの国保会計と同様の構成となっておりますので、よろしくお願いいたします。

平成27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,200万円で、前年度当初予算と比較して額で500万円、率で2.2%の増となりました。

それでは、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、年金天引きによる特別徴収及び納付書や口座振替による普通徴収によって納めていただく保険料で、千葉県広域連合の試算をもとに算出した結果、1億4,735万9,000円を計上しました。前年度予算と比較して、額で96万3,000円、率で0.6%の減となりました。

4款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金で、保険基盤安定繰入金で、前年度と比較して271万2,000円の増となる7,402万5,000円の計上となりました。

6款諸収入は、後期高齢者の健康診査及び保険料の帳票作成に係る広域連合からの受託収入が主なもので、前年度より325万1,000円の増となる1,060万9,000円の計上となりました。

続きまして、下段の歳出の状況であります。1款総務費は、人件費や保険証郵送料等の一般管理費及び保険料徴収に係る徴収費で、前年度当初予算と比較して40万円増の620万2,000円の計上となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入のうち保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するもので、前年度当初予算と比較して、額で99万2,000円の増となる2億1,546万3,000円を計上いたしました。

3款保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費で、各種の医療費抑制対策の充実を図るべく、前年度と比較して202万円の増となる743万4,000円の計上となりました。なお、この健康診査に係る経費は、全額広域連合からの受託収入により賄われるものでございます。

主な予算につきましては以上でございます。

次のページ、2ページ3ページは、ただいまご説明いたしました予算案の概要を、4ページは後期高齢者医療費の動向を掲載してございますので、後ほどごらんくださいますようお願いいたします。

以上で、平成27年度国民健康保険特別会計当初予算案及び後期高齢者医療特別会計当初予算案の概要説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第28号について、福祉課長。

〔福祉課長 宮菌博香君登壇〕

○福祉課長（宮菌博香君） それでは、議案第28号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

資料4、平成27年度介護保険特別会計当初予算案の概要によりご説明させていただきます。資料4をごらんください。

それでは、1ページをごらんください。

平成27年度は、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の計画初年度となります。当該計画は、前計画である第5期の基本理念を踏襲しつつ、団塊の世代が75歳を迎える平成32年を見据え、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で安心して暮らせるための支援やサービス体制を図る、地域包括ケアシステムの構築を具体的に進める計画として位置づけるとともに、地域支援事業の見直しやサービスの効率化・重点化、負担の公平化など、介護保険制度の改正を反映させ、策定いたしました。

また、第6期の介護保険料基準額の設定に当たっては、月額保険料基準額を4,700円と設定して予算編成し、今議会に提案させていただきました。

予算案の主な内容としましては、高齢者人口の増加に伴う介護サービスの利用増による介護サービス給付費の伸びを見込んだほか、介護予防事業を重視いたしました。

なお、第6期介護保険事業計画の推計データにつきましては、今後県からの指摘等により修正する場合があります。内容によっては補正措置を講じさせていただく場合がありますので、ご了解いただきたいと存じます。

続きまして、2ページの表をごらんください。

歳入の款別予算表でございます。

1款保険料は全体の18.2%と占め、前年度と同程度の3億8,164万円を計上いたしました。

内訳は、特別徴収が 3 億 5,251 万 7,000 円、普通徴収が 2,742 万 2,000 円、滞納繰越分が 170 万 1,000 円であります。

2 款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料であり、紙おむつを支給する家族用品支給事業、安否確認を兼ねた高齢者の配食サービス事業等の利用料として、前年度比 20.9 ポイント、53 万 9,000 円増の 312 万 3,000 円を計上いたしました。

3 ページをごらんください。

3 款国庫支出金は、制度に基づき、介護給付費分として 3 億 4,832 万 3,000 円、調整交付金として 1 億 2,774 万円、地域支援事業交付金、介護予防事業分として 161 万 1,000 円、同じく地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として 1,241 万 4,000 円、システム改修費として 216 万円で、前年度比 3.5% ポイント、1,769 万 4,000 円減の 4 億 9,225 万 2,000 円を計上いたしました。

4 款支払基金交付金は、制度に基づき、介護給付費分として 5 億 5,026 万 8,000 円、地域支援事業交付金、介護予防事業費分として 180 万 4,000 円等で、前年度比 8.2 ポイント、4,914 万 1,000 円減の 5 億 5,207 万 4,000 円を計上いたしました。

5 款県支出金は、制度に基づき介護給付費分として 2 億 9,038 万 1,000 円、財政安定化基金交付金として 1,000 円、地域支援事業交付金、介護予防事業分として 80 万 5,000 円、同じく地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として 620 万 7,000 円等で、前年度比 7.3 ポイント、2,325 万 4,000 円減の 2 億 9,739 万 7,000 円を計上いたしました。

8 款繰入金は、一般会計からの繰り入れでありまして、制度に基づき介護給付費分として 2 億 4,565 万 6,000 円、地域支援事業交付金、介護予防事業分として 80 万 6,000 円、同じく地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として 871 万 8,000 円、その他繰り入れとして 7,742 万 6,000 円、低所得者保険料軽減繰入金として 467 万 5,000 円を、介護給付費準備基金繰入金 2,921 万 7,000 円等で、前年度比 3.1 ポイント、1,126 万 4,000 円減の 3 億 6,650 万 1,000 円を計上いたしました。

説明以外の科目につきましては、存目計上でございます。

以上により、歳入合計は対前年度比 4.6 ポイント、1 億 100 万円減の 20 億 9,300 万円を計上いたしました。

続きまして、4 ページをごらんください。

歳出の款別予算表でございます。

1 款総務費は、職員 6 名の給与費のほか、介護保険コンピュータシステムの維持管理、保

保険料徴収のための印刷・発送等の事務的経費、山武郡市行政組合で共同処理を行っています
介護認定審査及び介護認定のための事前調査に要する経費など、前年度比6.9ポイント、573万9,000円減の7,758万8,000円を計上いたしました。

2 款保険給付費につきましては、歳出全体の93.9%を占めております。40歳以上の第2号被保険者を含む被保険者数全体は毎年増加傾向にありますが、年齢構成では、65歳以上が増加し、65歳未満が減少する傾向にあり、高齢化が進んでおります。予算計上に当たりましては、第6期介護保険事業計画の推計をもとに、前年度比4.7ポイント、9,629万4,000円減の19億6,524万6,000円を計上いたしました。

主な内訳としましては、介護サービス給付費17億8,045万5,000円、介護予防サービス給付費6,139万7,000円、高額介護サービス費3,300万円、高額医療合算介護サービス費400万円、施設入所者の食事・居住費の減額補填分として、特定入所者介護サービス費8,500万円等を見込んでいます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

3 款財政安定化基金拠出金は、県が設置する基金で、過去3年間の保険給付費の平均の0.1%を拠出し、介護保険財政の安定を期するものでございますが、平成21年度から拠出金の支出が見送られていることから、存目計上となっております。

4 款基金積立金も存目計上でございます。

5 款地域支援事業費は、介護や支援が必要となるおそれのある方の介護予防を中心に実施するもので、例年住民健診と一緒に実施した生活機能評価事業が廃止となったことから、前年度比5.8ポイント、271万6,000円減の4,390万9,000円を計上いたしました。内訳としましては、二次予防事業512万2,000円、一次予防事業132万3,000円、横芝光町地域包括支援センター運営委託費2,369万7,000円、任意事業、配食サービス事業費491万9,000円、家族介護用品支給事業費769万6,000円、介護給付費適正化事業のシステム保守委託料88万6,000円等があります。

7 款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料の還付のために420万円を計上いたしました。

8 款予備費は、昨年同額の200万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比4.6ポイント、1億100万円減額の20億9,300万円を計上したものでございます。

6 ページ、7 ページは、介護保険事業の状況を参考資料として添付させていただきました

ので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、平成27年度横芝光町介護保険特別会計当初予算案の概要説明といたします。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 宮菌博香君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明の途中でありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午後 4 時30分です。

（午後 4 時 1 7 分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 2 9 分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第29号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第29号 平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、資料5をごらんいただきたいと思います。

平成27年度農業集落排水事業特別会計予算案の概要でございます。

概要書の1ページでございますが、予算案の概要について記述してございます。

現在の処理施設への接続率は、人口ベースで58%でございます。引き続き、地元の維持管理組合の役員のご協力をいただき、農業集落排水事業の目的達成と財源確保のため、戸別訪問等、普及啓発活動に努めてまいり所存でございます。

歳出の面では、建設事業費に対する起債の償還金が予算全体の62.9%を占めており、平成46年度までの償還となっております。施設の維持管理費については、効率的な運用と適切な管理を計画的に実施し、経費の節減に努めてまいります。

このような状況を踏まえ、平成27年度の予算編成をしましたところ、歳入歳出予算の総額は5,600万円となり、前年度当初予算と比較しますと60万円、率で1.1%の増額となりました。

2ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況でございますが、1款分担金及び負担金は、前年度と同じ2,000円の存目計上でございます。

2 款使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の182件と 4 施設の使用料、924万4,000 円の計上で、前年度と比較し 1 万5,000円の増、率で0.2%の増でございます。

3 款繰入金は4,575万3,000円の計上で、前年度と比較し58万6,000円、1.3%の増となっております。事業費の増を見込み、計上したものでございます。

4 款繰越金は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

5 款諸収入は、雑入で存目計上、また預金利子を廃目としたため1,000円の減額となっております。

3 ページの歳出の状況でございます。

総務費は880万2,000円の計上で、前年度当初予算と比較し14万5,000円、率で1.7%の増額となっております。人件費、各種負担金等の一般管理費で、職員の給与手当等を計上したものでございます。

2 款事業費は1,095万8,000円の計上で、前年度当初予算と比較し45万5,000円、率で4.3%の増額となっております。汚泥を発酵処理し、安全な農地還元を行うための費用や光熱水費、通信運搬費、維持管理費などを計上させていただきました。

3 款の公債費は3,524万円の計上で、前年度当初予算と同額となっております。建設事業に対する借入金の償還の元金は2,683万2,000円、償還金の利子は840万8,000円を計上したものでございます。

4 款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上、平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についての補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第30号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、議案第30号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料 6、平成27年度食肉センター特別会計当初予算案の概要、1 ページをごらんください。

平成27年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億3,020万円の計上で、平成26 年度当初予算額と比較いたしますと、額で850万円の減額、率にして3.6%の減となりました。

2 ページをごらんください。

畜産情勢等説明を省略させていただきまして、歳入からご説明させていただきます。

1 款、歳入の大宗を示す事業収入は、前年と比較して550万3,000円減の1億8,770万9,000円の計上でございます。屠畜頭数は、P E Dや問屋廃業の影響を考慮し、豚が14万5,000頭、牛が3,500頭を見込み、各種の使用料を算定してございます。

2 款県支出金は、対前年8万5,000円減の252万4,000円の計上でございます。これにつきましては、県から屠畜合格した枝肉に、検印押印を1頭17円で作業委託されるものでございます。

3 款財産収入は、財政調整基金利子で存目計上でございます。

4 款繰越金1,910万6,000円の計上で、対前年817万7,000円、30%の減額でございます。

5 款諸収入は、前年と同額の20万円の計上でございます。

6 款繰入金は、一般会計から66万円と財政調整基金からの繰入金2,000万円であります。

続いて、歳出でございますが、1 款総務費は8,576万3,000円の計上で、対前年1,331万円、13.4%の減額です。減額の主なものは、一般職給与費9名分6,083万8,000円で、1,256万9,000円の減額です。これは、現場職員の入れかえによるものです。

主なものにつきましては、一般職9名分の給与費6,083万8,000円、一般管理費賃金126万円、委託料245万5,000円、負担金、補助及び交付金539万9,000円、公課費の消費税1,193万7,000円等でございます。

2 款施設管理費は1億2,234万4,000円の計上で、対前年481万円、4.1%の増額です。電気料等の値上がり、施設改修工事費が増額になったことによるものでございます。

施設管理費関係の主なものは、燃料費1,387万円、光熱水費5,946万円、修繕料1,340万円、浄化槽余剰污泥堆肥化委託料等908万2,000円、原材料費444万5,000円でございます。施設整備関係は1,704万1,000円の計上で、小動物解体室の自動搬送装置の取りかえ、バケットコンベアチェーン等の工事を予定してございます。

3 款公債費は1,709万2,000円の計上で、現在の借口数は6口でございます。

4 款積立金は、財政調整基金で存目計上でございます。

5 款予備費は、前年同額の500万円の計上でございます。

最後に5ページをごらんください。

平成26年度食肉センター特別会計決算見込みであります。

豚15万5,000頭、牛3,800頭の屠畜頭数を見込んだことから、歳入合計は2億5,285万1,000円、歳出合計は2億2,626万7,000円となり、収支差し引き2,658万4,000円の繰り越しとなる

見込みでございます。

以上、議案第30号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第31号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） 議案第31号 平成27年度横芝光町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料ナンバー7の平成27年度病院事業会計当初予算案の概要により、説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。

上段1の収益的収入及び支出予算でございますが、予算総額は、収入支出とも13億7,303万2,000円を計上いたしました。前年度に比較して、金額で1,299万4,000円、率で1.0%の増であります。

収入の基本となります1款1項医業収益は、入院の1日平均患者数を一般病床36人、療養病床35人の計71人を、また外来の1日平均患者数を180人と見込みました。その他、救急医療に係る一般会計繰入金、輪番制当番医受託収益、室料等差額収益、健診及び人間ドック収益等で、総額9億1,238万円を計上いたしました。これは、金額で4,298万9,000円、率で4.9%の増となります。

2項医業外収益は、一般会計繰入金及び匝瑳市からの負担金に加え、患者外給食収益・売店収益等で4億6,065万円を計上いたしました。金額で2,999万5,000円、率で6.1%の減となっております。

3項の特別利益は、存目計上でございます。

次に支出でございますが、支出の大宗をなす1款1項医業費用の総額は13億4,901万3,000円を計上しております。金額で6,210万9,000円、率で4.8%の増となっております。

給与費で、医師・看護師・医療技術員等、正職員88人分のほか、パート医師・パート看護師等、臨時職員の人件費を、また材料費では診療に必要な薬品・医療材料及び入院患者の給食材料等を見込んでおります。

経費では、診療以外に係る消耗品や光熱水費、各種機器のリース料及び保守点検料、各種業務委託料が主なものでございます。そのほかには、固定資産に係る減価償却費、医学雑誌

や学会等の経費、介護保険事業としての訪問看護に係る経費等を計上いたしました。

次に、2 項医業外費用の総額は2,300万9,000円を計上いたしました。金額で1,265万9,000円、率で35.5%の減でございます。支払利息及び企業債取扱諸費として長期資金利子償還金10件分を見込んだほか、長期前払消費税勘定償却及び売店費用等を計上いたしました。また、その他雑損失として、貯蔵品に係る消費税雑支出額を費用として計上しております。

3 項特別損失は、存目計上でございます。前年度は、公会計の制度改正に伴い、前年度に起因する賞与分を損失計上としていたため減額となっております。

4 項の予備費の総額は、前年度同額の100万円を計上しております。

続きまして、2 の資本的収入及び支出予算でございますが、1 款資本的収入の総額は1 億6,533万円で、金額で2,064万8,000円、率で11.1%の減。

下段の表になりますが、支出につきましては、1 款資本的支出の総額は2 億6,898万4,000円で、金額で917万1,000円、率で3.5%の増となります。

なお、収入額が支出額に対して不足いたします1 億365万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

それでは、収入から各項ごとに説明いたします。

1 款1 項企業債4,000万円は、脳神経外科で使用する顕微鏡手術器械の購入財源として見込んでおります。前年度には外壁改修工事分を計上しておりましたので、比較では2,720万円、率で40.5%の減となっております。

2 項出資金は1 億2,532万8,000円。金額で655万2,000円、率で5.5%の増であります。一般会計からの企業債償還金元金及び建設改良分、匝瑳市からは病院建設費の企業債償還に係る旧野栄町負担分を計上しております。

3 項補助金2,000円は、存目計上でございます。

次に支出でございますが、1 款1 項の建設改良費は1 億283万1,000円で、前年度比較で金額で、288万7,000円、率で2.7%の減となっております。病院改築事業費は、病棟浴室改修工事費として243万円、資産購入費には手術室及び各診療科並びに脳神経外科の使用器械といたしまして1 億40万1,000円の計上でございます。

2 項企業債償還金1 億6,615万3,000円は、企業債元金9 件分の償還金でございます。

2 ページ上段には、病院経営の現状と予算編成に当たっての基本的な考え方を、2 ページの中段から3 ページには、ただいまご説明申し上げましたことをまとめてございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

また、4 ページの表は繰入金の状況を各項目ごとに前年度比較で示したものでございます。収益的収入では、この表の中段あたりの記載になりますが、3 億8,004万2,000円。また、この額の3 行下になりますが、資本的収入が1 億2,532万8,000円。合計で5 億537万円でございます。前年度と比較して、金額で4,652万6,000円、率で8.4%の減となっております。

以上、議案第31号 平成27年度横芝光町病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、報告第1号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、報告第1号の専決処分の報告についてご説明させていただきます。

こちらのほうのピンクの表紙の議案報告書類の99ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条2項の規定により報告する。

平成27年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

次の101ページをごらんいただきたいと思います。

専決第6号 専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成26年12月9日、横芝光町長、佐藤晴彦。

次の103ページをごらんいただきたいと思います。

和解及び損害賠償額の決定について。

町道B247号線の道路瑕疵に係る車両の損傷について、次のとおり和解し、損害賠償額を決定する。

1. 和解及び損害賠償の相手方、千葉県山武市上横地5441番地、鶴澤政史。

2. 和解の要旨ですが、平成26年7月14日、鶴澤政史の運転する車両が、町道B247号線中台1517番地先を走行中に、道路上のずれていたグレーチングに接触し、車両左側のタイヤ・ホイールを損傷した事故について、町はその損害を賠償するというものでございます。

3. 損害賠償額は5万7,161円、この額でございますが、損傷したホイールとタイヤが対

象で、その分の減価償却や町の過失割合に基づき算定されたものであります。

なお、本件の賠償につきましては、町が加入しております損害賠償補償保険の対象になる事案でありましたので、保険対応とさせていただきました。

このようなことから、事故が発生しました箇所の横断側溝の改修につきましては、その後、速やかに工事を行ったところであります。町道の管理につきましては、日ごろから十分注意を払っているところではございますが、今後も道路パトロール等を強化するなど、安全な道路管理に努めてまいります。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 報告第1号 専決処分の報告については、ただいま説明のとおりですので、ご了承を願います。

以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月3日及び3月4日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、3月3日及び3月4日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時51分）

3 月 定 例 会

(第 2 号)

平成 27 年 3 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 27 年 3 月 5 日 (木曜日) 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (17 名)

1 番	鈴 木 和 彦 君	2 番	齋 藤 順 一 君
3 番	浅 野 孝 男 君	4 番	杉 森 幹 男 君
5 番	森 川 忠 君	7 番	川 島 仁 君
8 番	若 梅 喜 作 君	9 番	川 島 富 士 子 君
10 番	鈴 木 克 征 君	11 番	野 村 和 好 君
12 番	山 崎 貞 一 君	13 番	伊 藤 罔 樹 君
14 番	川 島 透 君	15 番	鈴 木 唯 夫 君
16 番	八 角 健 一 君	17 番	川 島 勝 美 君
18 番	越 川 輝 男 君		

欠席議員 (1 名)

6 番 五 木 田 平 和 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	久 本 修 君
理 事	田 鍋 悦 央 君	総 務 課 長	實 川 裕 宣 君
企画財政課長	若 梅 操 君	環境防災課長	堀 越 健 一 君

税 務 課 長	鈴 木 健 夫 君	住 民 課 長	早 川 裕 明 君
産 業 振 興 課 長	早 川 典 男 君	都 市 建 設 課 長	五 木 田 桂 一 君
福 祉 課 長	宮 薊 博 香 君	食 肉 セ ン タ ー 長	郡 司 民 夫 君
東 陽 病 院 長	大 木 良 夫 君	会 計 管 理 者	福 島 美 代 子 君
教 育 長	齋 藤 明 君	教 育 課 長	市 原 成 一 君
社 会 文 化 課 長	越 川 誠 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

局	長	高 蝶 政 道	書	記	椎 名 晴 美
---	---	---------	---	---	---------

◎開議の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 3月、かなり穏やかな朝ということではありますが、あらためて、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤罔樹君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

五木田平和議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告いたします。

◎一般質問

○議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 浅 野 孝 男 君

○議長（伊藤罔樹君） 通告順に発言を許します。

浅野孝男議員。

〔3番議員 浅野孝男君登壇〕

○3番（浅野孝男君） おはようございます。

議席番号3番の浅野孝男です。議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

また、本日も多くの傍聴の皆様、大変ありがとうございます。

いよいよ私たちの議員任期も本当にあとわずかとなりました。特に私個人は、町議会議員としての本会議における最後の発言の機会であります。したがって、この4年にわたる議会活動の総決算のつもりで、私がこれまでに述べさせていただきました意見、提言等に対する答弁の確認を主に質問をさせていただきたいと思います。

また、今回は町長を初め副町長、企画財政課長に質問と確認をさせていただきますが、実際に答弁書を作成されています主幹の皆様、班長の皆様にも確認をさせていただいているというふうに考えていただきたいと思います。

また、質問が若干かぶってくる部分もありますが、特に強調したいテーマということでご理解をいただきたいと思います。

そして、今回の最大のテーマは地方創生であります。アベノミクス、あるいは中央主導の政策に頼っていては、我が町の活性化と再生はなし遂げられません。今ここの町は、受動体質から攻めの積極・能動体制へと変換していかなければならないと思います。

そこで、まず佐藤町長に申し上げます。

24年6月議会、新町長として初の定例議会におきまして、私は24年度より適用の新マスタープラン、総合計画等の趣旨に鑑み、町のシンボルである栗山川の公園化について提案をさせていただきました。また同じく24年9月議会におきましては、栗山川河口域の防災対策と景観整備の必要性を強く訴えたところであります。

また、総合計画にうたわれています新たな産業地の形成と農業振興等による活力ある都市づくりについての答弁は、近隣市町では早くから道の駅や同等の施設が建設され、活気あふれる運営がなされており、町としては元気な農業と町の活性化につながる販売交流拠点、道の駅等の建設を検討してまいりたい。また、観光振興については、こどもの国跡にパークゴルフ場やドッグラン等、町内外の人たちが交流できる海浜交流ゾーンを開発していくと言われました。このことにつきましても、現時点の方針と進捗はいかがでしょうか。

3番目としまして、町計画の根幹ともなる協働のまちづくり推進のテーマですが、私は常々、産業戦略協議会なるものを創設し、全町一丸となって取り組むべきと提案をしております。26年6月議会の答弁では、協働のまちづくり推進のためには、関係団体、地域の産業団体、さらに町内外の人材との連携を強め、協議していく場をつくり出し、新たな事業を起こしていくことが望まれていると強く感じており、町総合計画にも明記されているとありました。さらに、住み続けたい、住んでみたい横芝光町と思い、思われるには、若い人たちの考えも重要であり、多様な層からの人材を集め、協議の場を設置していきたいとあります。このことについての進捗はいかがでしょうか。そして、それについてはどの部署で進めているのでしょうか。

次に、久本副町長にお尋ねと確認をさせていただきます。

副町長は、25年4月号の町広報紙の就任コメントにおきまして、当町は数々の地域資源を有し、大きな潜在力を持った町と言われました。私は久本副町長就任直後の25年6月議会におきまして、副町長は県職員として観光立県千葉を標榜している森田県政のもと、さまざまな行政運営に活躍されてきたということで、就任直後ではありましたが、観光立町横芝光の

構築策についてお伺いをさせていただきました。

副町長答弁では、1つ目は、今ある観光資源の環境保全や維持、再生及び新規発掘。2つ目は地域を超えた観光の振興。3つ目には横芝光町の知名度の向上などが考えられ、具体的には県央道の開通を踏まえ、観光客誘致や企業立地の推進、農産物の販売拡大などが期待されますと言われました。

また、町内には県有地や町有地などの遊休地等が数多くあり、有効利用に努めてまいります。また、町のシンボル栗山川を大切に、地域の皆様と協働のまちづくり活動として環境美化に努めていくことにより、きれいな栗山川となり、観光資源としても活用できるものと思っているというふうに言われました。

副町長就任以来2年近く経過した現在の感想と、観光立町に向けたお考えはいかがでしょうか、お尋ねします。

3番目に企画財政課長にお尋ねします。

今や日本中で取り上げている地方創生についてですが、26年12月議会におきまして、安倍政権の最重要政策となった地方創生をいかに横芝光町創生につなげていくのか、またその取り組みはということの質問をさせていただきました。

企財課長の答弁では、国総合戦略と県総合戦略を勘案し、町の創生にかかわる総合戦略を策定し、積極的に推進する予定でありますと言われ、取り組みにつきましても既に国に対し、シティマネージャーの派遣要請をしたところであり、当町に派遣されるということになれば、町の総合戦略の策定や施策の前進に大いに貢献していただけることを期待しておりますとありました。

また、横芝光版創生計画の策定を役場内各課の気鋭を選抜し、未来を担う若者たちに任せてみてはとの提言には、町としてもえりすぐりのチームを編成して取り組んでいく、これにつきましては町長発言でありましたが、というふうに言われております。

これらについての現況と取り組みはいかがでしょうか。

2番目にもう1点。このところ議会の内外において、町財政の健全化ということが盛んに言われております。

私は26年3月議会におきまして、今後町財政は一段と厳しさを増してくるわけですが、そこで町財政の健全化を図るため、積極的な産業振興策を講じていただきたいと申し上げました。そのことに対し、持続可能な財政運営を着実に推し進めるために、歳出規模の抑制とあわせ、歳入確保対策の推進を2本柱と掲げ、あらゆる方策により自主財源の確保を図るとし

ました。

また、関係機関などと効果的な連携を深めた工業団地への企業誘致や、税収増につながる生産の担い手確保策を掲げたところであるとしています。このことにつきましても、現状認識と今後の方策はいかなもののでしょうか。

以上大綱３点、壇上からの質問とさせていただきます。今回は、確認という趣旨もありますので、具体的かつ明確な答弁をお願いしています。

以上です。

〔３番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、浅野孝男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、栗山川の公園化策と河口対策についてお答えをさせていただきます。

栗山川は、千葉県によって随時改修が行われておりますが、地域の冠水対策として早期の事業推進が求められております。

また、改修計画とあわせ、公園などの整備を含む「ふるさとの川整備事業」が進められ、その中で河川区域内の施設として、北清水地先にやすらぎ広場、長塚地先にせせらぎ広場、屋形橋に親水デッキが整備されました。

しかしながら、千葉県では厳しい財政事情により、安全確保のための河川改修を優先している状況でございます。

また、平成24年３月に策定いたしました横芝光町都市計画マスタープランで、河川区域内の施設についてはふるさとの川整備事業の関連事業として整備をすることとしており、質問中の（仮称）川づくり協議会の設立・運営は千葉県と横芝光町が主体となりますので、今後とも千葉県と協議してまいりたいと考えております。

次に、河口対策についてでございますが、平成24年９月議会でもお答えをさせていただいたように、海岸地域の防災対策については千葉東沿岸海岸保全基本計画に基づき進められております。当町海岸部の防護施設は高さ６メートルで整備する予定で、現在、この工事や海岸環境調査が行われているところでございます。

また、栗山川河口域につきましては、千葉県山武土木事務所により、河口からおおむね

1.3キロメートルまでの堤防のかさ上げ工事が随時行われているところであります。

栗山川漁港区域につきましては、千葉県銚子漁港事務所で事業が進められており、概略設計が終わったことから、先日の2月28日に立会集会所で地元説明会が開催され、出席された皆さんからいただきましたご意見やご要望を、今後、本設計に反映していくものと伺っております。

いずれにいたしましても、海岸区域や栗山川流域は町の貴重な観光資源であり、一刻も早く景観に配慮した防災施設の完成を関係機関に強く要望してまいります。

続いて、新たな産業地の形成、農業振興等による魅力と活力あるまちづくり策についてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の道の駅等販売交流拠点でございますが、平成25年度より（仮称）産直交流施設検討会を立ち上げ、県内や近隣施設の道の駅などを視察及び情報を収集して、町内の施設候補地を検討してまいりました。

今年度は、産直交流施設基本調査業務をコンサルタントに委託し、新たな産直交流施設検討委員会を設置いたしました。地域関連団体や県及び町職員、外部からのアドバイザーにも参加していただき、産直交流施設の必要性や役割、整備コンセプト、整備候補地の比較評価、事業手法、管理・運営形態、事業収支計画、費用対効果の分析や事業化などをご検討いただき、ご提言を頂戴したところでございます。

この検討委員会の内容を踏まえ、3月末には基本構想の方向性を示した基本調査報告書がまとまりますので、議会にも報告をさせていただきたいと考えております。

次にマスタープランでは、海浜交流ゾーンとしてマリニピアくりやまがわ、栗山川漁港、横芝海のこどもの国跡地周辺、屋形海岸一帯を海浜交流拠点と位置づけ、白砂青松の保全・育成をしていくとともに、海浜レクリエーション地としての交流機能や栗山川漁港と連携した活性化を進めるものとしております。

先ほども申し上げましたが、現在、栗山川及び海岸部で防災対策が実施されており、栗山川漁港につきましては、平成28年度から工事が実施される予定と聞いております。今後、海浜交流ゾーンは防災対策事業で景観が大きく変化すると考えておりますので、その状況を見ながら、パークゴルフ場やドッグラン等、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

最後に、協働のまちづくり推進のため、全町一丸体制の実現についてでございますが、ただいま浅野議員が壇上でおっしゃられたとおり、昨年の6月議会で、（仮称）産業戦略協議

会の設置についてのご質問の答弁で、協働のまちづくり推進のために、観光協会を初め関係団体、地域の産業団体、さらには町内外の人材などの連携と情報の共有を努め、協議していく場をつくり出し、新たな事業を起こしていくことが望まれていると強く感じており、町総合計画にも明記されていることから、これからを生きる若い方々の考えが重要であり、多様な層から人材を集め、協議の場を設置していきたいとお答えをいたしました。この考えは今も変わっておりませんが、実現に至っていないのが現状であります。

また、どのような部署で進められているかについては、産業の分野であれば産業振興課が適当であろうと考えております。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 副町長。

〔副町長 久本 修君登壇〕

○副町長（久本 修君） それでは私からは、浅野議員の観光立町横芝光の実現を目指した取り組みと現状の認識は、についてお答えをいたします。

観光立町の基本的な考え方は、町の総合計画の中で、地域の特性を生かし、産業のまちづくりの一環として位置づけられておりますとおり、地域資源を生かし、観光客の周遊化、リピーター化を促して、人の行き来を特産品づくりや商業、サービス業の振興など、地域の活性化につなげることが目的であると考えております。

当町における観光客の入り込みは、初日の出イベント、坂田城跡の梅まつり、海水浴やサーフィン、鬼来迎などさまざま挙げられますが、地域の産業経済への波及効果、言いかえすれば町内における消費という観点では、現状においては効果は限られているように見られます。

今後、地方創生の観点からも、観光を産業として育てていくことは引き続き重要であります。そのためには行政や関係団体に加え、広く町民の皆様にも積極的にご参加、ご協力をいただくこと、そして息長く取り組んでいくことが必要であると考えます。

具体的な町の取り組みといたしましては、観光資源の維持を図る事業として、坂田梅林において町と観光協会が連携し、梅林の活用と保全に取り組む坂田梅林保全モデル事業を新たに実施するべく、事業費を平成27年度当初予算案に計上しております。

また、町の知名度アップを図る事業といたしまして、町のマスコットキャラクター「よこびー」を活用し、成田空港での各種イベントや県、近隣市町と連携した観光イベントなどに

積極的に参加し、町のPRを展開しております。

さらに、東京都世田谷区に開設したアンテナショップにおける町の紹介や、現在検討を進めている産直交流施設とあわせ、町内産品を用いた商品開発、農業体験の検討など、民間の力を生かした観光産業の発展に向け取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、観光立町の実現には地域の魅力に加え、それらを活用するアイデアや実行力を持った人的資源と強い意欲が必要でありますので、広く町民の皆様のご参加をいただきながら、一步一步進めていくべきものと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔副町長 久本 修君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 浅野孝男議員の横芝光版地方創生についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の横芝光版地方創生策の取り組み状況でございますが、当町の総合戦略につきましては、今議会に提案させていただきました一般会計補正予算に関連経費を計上させていただきましたが、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を充て、当町が持つ課題の再確認や人口の将来展望を行うための各種調査を行い、さらには町民や産業界、教育機関、金融機関等の方々から幅広くご意見をお聞きし、町議会でも十分にご審議をいただいた上で、本年の秋ごろをめどに計画を取りまとめる予定でございます。

なお、町総合戦略の策定に先行して行う事業といたしまして、国の交付金を充て、我が町の創生に資するスマートフォン向けアプリケーションの開発事業を実施すべく、これにつきましても補正予算に計上させていただいたところであります。

総合戦略の策定に当たりましては、昨年の12月議会で町長がお答えいたしましたとおり、柔軟な発想による施策の検討を行うため、役場内組織として、意欲と能力のある若手職員によるチームを早々に立ち上げ、有識者会議や住民会議と並行して作業を進めることとしております。

また、国に要望しておりましたシティマネージャーについてでございますが、当町への派遣が内定したとの連絡が先月、内閣府から直接町長へございました。派遣していただける方につきましては現在、大学研究者で調整中でございますが、正式に決定いたしましたら4月から非常勤特別職として、地方版人口ビジョンや総合戦略の策定を初め、地方創生に向けた

諸施策の推進に、町長の政策アドバイザーとしてまちづくりを総合的に補佐していただく予定でございます。

次に、2点目の町財政健全化のための歳入増対策についてお答えいたします。

当町は、地方公共団体としての生き残りをかけ、2町合併をしたところではありますが、今日までの間に、国の三位一体改革により国庫補助金の一部が一般財源化されたことに加え、財政推計でもお示しいたしましたように、今後は地方交付税の合併算定がえが終了し交付税が大幅に削減されることや、人口減少による税収の減などの影響により、財政状況は一段と厳しさを増すものと予想されます。

このような状況の中、平成26年5月に事業再構築検討委員会を立ち上げ、まず歳出面での事務事業の再編・整理・統合など、行財政のスリム化を検討したところでございます。当町が将来にわたり、持続可能な行財政の確立を果たすためには、徹底した行財政改革の実施、事務事業経費の一層の節減を図るとともに、これら施策展開を支える財源の確保が極めて重要になります。

歳入増の対策といたしましては、町税収入等の確保、受益者負担の適正化、公有財産の積極的な売却と活用に加え、新たな財源の確保が必要であると考えております。町税収入等の確保についてでございますが、納税環境の整備の観点から、現在実施中のコンビニ収納やクレジットカード収納に加え、平成27年度からはペイジー口座振替サービスを導入し、口座振替のさらなる推進と徴収率向上につなげたいと考えております。

受益者負担の適正化では、使用料・手数料の見直しや、これらの減免等を再度検討し、基準の統一化を図りたい考えでございます。

次に、公有財産の売却についてでございますが、横芝光町普通財産売却事務取扱要綱を平成26年10月に制定し、普通財産の売り払い事務の骨子を明確にしたところでございます。この要綱に基づきまして、早速、本年2月に不活用土地の一般競争入札1件を公告いたしました。残念ながら今回は入札には至りませんでしたが、公有財産の有効活用の観点から、今後も活用されていない普通財産については売却を進めてまいりたいと考えております。

また、新たな財源確保策の取り組みといたしましては、当町の財産に民間企業等の広告を掲載するため、基本となる横芝光町広告掲載に関する要綱、広告掲載基準等を平成27年1月に定めたところでございます。

そのほかの取り組みといたしましては、ふるさと納税では平成26年産米価格の大幅な下落を受け、横芝光町産の米の宣伝を兼ねまして、精米したコシヒカリをふるさと納税謝礼品と

して平成27年1月に、本年1月に試行的に実施したところでございます。

また、ご質問にありました税収増につながる生産の担い手確保策といたしましては、国・県の補助制度を活用いたしました青年就農者確保・育成給付金事業や農地集積のための農地中間管理機構事業、また商工会青年部と連携した若手育成や、今後の地方創生による施策展開も含め、引き続き産業全般にわたりまして支援してまいりたいと考えております。

このように、当町ではあらゆる機会を捉え、試行的な事業実施も含め、新たな歳入確保策に取り組み始めておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、歳入増対策は当町の重要課題であると認識しておりますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 大変ありがとうございます。それでは、改めまして再質問をさせていただきます。

順序が逆になってしまいますが、若梅企財課長にお伺いさせていただきます。

冒頭申し上げましたように、この町は受動的じゃなく、積極・能動体制での観点ということで、いろいろ言わせていただきたいと思います。

課長答弁で、26年度より地方創生関連を初めさまざまな検討、施策を講じてきているということは、おおむね理解はさせていただきます。

しかしながら、補正予算、今回出されている補正予算に関しましても、プレミアム商品券というやつがあります。これは国からのお仕着せ交付金のような性格ではないのかなというふうに考えております。これまでもそういった交付金頼みの施策に依存する体質が、どうしても感じられる。このたびの地方創生策での一番の主眼は、何回も言いますが、地方自治体が主体となって地域を活性化し、産業の振興と人口の将来展望を希望あるものにつなげていくということが大眼目になっているかと思えます。

また、地方創生策は、国では5年間の計画というふうになっているようですが、大事なのはスピード感。産業各団体や町民の皆様が地方創生、我が町の創生、活性化になるんだという実感を持つためにも、前に進まれている実感というのを本当に持っていただかないと、取り組みもちぐはぐになって、効果もなかなか上がらないのかなというふうに感じています。

そういった意味でも、先ほども課長説明ありました。若手チーム、精鋭を集めてということをお願いしましたが、改めてその地方創生プロジェクトチームというのを現実的に、

具体的に、どんなふうに、言葉だけが踊っているんじゃないくて、現実にとどこまで進んでいるのか、どういうふうに進めようとしているのか、どういう形でその施策をつくり出そうとしているのか、その辺のところを、取り組み状況を改めてお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問にお答えいたします。

私、今答弁で申し上げました、若手を中心とした庁内のワーキンググループ的な組織、これにつきましては答弁でも申し上げましたように、12月議会の議員のご質問に対する町長答弁でお答えしたものでございます。

現在、具体的に人選というところまでは進んではおりませんが、27年度当初からすぐに仕事が進むように、こういうアイディアで、こういう組織づくりをしようというアイディアは、私どもの課で持っております。できれば今年度中に、人事異動等もございまして、骨子を、具体的な任務までいければいいんですが、4月早々から早速仕事が進むような段取りを、スケジュールを考えております。

今現在まだそういうことで、案といいますか、枠組みということでございまして、恐らくこれは、本部長は当然、町長が本部長ということになり、実際のワーキンググループの取りまとめは企画財政課でございまして、副町長、引き続き事務方のトップとして、現在のいろいろな委員会でもご活躍していただけるような形でお願いしようかなというような、これは私どもの課の考えでございまして、それで、若手職員を、よりすぐりということで、できれば本当に若い、一線の30代から40代くらいの職員を中心にというふうには考えております。

そのワーキングチーム全体での検討、あるいは会議の進めもありますが、できればその中に、いろんなテーマごとに分科会といいますか、チームをつくって、例えば雇用創出に関する問題、移住とか定住、あるいは子育て、地域づくり、こういったさまざまな課題が当然、地方創生の中で考えられますので、その一つ一つ個々のテーマに沿って、さらに数名ずつのチームに分けて詳細な検討、それを全体のワーキングチームの全体会議で、さらにそれをもんでというような、そんな展開をしていこうかというふうには考えております。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。ぜひそういう形で、町民の皆様がいよいよこの町変わるな、横芝光町創生につながっていくということが実感できるように、ひとつスピード感を持ってこれからも進めていっていただきたいというふうに強くお願いしておきた

いと思います。

もう1点、企財課長に申し上げますが、財政の健全化と歳入増対策ですが、議会等でも説明あります。交付税の大幅削減ということも言われています。また人口減による税収減というのも、ある意味、やむを得ない部分もあるかとは思いますが、そういったことを踏まえて財政状況は厳しいものになっていくんだとしていますが、昨年も、26年度も国では景気回復、アベノミクスのせいと言いたいんでしょうが、景気回復も含めて税収増になっている。企業での利益配分といいますか、そういったもので大分税収が増になっているというようなことも言われています。

そういう社会全体の税収増、一部でしょうが景気回復という中で、我が町は、この27年度もそうなんですが、税収減になっていく。算定がえというか、評価がえといいますか、料率の変化というのものもあるんでしょうが、さっきも言いましたけれども、受動的な考え方の中で、税収減になっていくのはやむを得ないというような考え方というのは危険といいますか、できればそういう考え方じゃなくて、やっぱり能動的に税収増にするんだ。町全体が税収増に向かって、いろいろ活発に活性化になっているんだというようなことを考えていくのが、ある意味、町としての役割かな。

ですから、確かに企画財政課としては、常に徹底した行財政改革によって歳出の削減を図るんだ。もちろんそれも大事なことであると思います。ですが、私が思うには、いつも言いますが、それにも増して大事なのは、経済の活性化、あるいは産業の振興を図って、町税の増収を図るということのほうが私としてはむしろ大事なんじゃないのか。2本立てで行くということなんだろうが、並行して進めるということでしょうが、まさにその辺の経済の活性化、産業の振興による税収増を図っていくことが、佐藤町長の言われる町の発展と町民の幸せにつながるものであろうというふうに私は思います。

そこで1つの例なんですけど、工業団地の件もありました。私が考えるに、横芝光町の工業団地、正確には把握はしていませんが、感覚として元気な企業さんが少ないように感じます。分譲余剰地、余っている土地はもうないというふうな報告をしていると思いますが、行ってみますと、どうもがらんとしている、寂しい、空き地も目立つというような状況であります。今、この人出不足の中で、求人状況も活発とも思えません。

工業団地の企業さんがもっともっと元気になって、求人はもとより、雇用ですが、雇用対策もとより、町内産業に恩恵をもたらすような状況をつくり出していただきたいと思います。ですが、そのためには行政も何らかの施策を、支援を、あるいはバックアップを講じるべ

きかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいまのご指摘は、毎回、浅野議員からご指摘いただいているところでございます。

私も繰り返し申し上げるようになってしましますが、財政の立場といたしましては、この予想される歳入減時代に的確に対応できるための、いわゆる基礎的な体力をしっかりとつけて、合併という特殊事情があって、規模からすれば財政規模も膨れている状況を、本来の身の丈に合ったしっかりした体力を持って、それが財政基盤の確立ということだと思います。

その方策といたしまして、無駄な歳出を削る一方で、議員おっしゃるまさに歳入増、この2本を同時に並行して進めていかなければ、ただ単に切るだけでは町の活力も、人間もそうですけれども、痩せるだけでは体力も失われてしまうということだと思います。おっしゃるとおりだと思います。

予算、例えば今税收のお話がありましたけれども、税收はどうしてもアベノミクスの効果が我がこの辺の地域までには浸透していないというところから、これは国が増収をみても、それに合わせて我々も、根拠もないのにプラスを見られないというのはそういう観点から、歳入のうちの税收は対前年比マイナスにはなっておりますが、これが議員おっしゃるように、施策によって決算時にこれがプラスに転じる、そういうような施策を積極的にスピード感を持って打っていくべきだというご指摘であろうかと思います。

私のほうから、具体的な施策としてこういったものを今考えていますというものは、まさに先ほど答弁で申し上げましたように、この地方創生も絡めまして、そういう産業振興策を考えていかなければならない、そのためには企画財政の企画部門として、それぞれの事業担当課により積極的な策、今後さらに総合戦略を位置づけて、その手挙げの状況によって、国はやる気のある自治体を中心に財源等もというような、この地方創生の基本的な考え方でございますので、それに積極的に乗って、進めていくつもりでございます。

今現在、どういう具体的なということは、今この時点で申し上げられませんが、方向性としてはおっしゃるところを加味して、進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 企画財政課長の補足説明というのも変な話なんですけれども、今の企画財政課長のほうから答弁をさせていただいた中で、まずアベノミクス効果がどのようにこの横芝光町の財政に反映しているかという部分においては、平成26年度の税收の中で、特に

株式譲渡税ですとか、約1億円強の税収増につながっております。

そういうふうな観点もあって、平成27年度については余り拡大した予算、この税収見込みをつけなくて、今課長の答弁にもありましたとおり、決算時にどうなっているかという部分もあります。非常に日本の経済自体が、世界経済とともに変動がありそうな雰囲気もありますので、行政といたしましてはしっかりと、確実な部分を押さえていかなければならないという部分で考えておりますので、一言添えさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤園樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 町長にはまたダブってそのことは触れたいと思っていましたが、今言われたのであえて言わせてもらいますが、例えば予算、予算を組むときに、今税収増の部分は控え目という話がありましたけれども、普通、企業でいうと、計画立てるときに、売り上げは控え目に立てないはずなんです。売り上げを控え目に立てると、営業能力が下がっていくので、売り上げは少し無理した数字を出していく。だけれども、経費もその分余計にかかるというふうに出していくと思います。

少なくとも私はそういう商売のやり方をするんですが、そのほうが売り上げを上げるためにみんなが頑張るという中で、売り上げ上がらなかつたら経費下げる必要ないよという反面の中で、そういった活動が行われるということが、私は本来的なのかなというふうに思っていますのでつけ加えて、余計なことですが、そういう考えもあるということをご希望したいと思います。

具体的に今、その税収増についてという話がありましたけれども、私常々言っている、さっき言った産業戦略協議会の中に、例えば団地会の代表、元気な会社も2、3社あります。スズキ自動車さんであれ、東京エレクトロンさんですか、多分頑張っていると思うんです。そういったところの団地会があるかどうか分かりませんが、工業団地会。工業団地会があるとなれば、その役員さんにもその戦略協議会に入ってもらって、この横芝光町の経済をどうするんだよという中で、いろいろなご提案もいただき、また協力もしていただく。そういったことを含めて経済が盛り上がってくるほうが町へ波及はするのかなというふうに私は考えて、早くそういったものをつくってほしいというふうに言っているわけです。

ですから、その辺のところ、具体的にになりましたけれども、その方たちにも入ってもらって、農産物もスズキ自動車に、全国のスズキ自動車さんに買ってもらう、あるいは輸出まで面倒見てもらう、インドにも買ってもらうとか。東京エレクトロンだって全国にあるわけで

す。そういった意味で営業をかけていくということも、そのほうがむしろ早いわけです。アンテナショップも大事ですけれども。ぜひそれも、企業さんもアンテナショップとして活用したらどうかというふうにご提言させていただきたいと思います。

それでは続きまして、副町長に再度お伺いさせていただきたいと思います。

久本副町長には、本当に先日まで産直交流施設検討委員会の委員長として、その取りまとめに大変ご尽力いただきました。大変ご苦労さまでした。町の活性化に向けて、大きな前進を見られたのかなというふうに思っております。引き続き多くの町民の皆様の期待に応えられるよう、頑張ってくださいたいというふうに思っております。

そして、我が町の最大の観光資源は、九十九里自然公園となっている海岸域であろうかというふうには私は思っております。ここをいかに町の活性化と観光産業の振興につなげていくのかということが、大きな課題であろうと思っています。

これまでもパークゴルフ場や漁港や河口での釣り場などなど、蓮沼海浜公園に負けないような海浜交流ゾーンとなるよう、さまざまな提案をさせていただきました。そのたびに海岸域は県の管轄だ、銚子漁港の管轄だというようなことで、町としてはなかなか具体的な施策も講じられず、ほとんど進展していない状況であります。

副町長には、県とのつながり、あるいは県職員としてのノウハウ等々を最大限に活用していただいて、これらの進展をさらに図っていただきたいと思いますと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 久本副町長。

○副町長（久本 修君） 議員ご指摘のとおり、こどもの国跡地にしましても、長い年月がたっておりまして、なかなか進捗していないというのが現状であります。

また、先ほど町長答弁でもございましたが、漁港付近につきましては防災対策との関係もございまして、しばらくどんな形になるのかなという最終形を見据えながらということもございしますが、ただ貴重な資源であるということは私も認識をしておりますので、今後とも県、あるいは関係機関と協議を進めながら、よい形になっていくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思いますが、それとさっきも出ていますが、先日の立会集会所での防災説明におきまして、これから町や地元の方の意見も尊重

して計画をつくっていくというふうに、県の方も漁港事務所の方も言っていましたので、その辺のところを副町長よくよくご理解の上、もちろん安全が第一です。しかしながら、我が町最大の資源のあの松林、あるいは海岸域の景観というのにはくれぐれも最善の留意を払っていただいて、何とか町民の皆様が誇れる我が九十九里浜となるようにしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に町長にお伺ひします。

久本副町長にもご苦勞申し上げましたが、この２年間、産直交流施設の建設に向けた作業がいろいろ行われてきました。おかげさまでやっと概要版らしき案もまとまりつつあるように思います。

そこで、町長もこの27年３月定例会の施政方針でも言われました。27年度は横芝光町創生元年と位置づけ、危機感を持ってそれに向かって進んでいくということを述べられました。このことに沿ってたがわず、これから町のトップリーダーとして佐藤町長の揺るぎない覚悟のもと、また町の発展のため、この事業の先頭に立って成功に向けた活躍を期待したいと思います。

このことに対する、改めてなんですが、このことに対して思いと覚悟のほどはどのようなものでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） せんだって、産直交流施設検討委員会の資料を私どもも拝見させていただきました。事業規模は私どもが思っているより非常に大きなように思っております。

そうした中においても、収支的な部分で３年目から黒字が出せる、これは減価償却を除いた部分ではありますが、そうした部分も、大いに私どもにとっては勇気づけられた１つの資料ではないかなというふうに思っております。

ぜひこの産直交流施設、合併して丸９年がたとうとしているこの横芝光町の中で、やはりせんだって山武郡市農協、また、ちばみどり農協のおのこの組合長さん、一堂に会わせて初の合同の協議会を立ち上げることができました。そうした横芝光町で生産される農業産物を一堂に会した、そういうような交流地点は必ずしも必要であろうというふうに考えております。今後も積極的に、能動的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○３番（浅野孝男君） ありがとうございます。ひとつ本当にその覚悟で、ぜひぜひ町民の、

町の発展のために頑張っていていただきたいというふうに思います。

またまた企財課長への質問とかぶりますが、地方創生策、地方創生、何回何回も言って申しわけないんですが、これは本当に町が主体性を持って進めていく。国や県からのお仕着せではないということを、くれぐれも町長の胸に、全身に刻んでいただいて、積極的に、能動的に物事を進めていていただきたいというふうに思います。

それと、これとかぶりますが、今も説明しました。企財課長も今若手グループのプロジェクトチームを作成しつつあるというふうな報告もしていただきました。町長にも、産業戦略協議会なるものも本当に具体的に詰めていていただきたい。できればその若手プロジェクトチーム、また産業戦略協議会のようなものがコラボして、相乗効果を持ってこの町の経済の推進力になっていただければなというふうに考えている次第です。

ですから、本当に言葉だけじゃなくて、町長、本当に、どんな今自分のプラン、多分プランは多少あると思うんです。どういう形でどういうふうに進行させようかというのがあると思いますので、気が気でならないので、その辺のところをもう一遍、考えをお聞かせいただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） まちづくりを仰せつかっているわけでございます。

まず地方創生に関しましては、千葉県で4つの市町が、先ほど副町長のほうからも答弁がありました、シティマネージャー制度に手を挙げました。1つの町は結局受け入れをお断りしたようなので、実際、3つの市町のうちの1つがこの当町でございます。先ほど企画財政課の課長から答弁がありましておりでありますけれども、大学教授というか研究者といひましても、実際はURですとか、民間建設業者ですとか、そういう大手ゼネコンです。そういうところと常にまちづくりを共有している方でございます。非常に有能であるというふうに、私も先日お会いをさせていただいたわけであります。

そうした中で、産業の発展、これがまちづくりに大きく寄与することは言うまでもございません。まちづくりには、子育て支援から、また産業振興、また高齢者福祉、いろいろな分野で総合的なバランスのとれたまちづくりが必要であるかと思いますが、その中でも、やはり目に見えた発展を遂げさせていただくためには、その産業振興というものが非常に大きな部分を占めていると考えております。

今後もしっかりとした中で、若手中心のプロジェクトチームを立ち上げて、この横芝光町をさらに発展させるために努力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。

それでは最後の最後になりますが、町長、来年はいよいよ合併10周年目に入るわけです。真の融和のもと、希望と夢にあふれる横芝光町となれるよう、残された貴重な1年の任期を町の発展と町民の幸せのため、不退転の覚悟で任務遂行を切に切にお願いをいたしまして、4年間の締めくくりとさせていただきます。

佐藤町長を初め町執行部の皆様、また先輩、同僚の議員の皆様には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で浅野孝男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午前11時10分といたします。

（午前10時57分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◇ 森 川 忠 君

○議長（伊藤圀樹君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、議席番号5番、森川忠が、議長のお許しを得ましたので通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今定例会議は任期中最後の議会でもあり、平成27年度の予算を決定する重要な議会でもありますので、我々は次世代への責任と認識しております。執行部の皆様方には丁寧かつ漏れない答弁をお願いいたしまして質問をさせていただきます。

質問は、大綱3点、それぞれ産業振興関係、建設関係、企画財政関係についてお伺いいたします。

最初に、産業振興課の関係では、先ほど浅野議員からも出ておりましたが、地方創生、大

型交付金についてお伺いいたします。

政府は、2015年1月9日の臨時閣議で年末に決めた経済対策、これは総額3兆5,000億円と言われておりますが、それに基づく2014年度補正予算案、こちらは規模としては3.1兆円であり、を決定されました。2015年4月の消費増税で低迷した景気を下支えする狙いがあり、自治体向けの交付金新設など、地方の消費や生活を支援する施策が柱だと認識しております。

昨年末に将来の人口展望を示す長期ビジョンが示され、それをもとに地方の人口減少に歯止めをかける、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは2020年までの5カ年計画でございますが、こちらを決定しており、経済対策として、実質的に総合戦略の第1弾と言えます。

ただ、対策の中には、経済効果に疑問符がつくものもあり、ばらまきではないかとの批判も出ているところでございます。

緊急的な取り組みとして、地方創生先行型の創設として経済対策、まち・ひと・しごと創生関連、それから、地方住民生活等緊急支援のための交付金として地域消費喚起生活支援型、こちら、メニューの例としてプレミアム付き商品券、低所得者等向けの灯油等の購入助成、極寒地等になろうかと思えます。さらにはふるさと名物商品、商品券等と示されております。

そのような中、当町の交付金額、そして、具体的な施策とその内容について、詳細にご説明願います。

これは、ある意味限定的との感もありますが、プレミアム付き商品券販売事業を予定されているとお聞きしておりますが、なぜ、そちらを選択したのか、その理由を説明願います。

続いて、建設関係についてお伺いいたします。

合併後、さまざまな道路、建物、建設等が行われてきました。もちろん、合併特例債という非常に有利な債を利用した事業で、決してこれを否定するものではありません。また現在も、学校教育施設等や橋取りつけ道路等の建設工事も行われております。

そんな中、特に町の中心、また顔でもある横芝駅前が大きく変貌する計画で、現在、建設改良工事が行われております。その進捗状況、完成予定がいつなのかお伺いいたします。

具体的には約3.5倍と言われ、非常に広くなり利便性の向上も期待できます。しかしながら、用地買収等もあり、以前と比較し非常に寂しくなってしまうという声もよく耳にします。そこで、今後、駅利用者や町を訪れる方々により親しまれる計画や工夫が必要と感じます。そこで、解決策として何か計画予定があればお答え願います。

あわせて計画のある、こちらは県の事業でございますが、県道78号線、横芝上堺線、それ

と県道108号線、横芝・白浜線の駅前交差点の改良工事の計画、それと進捗状況についても伺いたいと思います。

最後に、企画財政関係について伺いたします。

次期平成27年度の予算の基本的な考え方と、あわせて構想について伺います。町長におかれましては、以前からさまざまな場所で、我が横芝光町の予算を今後5年間で10億円の削減を目指す目標をされております。残念ながら、次年度の予算は、過去最高の106億8,000万円と示されております。近隣市、町でも過去最高の予算を計上しているということも目立っておりますが、5年間で10億円削減するというのは、大変困難な数字かと思いますが、町長の思いとして、思いと言いましょか、実現策として具体的な手法、計画、さらには見通しをお示し願います。

次に、平成21年6月定例議会にて、自身、ご提案させていただいてから数回にわたりお願いもしてまいりました。ありがたく念願かない、昨年、平成26年12月1日からスタートしましたデマンド交通システムです。関係者の皆様には心より感謝し御礼申し上げます。

それ以前、福祉型の循環バス4台の運行であったものを2台に減らし、ルートを変更、そこに新たに乗り合いタクシー3台を使用し、現在、商工会館内のオペレーションセンターにて電話受け付けをし、具体的には午前8時から6時まで運行し利用できるということになっております。

乗り合いタクシーは、事前登録した方のみが利用できるという仕組みになっております。まだまだ認知度が低いのではないかと感じておりますが、今後、登録者数の増加を進めていく必要があるのではないかと感じております。そして、現在の登録者数、利用者数を伺います。さらには、せっかく導入されたのですから、より愛される公共交通システムにしていくことが重要ではないかと考えます。特に乗り合いタクシーは事前登録が条件です、先ほども申しましたが、今後の何か方策等があれば伺いたします。

さらには、循環バスも4台から2台に減らしたということで、町民の皆様から一部、不便になったというような声もあったとも聞いておりますが、ご意見等が寄せられていればお示し願いたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川忠議員からのご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは企画財政関係の次期予算の基本的考えと構想は、のご質問のうち、今後、5年で10億円削減を標榜しているが、具体的計画と見通しは、についてお答えし、その他の質問については各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

当町の当初予算10億円削減方針は、普通交付税の合併算定がえが平成28年度から32年度にかけて縮減され、その後、この措置がなくなるという危機感から、26年度当初予算編成時に次世代のために、聖域なき行財政改革、当初予算10億円の削減に向けてとした方針を掲げたところでございます。

このように、本方針は、合併算定がえが終了する平成33年度を想定し、平成28年度当初予算から90億円規模を目指すというものであり、この取り組みを具体化するために事業再構築検討委員会を平成26年5月に立ち上げ、現在まで12回の会議を重ね、一般会計と特別会計を合わせ518事業について点検、評価をするとともに、事業の方向性についても検討してまいりました。

これらの検討結果を踏まえ、業務改善や縮小、廃止の方向性が示された事業については、一部を平成27年度予算から対応させたところでございます。また、事業再構築検討委員会では、歳入拡大策として使用料・手数料の見直しなどについても検討を始めることとなります。

今後は事業再構築検討委員会の検討結果に基づき、各事業担当課の主体性を持って平成28年度の予算編成につなげるとともに、その効果を検証しながら実効性のある取り組みにしてまいりたいと考えております。

目前に迫った合併算定がえの縮減による当町財政運営への影響を最小限に抑えるため、今後ともあらゆる努力を重ねながら、健全財政の維持、確保に努める所存でございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 森川忠議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは大綱1点目の産業振興関係と大綱3点目の企画財政関係のご質問のうちデマンドタクシーの実績についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、大綱1点目でございます。交付金額と具体的施策と内容は、地方創生大型交付金についてのご質問のうち、交付金額と具体的施策の内容はとのご質問でございますが、先月

成立いたしました国の平成26年度補正予算（第1号）におきまして、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」が創設されました。この交付金は、地方創生先行型と地域消費喚起生活支援型の2つの型に分かれますが、産業振興に関する交付金についてのご質問でございますので、地域消費喚起生活支援型に絞った回答をさせていただきます。

地域消費喚起生活支援型は、都道府県及び市町村が昨年12月に閣議決定されました地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応し、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を推進するために実施する事業に要する経費に対し国が交付金を交付することにより、緊急経済対策の速やかで着実な実施を図ることを目的としており、国の予算の総額は2,500億円であります。各地方公共団体への配分額は、人口、財政力指数、小売り年間販売額やサービス業収入額等をもとに算定され、当町への交付限度額は、4,559万9,000円となっております。加えまして、千葉県は、県に交付される交付金の一部を充て、市町村と連携したプレミアム付き商品券の発行事業を行うこととしまして、現在開催されております2月定例県議会へ補正予算が提案されたところであります。

この県事業は、市町村がプレミアム付き商品券を発行した場合、市町村の人口に応じて県が交付金を市町村に交付するというもので、当町への交付金額は、1,222万7,000円の予定となっており、先ほど申し上げました国の交付金と合わせた、国と県を合わせた交付金額の合計といたしましては、5,782万6,000円となっております。

当町におきましては、この交付金を充て、プレミアム付き商品券を発行することといたしまして、今議会に提案いたしました補正予算に計上させていただいたところでございます。プレミアム付き商品券発行の事業主体につきましては、実績があり、ノウハウを持っておられる町商工会にお願いし、これに係る経費を町が全額補助するという形で実施する予定であります。

次に、ある意味限定的であるプレミアム付き商品券販売事業の予定のことだが、その選択の理由は。というご質問でございますが、国の地域消費喚起生活支援型交付金のこの交付の考え方といたしまして、地域における消費喚起に直接効果のある事業に的を絞るという観点から、原則として主に個人に対する直接の給付事業を対象としておりまして、当町におきまして、どのような事業を行うか、検討いたしました結果、消費喚起効果が高く地元消費の拡大と地域経済の活性化が図れることから、プレミアム付き商品券発行事業を実施することとし、あわせまして、多子世帯への生活支援として高校生以下の年齢のお子さんが3人以上いる世帯へ、通常の販売分とは別にプレミアム付き商品券をお配りする計画といたしました。

なお、プレミアム付き商品券発行は国の推奨メニューであり、さらに、千葉県は、このプレミアム付き商品券発行に対してのみ交付金を交付するという予定であることから、県内54市町村全てがこのプレミアム付き商品券発行を行う予定と伺っております。

続きまして、企画財政関係のデマンドタクシーの実績についてのご質問にお答え申し上げます。

初めに、乗り合いタクシーのデマンドタクシー、乗り合いタクシーとこれからは申し上げます。乗り合いタクシーの利用者登録数であります、昨年12月1日の運行開始時は、837人でありましたが、今月、3月1日現在では1,221人という状況となっております。

次に、乗り合いタクシーの利用者数でございますが、昨年12月の利用者数は638人で、一日当たりの平均は約28人、これが本年1月は681人で、一日平均30人、2月は813人で一日平均35人、この3カ月、運行を始めて3カ月で徐々にふえているという、そういう数字となっております。

議員ご質問の、より愛されるための今後の計画でございますが、ただいま申し上げましたとおり、利用者は徐々にふえているところではありますが、さらなる利用促進を図るため、広報紙等を活用して周知に努めることはもちろん、新年度におきましては、1割程度のプレミアムのついた回数券を発行し、利用者の運賃負担の軽減とリピーターの確保を図っていく予定でございます。その関連経費を新年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

これと合わせまして、昨年12月議会の一般質問でお答えいたしましたように、高齢者の運転免許証返納者に対する回数券や無料乗車券配付などの優遇制度の導入について検討してまいりたいと考えています。さらに、乗り合いタクシーが定着してまいりましたら、愛称を募集し、現在は横芝光町乗り合いタクシーという名称で運行をしておりますが、この名称ではなく、親しみやすく、愛着の湧く名称に変更したいというふうに考えておるところでございます。

また、乗り合いタクシーがより愛されるための取り組みといたしまして、利用者への対応の向上を図るという観点から、実施主体であります町とオペレーター業務を行う町商工会、運行業者であるタクシー会社で、その三者で情報を共有し、改善点等について一堂に会して話し合う場も必要と考え、本年1月に三者による意見交換会を開催したところでございますが、これを今後も定期的で開催し、意思疎通を図って対応の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、併用している２台の循環バスの実施と利用者の声、それと今後の計画変更の予定についてのご質問でございますが、循環バスの昨年12月の利用者数は1,230人、1月は1,028人で、前々年、前年の同じ時期と比較いたしますと４割程度の利用者数となっております。ご承知のとおり、昨年12月１日から町内循環バスの運行を見直しまして、運行車両をそれまでの４台から２台に、運行路線も５ルートから３ルートに、運行回数につきましても22便から11便に変更したことから大幅にこのような利用者数の減となっておりますが、デマンド乗り合いタクシーの導入に合わせての変更であることから、循環バス運行見直しに対する苦情や批判的なご意見は届いてはおりません。

今後の計画変更についてでございますが、必要に応じて時刻表の微調整であったり、あるいは、停留所の移動といった修正を行うことは考えられますが、循環バスの存続か廃止かといった判断は、今のところ具体的な検討課題にはなっていない状況でございます。乗り合いタクシーの利便性が浸透いたしまして、乗り合いタクシーの利用が今後ふえていけば、循環バスの必要性が低下するというふうに思われますので、しばらくの間はこの始まったばかりの、乗り合いタクシーの利用促進に努めまして循環バスの存続廃止問題につきましては、今後の利用状況を見ながら、しかるべき時期に公共交通会議でご協議をいただき、判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私からは大綱２点目の建設関係についてお答えをいたします。

ご質問の駅前広場及び交差点改良工事についての１点目、進捗状況と完成予定はと、３点目の県道78号線、108号線、駅前交差点改良工事の計画と進捗状況は、については、関連性がありますので、一括でお答えをいたします。

議員もご存じのとおり、町では平成22年度から都市計画に基づいた駅前広場3,500平方メートルを社会資本整備総合交付金と合併特例債を財源として整備を進めております。また、駅前広場に接続する進入路及び交差点部は千葉県で整備を進めていただいております。

まず、町事業につきましては、用地取得が終了した昨年度から一部工事を行い、本年度完成に向けて本体工事を進めているところですが、水道移設や電柱移転等のおくれで４月にず

れ込む見込みであります。

次に、千葉県が進めている駅前交差点改良事業、県道横芝上堺線改良事業でございますけれども、これは平成22年から事業着手し、全体計画延長180メートルを平成30年度までに整備する予定で進めています。本年度は、交差点から駅前広場までの暫定形での工事を予定していましたが、用地及び補償について、一部地権者との交渉に日数を要していることから工事の発注ができないと伺っておりますので、今後も千葉県山武土木事務所と緊密に連携をとりながら事業の完成を図ってまいります。

次に、2点目の広くなり利便性も向上すると思うが、ほかに駅利用者等に親しまれる方策は考えているかについてですが、横芝駅前広場は、平成17年に暫定形として送迎車待機場を含む約1,400平方メートルの整備を実施いたしました。その後、電車発着時の送迎車両等の増加による渋滞解消や駅前広場における段差解消などに対応するため、今回の整備によりロータリー部や歩道部の拡大、送迎車待機場の増設、バリアフリー化の推進などを行ったことから、駅利用者にとって利便性が高い交通サービス、より安心して利用できる駅前広場になります。

また、電車利用者は当然のこと、例年行われております地元地区の祭りや、最近では、駅からハイキング、両総用水の路ウォークなど、いろいろなイベントが駅前広場をベースに開催され、多くの皆さんに利用されております。

今後もさらに皆さんが多目的に利用できる空間となるよう、町観光協会、商工会、地元区などを中心として利用を活用していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤園樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 産業振興関係ということで、企画財政課長にお答え願ひまして、私のほうでミスプリントということで訂正させていただきます。

それでは、再質問をいたします。

新交付金は、先ほども申しましたけれども、地域消費喚起生活支援型、地方創生先行型からなる各自治体が地域の実情に合った施策を選べる仕組みで、政府は、前者については、プレミアム付き商品券の発行や地方での就業創業支援など、後者については、子供の多い家庭への子育て支援や低所得者向けの冬場の灯油代などを想定しているということですが、ただ、交付金は、景気回復の実感がないとの地方の声に応える狙いがあり、2015年4月の統一地方選をにらんで新年度予算を待たずに前倒しして経済対策に盛り込んだと見られます。経済対

策としては効果を疑問視する声も根強いのも確かであります。確かに、緊急的な取り組みとして地域消費喚起生活支援、経済対策、まち・ひと・しごと創生関連、地域住民生活等緊急支援のための交付金としてメニューが示された中のプレミアム商品券を当町は選択されたということですが、以前、ご存じのとおり、当町でもプレミアム付き商品券を発行した事例があります。これは、平成23年7月から平成24年1月まで商工会報の創立50周年行事に当たり実施したこともございます。当時約700万、町から予算をいただきまして、1万円を7,000セット、具体的には。つまり、1万円を購入されますと、1,000円のプレミアムがついたものを商工会職員等で販売をしたということでございます。

その中身を申し上げますと、当時は商工会の会員のお店、事業主に限定されましたけれども、共通として使えるものが、つまり、1,000円が11枚なんですけど、共通で使えるものが6枚、大型店を除く中小・零細の会員で使えるものが5枚ということで販売をさせていただきました。その経緯と、そのような経緯があった中で、今回のプレミアム商品券の具体的なインセンティブと言いましょうか、内容というか、1割なのか、2割なのか、3割なのか、お尋ねしたいと思います。

また、商品券可能な事業所はどのようなところで可能なのか。先ほどもご説明がありましたけれども、多子世帯ですか、福祉関係でも利用をするということですが、それについても具体的に再度お尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、プレミアム商品券の具体的な発行でございますけれども、中小企業、中小の商店ですか、そういった方々については、プレミアム分の3,000円、それと共通については1万円といったことで、今のところは考えておりますけれども、いずれにいたしましても、これは商工会さんのほうにお願いする事業でございますので、商工会さんが来年度に実施する総会等でご承認いただかなければいけませんので、また、制度設計につきましては、商工会と詳細に詰めてまいりたい、かように考えております。

それと事業所でございますけれども、これも商工会さんのほうから要望がございます。実際、商工会のほうでは会員だけにしたいというふうなお考えをお持ちのようではございますけれども、住民サービス等の観点から、また、この制度設計につきましても、やはり、今後、商工会と詰めていかなければならない、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 多子世帯の対応については、私からお答えさせていただきます。

今、いわゆる一般町民といいますか、消費喚起の概要については、制度設計はこれからということでございますが、1万3,000円使えるものを1万円で販売する、つまり、プレミアムは3,000円をつけるという基本的な制度設計ではございますが、答弁で申し上げましたが、それとは別に、3人以上、高校生以下、18歳以下のお子さんをお持ちの多子世帯、数が約350と想定しておりますが、その世帯に対しましては、今回の地域消費喚起と合わせて町独自の、これが町の工夫の分という意味合いになろうかと思いますが、多子世帯への、この同じ商品券を使いまして、施策も同時に実施するという、そういう基本的な制度設計を持っているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤園樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。大変な、3,000円ということで、ある意味大盤振る舞いのプレミアムがついております。ただ、これが確かに消費喚起型とは言え、地方創生も絡めて、2050年度には、当町も消滅都市と、昨年5月に日本創成会議から発表されたのは周知の事実かと思いますが、やはり、国・県合わせて5,782万円という非常に大きな額の補助金が交付されるわけであります。

その中で、先ほど企財の課長から説明ありましたけれども、手を挙げた全ての自治体がプレミアムを選んだ。聞きますところ、例えば、南房総市ではいろいろ考えたとか、富里ではプロジェクトチームをつくったとか、いろいろ聞いておりますけれども、当町ではそのような工夫はどのようにされたのかをお聞きしたいと思います。

つまり、消費は、お金は、もらえば、あれば、みんなありがたいことなんですけれども、町が元気にならないと、その消費すらも他の市町村に行ってしまう、現状でもそのような傾向が多分にあるわけです。ですから、基本的には、先ほど、浅野議員が申しましたように、やはり、地元が元気になるというような、エンジンのような方策に何か工夫をしていただいて、使っていただければありがたいと、私は個人的には思っております。

その辺の工夫は、今回は、消費喚起型で、ある意味、押しつけといいいましょか、欲を言えば限定的なんでしょうけれども、失礼ながら工夫がないというのが私の個人的な感想なんです。今後の地方創生のあり方として、まさに、成長エンジンになるべく、交付金、助成金の使い方というのは考えていく必要はあると思います。その辺、町長、ご所見はいかが

でしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 前回、700万円規模の予算で商工会にお願いしてやっていただいたわけでございます。今回、五千数百万円という大きな規模の今回のプレミアム商品券事業でありますけど、今回の1万円に対して3,000円のプレミアムをつけるということは、非常に消費者にとっては魅力のあるものであって、前回とは工夫は足らないと言われてしまうとあれですけれども、現実問題として、この、今、森川議員がおっしゃったとおり、そのプレミアム商品券は町内でしか消費できないというような枠組みの中でやろうと考えております。そうであれば、この町内の消費の拡大にも当然ながらつながるわけでございますし、また、買っていただく数、1人、1軒が何口買えるかという部分についても、詳細に今回は検討を今重ねているところでございます。

そうした中で、町民の皆さんが広くこれを利用できる、今、施策も検討中でございますし、具体案はある程度まとまっているところでございます。今後、その辺の部分をしっかりと検討しながら工夫を入れて、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、町長にはその思いを強くお持ちいただきまして、町の発展に寄与できるようご尽力願いたいと思います。

再度、18歳未満、約350世帯に、これは、どれくらいずつ、差し上げるんですか。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 今、私、350と申しましたが、これは予算の規模で、おおよそ300、ただ、余裕を持って350の、世帯分の予算を確保しているということでございますが、1世帯1セット、1万3,000円分の商品券をお配りする、先ほども申しましたように、その対象となるのは多子世帯、具体的には高校生以下、18歳以下のお子さんを3人以上お持ちの世帯にという基本的な考えでおります。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） また、前回、私も商工会に関連するという立場でもありますのでお伺いしたいのですが、商工会も、具体的に昨年1人、ある事情で職員がお辞めになったんです。商工会の職員は、非常にデマンド交通事業もあるし、非常に忙しいという中で、私も本当に

お願いして、よろしくお願ひしますということで、お願いしておりますが、要は手数料が前回、産業振興課長、前回の数字は、ご存じですか。換金手数料、あとでそれ、お願ひしたいと思ひます。それと、また今回はどのような換金の方法、手数料を考えているのか。

それと合わせて、当然、商工会の職員だけでは非常に足りませんので、前回、緊急雇用事業ということで、町経由で県から助成金が約308万5,000円、臨時的にお願ひした方にそちらをお支払いして、お手伝い願ったということがありますが、今回は、その辺の具体的に、当然、ひと手間かかりますから、どのように計画されるのか、ざっくりで構ひませんが、前回の換金に対する手数料とか、その辺のあれをどのように見ているのか。

それと重要なことは、一番重要なことは、恥ずかしながらある近隣の地域で、一人が大量購入しまして、それを、恥ずかしながら商工業者だったんですが、まさに錬金術ではないんですが、換金して、その利ざやを抜いてしまったというような悲しい事件がありました。私も非常に恥ずかしく思っただんですが、そのようなことに対する工夫とか、その辺は何かお考えでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） まず初めに換金手数料でございますけれども、今回、国の交付金、あるいは県の交付金につきまして、商工会の職員、事務局長さんとか、そういった方々に人件費としては充てられないといったことがございます。といったことで、今回、手数料についてはないということで、今進めている最中でございます。

それから換金方法、これにつきましては、前回と同様に、商工会さんのほうから事業主さんのほうに振り込んでいただく、そういったことを想定しております。

それから3点目、雇用の関係でございます。これにつきましては、事業費の中からパートさんお二人を人件費として、補助金の中に含めてお支払いする、そういった予定にしております。これにつきましては、想定の人件費が337万5,000円、これを見込んでございます。

あとは、大量購入防止策でございますけれども、今回、当町の世帯の、大体73%相当に発行数を予定しているんですけれども、そうしますと、一人、実際どれだけ購入していただけるかというのはやってみなければわかりませんが、各世帯にはがきを役場から発送いたします。そして、ある程度、限定2セットですとか、そういったことで、大量購入を防止するというふうなこともあわせて考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 非常に、そういうリスクのないようなことをお考えいただいているということで、ある意味安心いたしました。

それと、商工会の職員の味方をするわけではありませんけれども、確かに結構大変なんです。私もはたから見えてまして。ありがたく、パートさん2人分の337万5,000円を予算化していただけるということですが、あわせて、町の職員の方々にもやはりその事業の重みというものを感じて、勝手に商工会がやっているようにということがないように、ご協力願うように、産業振興課中心にお願いしたいと思います。

それでは、続いて、建設関係についてお尋ねいたします。

五木田課長から、建設課長から駅前改良工事についてご説明いただきました。確かに、広くなることはいいことですね。今現状ですと、大型バスも進入にも苦戦してしまう。やはり、駅というものは、当然、顔でありますので、利用者もかなり多く、特に、話が県道のほうにも、交差点にもいきますけれども、雨の日なんかは、非常に駅前のその混雑というのは、近くの方は、本当、驚いているんです。具体的には、駅から、例えば、南方面では、栗山、上堺方面だと、私ども、近くの1号線ぐらいまで渋滞をしてしまう。当然、理由は、ああいう変形交差点ですから、右折が1台ありますと、もう、直進、左折の車、ずっと待っていて、信号5回待ちぐらいなんです。私も経験しました。わざわざ雨の日に行ってみたら、5回待ちました。ですから、その辺も強く県のほうに要望していただきたいと思います。町長もお近くですから、一番、それをお感じかと思っておりますので、平成22年からの計画をもうちょっと早く、優先順位、当町からの県会議員もいらっしゃいますので、うまく連携して強く訴えていただきたい、このように思います。

県のほうも先ほど課長から説明がございましたように、非常におくれているということですが、町に関しては、先ほど聞きますと、3,500平米ですか、そのほかに余剰、余裕がある土地というのはどれくらいあるんですか。

○議長（伊藤圀樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 駅前広場のほうの整備に当たって、用地買収を行ったわけですが、その過程におきまして、残地として約75坪弱取得してございます。ただ、斜面等、のりがございますので、実際に使える土地は約60坪程度かというふうに思っております。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 60坪有効活用していただきたい、これは町長にも以前話をしたことが

あります。残念ながら、国鉄がＪＲに移行してから、ご存じだと思いますが、まずスリム化、それから経費を削減するという事で、昔、どこにもあった駅の売店、キヨスクと言っておりますけれども、売店がなくなりました。横芝駅についても売店があつて、そこでガムを買ったり、新聞買ったり、非常に便利で、本当にいい駅だなと、今思うと思うんですが、悲しいかな、今は自動販売機があるだけで、当然、人件費もかかることですので、ガム一つ買うにもというような感じがしております。

そこで、町長、残りの60坪ですか、当然、町としては事業はできないと思うんですが、それを、例えば、何か有効利用して、本当に、この駅におりて、いい町だなと思えるようなお店というか、アンテナショップといいましょうか、何ていうんでしょうか、町を紹介するようなものを考えたかどうかと、私は個人的に思っておりますが、町長、その駅前の、中に60坪あいているところ、何か利用して、駅前の顔として、高校生がガム1つ買えないというようなことではなく、やはり、駅が広くなればいいということではなく、いい駅だなと思えるようなことをお考えがあれば、お答え願いたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 正確な数字を申し上げられなくて申しわけありませんが、それだけの余剰地と一緒に取得をさせていただいた。そうした中で、その駅前というところで、一応、祭りにも使っていたり、いろいろなイベントにも使えるのかなというふうな思いの中で取得をさせていただいた経緯がございます。

今後、その利用につきましては、今のところ計画予定は、今のところございません。そうした中で、どういうものが、横芝駅前にふさわしいものになるか、皆様のご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） よろしくお願ひしたいと思います。

思いある人が声をかけたら町長も無視せずに積極的ににかかわってくれとは言いませんが、頭の片隅にでも置いていただければありがたいと思います。

それでは、デマンド交通について移らせていただきます。

企財の課長から数字を具体的にお教え願いました。これも、情報の共有化で、業者と関係者で、私も一度、会議に参加させていただきましたけれども、ありがたく、たまたま、お隣山武市でやられている業者さんが2社入っていることもありまして、山武市のデマンド交通

との、乗り合いタクシーとの比較をおっしゃってくれた方がいました。ある意味お褒めの言葉をいただいたのは、課長もご存じだと思います。

ただ、順調とはいえ、1,221人、比率にするとどうでしょうか、町民の比率にすると。非常に、私はまだまだ少ないなというような感想なんですね。例えば、酒々井町、あそこは社会福祉協議会が運営しているのと、あと、子供さん方をスクールバスの送っているという、そういう事例がございます。そこは、七千数百人の登録です。酒々井町は、当然、人口はご存じのとおり、我が横芝光町と類似団体ということで、2万2,000か、類似団体です。ですから、私は、酒々井町と比較した場合、1,200という数字はまだまだ全然少ないんじゃないかと感じます。さらには、利用者の声を私も耳にしますと、例えば、当町では、病院は町立は東陽病院があります。酒々井町というのは、公立病院がないんです。隣の成田市に成田日赤病院とか、お隣の印西市に日本医大の北総病院ですか、大きな病院があつて、そこに行くには、プラス200円を出すと、病院のことですから、より高齢者を含めて弱者の足としては、非常にいいと思うんです。仮に、当町のシステムにはめ込むというと、例えばですよ、山武医療センター、旧成東病院に行く、例えば、匝瑳市民病院とか、横芝光町でも一番、八日市場寄りの西高野という地区から見える九十九里ホーム病院に行くには、不可能なんですね。その辺のことも、今後、検討課題に挙げていただきたいと思います。企財課長、いかがですか。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご指摘の件、ご要望については、私どももふだん耳にすることでございます。いずれにいたしましても、デマンドタクシー、ご承知のように、まだ運行開始して3カ月でございます。この公共交通会議で、基本的な公共計画を策定して、それに基づいて運行しているわけでございますが、その中でもこの計画の中にも、運行内容の継続的な改善という項目が、議員さんもお承知のとおり、ございます。利用状況にあわせたデマンド交通の改善という項目も明確に記載しております。

いずれにいたしましても、それぞれの町民の皆様方のニーズ、ご要望に応じてその内容については、今後も検討、変更するべき点があれば、もちろん変更いたしますが、所定のそういった会議の検討を踏まえてという段階を踏まえて対応するというのはもちろんでございますが、いずれにいたしましても、その交通会議で検討していただくについても、一定期間の利用のデータですとか、声の集積というものが、あつて初めて検討していただくということになると思いますので、それはしかるべき時期にという、曖昧な表現しか今のところできま

せんが、それは検討すべき課題として、常に認識はしておるところでございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 時間も押してきましたので、最後に、まず、町長にお願いをいたします。予算の削減は、27年度、ある程度分析といいたししょうか、見させていただきますと、特殊な農業関係の、起債された数億円もあったりとか、ご努力はされているのはわかりますが、先ほどお答えいただいたように、合併特例債の算定がえというのは、待ったなしでございますので、先ほど来お話があるように、税収の増加も含めて、さらには、支出、歳出の削減もあわせて、本当に慎重にやっていかないと、今後、本当に人口は減る、お金はないという、本当に、二重苦、三重苦に見舞われる可能性があるかと思っておりますので、町長には強い覚悟でその辺を、予算編成願いたいところであります。

それと、デマンド交通になりますけれども、先ほど来、若梅課長から細かい説明をいただき、今後利用の広がる期待が持てました。特に、具体的に言いますと、山武市のクラブシステム、使っているシステムです、デマンドに。使っているのと我が横芝光町のデマンド交通システムは同じクラブシステムを使って、ある意味、乗り合いができるんですね、システムの。ですから、その辺も、お隣匝瑳市は、今、循環バス、5台ですか、中型の新しいのが走っておりますが、匝瑳市からもそのような、横芝光町のほうに問い合わせもきていると伺ってはおります。その辺も、問い合わせあったときには、課長、ぜひ、その辺の相互乗り入れ利用といいたししょうか、その辺もぜひとも強く希望していただきまして、余り、これが民意圧迫になるようなこともいけないかと思っておりますが、愛される乗り合いタクシーとして、名称の募集はもちろん、細かくきちっとデータを取りながら、着実に、愛される乗り合いタクシーを目指していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で、森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は、午後1時ちょうどいたします。

（午後 0時10分）

○議長（伊藤圀樹君） 午前の休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔9 番議員 川島富士子君登壇〕

○9 番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、平成23年3月11日の東日本大震災の翌月の統一選から4年間、議長初め議員の皆様、町長初め職員の皆様の親切なご指導、ご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。心から感謝申し上げます。

さて、人口減少問題を乗り越えるためには若い世代の就労、結婚、子育ての希望が実現できる社会づくりや、地域の特徴を生かして活力ある社会を維持していくための施策を、総合的かつ計画的に実施することが喫緊の課題です。我が町においても、人が生きる地方創生を強く願い、質問に入ります。今期最後の一般質問に当局の誠意ある力強い答弁を求めます。

初めに、町政運営の基本姿勢について、3点お伺いいたします。

1 点目として、町長の基本姿勢について伺います。

日本は2008年をピークに人口減少社会に突入しました。少子化、高齢化が急速に進んでおり、このままでは2050年には人口は9,700万人、2100年には5,000万人になるとの推計もあります。人口が減れば経済活動も縮小し、社会保障の担い手も減り、私たちの暮らしを今のまま維持することが難しくなります。まさに対策の具体化は待ったなしの状況であります。これから高齢化が急激に進む都市部と、既に人口減少が始まっている地方部では抱えている課題、打つべき対策は全く違います。

今までのように国が全国一律の対策を講じていくのではなく、地方が主役となって知恵を出していかなければこの問題は解決できません。例えば、町独自の強みを生かした新しい雇用をつくり若者を呼び込む、高齢化に対しては医療や介護を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進める、災害については防災、減災対策を進める、こうした難しい課題に全力で取り組むチーム横芝光の総合力が今こそ大事でなかろうかと考えます。

そこで①の地方創生のための長期戦略についてであります。政府は昨年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を、昨年12月27日に閣議決定しました。さらに都道府県や市町村には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務と

して課されています。この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかと言えます。政府は戦略づくりを支援するため、国家公務員や、大学研究者、民間人材を派遣する制度を設けるとしています。いわゆる地方創生人材支援制度ですが、国にいち早く手を挙げた当局の地方創生に積極的に取り組まれる姿勢には大いなる期待をし、感謝申し上げます。

町の実情にあわせた処方箋づくりを、町長はどのように捉えどのように取り組もうとお考えなのかお聞かせ願います。

2点目として、行財政改革について伺います。

①の行財政改革の新年度の実施計画についてはどのように実施していくのかお尋ねいたします。②の地方公会計のさらなる整備推進についてであります。国から各自治体にソフトがくるようですが、本町としてはどのように対応されるのでしょうか。また専門の職員を配置すべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目として、予算編成について伺います。

①の国の補正予算の活用についてであります。町の取り組む事業はどのようなものがあるか、改めて伺います。また②の税制改正の影響について、財政及び町民生活に直接影響のあるものは何か、お教え願います。

次に、「人に優しい安全・安心なまちづくり」について、4点お伺いいたします。

1点目として、ご当地キャラ「よこぴー」ナンバープレート交付について伺います。

全国はもとより県下におかれましても、20以上の自治体で取り組まれているご当地キャラ等のナンバープレート交付であります。町のおしゃれと町の愛着、そして町を広くPRするため、原付バイクのオリジナルナンバープレートを交付してはいかがでしょうか。見解を伺います。

2点目として、認知症簡易チェックシステムの導入について伺います。

認知症の早期発見と啓発につなげるため、町のホームページに認知症簡易チェックシステムを導入してはいかがでしょうか。同システムは2つのサイトから構成されており、身近な人の状態をチェックできる、家族、介護者向けの「これって認知症？」は新しいことが覚えられないとか、なれた道でも迷うことがあるなど、20の項目に当てはまるかどうかの結果をもとに認知症の可能性を判定するものです。

一方、本人がみずからの状態をチェックできる「私も認知症？」は、探し物が多いとか、理由もないのに気が塞ぐなど、10の項目についてほとんどない、ときどきあるなどの頻度を

回答することで、認知症の危険性を確認できます。また、判定画面から地域包括支援センターなどの相談窓口や、認知症の診療を行う医療機関の情報にアクセスすることもでき、早期に相談することで在宅医療など住みなれた地域で暮らせる可能性が広がると期待できることから、有効なシステムと考えますが、当局のご見解を伺います。

3点目として、空き家対策特措法に伴う本町の取り組みについて伺います。

昨年7月に発表された総務省の住宅土地統計調査は、世の中に大きな驚きを持って受けとめられました。この調査は5年に1回の頻度で発表される全国の土地家屋の状況についての全国調査ですが、全国の住宅総数6,063万戸のうち空き家数は820万戸で、空き家率は13.5%で、いずれも過去最悪の数値となりました。この820万戸の空き家のうち、賃貸用の住宅や別荘などを除いた個人住宅の空き家が318万戸も存在し、2008年の前回調査と比べて18.7%も増加したことは、改めて身近な大きな問題という認識を持たなければなりません。

今後も高齢化や人口減少を背景に増加が見込まれます。空き家は放置されると老朽化により倒壊などの危険が高まり、災害時には避難や消防の妨げになりかねません。衛生面や景観にも深刻な影響を及ぼします。

自治体の取り組み現場の実情を踏まえ、昨年11月19日に成立したのが、空き家対策推進特別措置法です。いよいよ本年2月26日から一部施行、5月から全面施行されます。町では固定資産税の納税情報を活用して所有者を把握しやすくなります。さらに倒壊する危険や、衛生上有害となる恐れがある空き家について、町による立ち入り調査を可能としたほか、所有者に撤去、修繕を命令できるようにしました。命令に違反した場合は50万円以下の過料を科し、行政代執行による撤去も可能です。さらに国や県が空き家対策の費用を補助する仕組みも整え、対策を進める市町村に大きな追い風となることから、空き家対策計画や条例の制定などで空き家対策を推進すべきと切望いたしますが、当局のご見解を伺います。

4点目として、災害リスクコミュニケーションについて伺います。

6,434人の命を奪った阪神・淡路大震災から本年1月17日で20年。いまだ多くの方々が避難生活を送っている、今月11日で4年になる東日本大震災による死者、行方不明者は1万8,483人。ことしこそ被災地再生への取り組みをさらに加速させ、本格復興が実感できる1年になるよう願ってやみません。

さて、巨大地震、集中豪雨、土砂災害など、これまで経験したことのない自然災害が相次ぐ中、ハード面の防災、減災対策にとどまらず、行政と住民、住民同士などの間で災害情報を共有し、いざというときに避難できる、災害リスクコミュニケーションが求められていま

す。人々の命を守るため、避難に必要な情報の内容や伝達方法がどうあるべきか学ぶべきと考えます。

そこで①の避難所運営を中心とした防災訓練を実施してはいかがでしょうか。当局のご所見を伺います。また、②の町民の防災教育の一環として、群馬大学の片田教授の講演を依頼してはいかがでしょうか伺います。

自然災害の絶えない日本で暮らしていく上で、自助力を高める防災教育は極めて重要であります。一般的に家庭内で大きな影響力を持つのは母親であり、母親が危ないから逃げようと言ったら、子供は必ず一緒についていくことから、母親に防災意識を持ってもらうことが非常に重要であります。また、住民と町の連携も強化せねばなりません。

逃げようの呼びかけで助け合う共助発揮するためにも、平時から防災情報を提供する講演や、会合説明会などを開催し、地域住民と職員の地域担当者が、何度も顔をあわせることが大変に必要であると考えます。

そこで東日本大震災発生時14の学校、約3,000人の子供たちが無事に避難したことで注目を集めた岩手県釜石市の釜石の奇跡の立役者として指導をしてきた群馬大学大学院、片田教授の講演の機会の積極的導入を求め、私の最初の質問といたします。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは大綱1点目の町政運営の基本姿勢についてのご質問のうち、地方創生のための長期戦略についてと、行財政改革の新年度の実施計画について、そして国の補正予算の活用についてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

初めに、地方創生のための長期戦略についてでございますが、施政方針で述べさせていただき、浅野孝男議員の一般質問でもお答えさせていただいたとおり、我が町創生の総合戦略は平成27年度において策定をいたします。

町総合戦略は人口激減を阻止し、地域活性化を実現するため平成31年度までに取り組む目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめるもので、産業の振興や若者の雇用対策、

結婚、妊娠、出産、子育て支援等について住民の意識やニーズを的確に捉え、当町の実態に合った成果の伴う実施を総合的に展開してまいりたいと考えております。

そのために総合戦略の策定に当たりましては、各種アンケート調査実施のほか、住民会議や議会、さらには町内外の幅広い分野の方々にご意見をお聞きしながら、役場内組織で検討を進めてまいりますが、全国に目を向けますと、専用農業研修施設をつくり全国の独身女性を募集ですとか、ワーキングホリデー制度といって、週末などを利用し農家で働いてお金を稼いでもらいながら公共の施設に滞在して余暇を楽しんでもらおうという取り組みや、地元産品を加工し、または付加価値をつけることにより町おこしに成功したという事例が多々あるようでございます。

当町におきましても、都心や成田国際空港に比較的近いという立地条件、銚子連絡道路や圏央道の広域道路網、九十九里浜や栗山川の自然、田園地帯、地元農作物や文化、伝統芸能等々、横芝光町が持つ地域の特色や地域資源を最大限に生かし、町単独では今までになかなか踏み出せなかった事業につきましても、総合戦略に盛り込み、地方創生にかかわる国の支援を活用することにより実行できる可能性が広がったわけでありますので、これを絶好のチャンスと捉え、3年前の町民の皆様にお誓いを申し上げました、町民の幸せと町の発展のために、初心を忘れず全力を傾注して取り組んでまいり所存でございます。

次に、行財政改革の新年度の実施計画についてございますが、当町が行財政改革については、対象年度を平成23年度から27年度とする第2期横芝光町行政改革大綱、いわゆる集中改革プランに基づいて行っております。27年度においても、この集中改革プランの実施項目として盛り込んだ事業、例えば定員管理の適正化、公共工事のコストの縮減、町税の徴収率向上、入札契約制度の改善などを中心に取り組みを進めることとなっております。

川島議員ご承知のように、今年度は総合的な視点で事務事業及び行政組織の再構築を検討する役場内組織として、事業再構築検討委員会を立ち上げ、個々の事務事業の必要性等を検討してまいりました。27年度では歳入確保対策、公共施設のあり方、役場組織・機構の見直しなどを課題として取り組んでまいります。

次に、国の補正予算の活用についてでございますが、平成26年度国の補正予算第1号が、地方への好循環拡大に向けた緊急対策の実行に向け、平成27年2月3日に成立いたしました。この国の補正予算の成立に伴う当町での対応といたしましては、現下の経済情勢等を踏まえた生活者、事業者への支援として措置された予算の活用として、地方創生先行事業及び地方創生商品券発行事業を、また平成27年度当初予算計上を予定しておりました南条小学校屋内

運動場改築事業を前倒しして組み換え計上させていただき、本議会に本年度３月補正予算として計上させていただいております。今後とも、予算編成に当たっては国の動向に注視しつつ有利な財源の活用に努め、効果的な事業を展開してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 川島富士子議員の行財政改革についての地方公会計のさらなる整備推進についてのご質問にお答えいたします。

平成27年１月の総務大臣通知により平成27年度から平成29年度までの３年間で、全ての自治体において統一的な基準による財務書類等の作成が要請され、そのためのマニュアルが公表されました。平成27年度中に標準的なソフトウェアの無償提供がなされる予定であるとのことから、これに従いまして、統一的な基準による財務書類の整備を進めてまいりたいと考えております。

公会計は平成18年６月に成立いたしました行政改革推進法を契機に、地方の資産・債務管理の一環として、新地方公会計制度の整備が位置づけられ、地方公共団体は国が示す標準モデル、または総務省方式改定モデルを選択して、発生主義と複式簿記の考え方にに基づき財務書類を作成することとなりました。

このことから、当町では全ての固定資産をリストアップし、資産の実態をより正確にあらわすことのできる基準モデルを採用し、平成21年度決算から財務書類を作成してまいりました。作成いたしました財務書類につきましては、財政資料として広報やホームページで公開しているところではございますが、今後とも工夫を重ね、できるだけわかりやすく当町の財政状況をお知らせしたいと考えております。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） 川島富士子議員ご質問の大綱１点目、町政運営の基本姿勢についての（３）予算編成についてのうち税制改正の影響についてと、大綱２点目、人に優しい安全・安心なまちづくりについてのうち、ご当地キャラ「よこびー」ナンバープレート交付についてお答えいたします。

最初に平成27年度における税制改正による、当町への影響について主なものをお答えいたします。

まず、法人町民税では平成26年10月以後に開始する事業年度の法人に対する法人税割の税率が12.3%から9.7%へ、また軽自動車税では、平成27年度から原動機付自転車及び二輪車に係るものについて、現行の標準税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げることとし、小型特殊自動車の税率については農耕作業用のものを現行の標準税率を1.5倍、その他のものを約1.25倍としたものであります。

いずれも平成26年5月議会臨時会及び9月議会定例会におきまして、町税条例一部改正についてご承認をいただいたところでありますが、影響額としては法人町民税が約1,000万円の減額、また軽自動車税では約400万円の増額を見込んだところでございます。しかしながら政府は、ことし1月14日、平成27年度税制改正の大綱について閣議決定をし、軽自動車税については平成27年度からとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率の適用開始を1年間延期することとし、平成28年度分以後の年度分について適用できるよう、現在進めております。

なお、平成27年度の地方税制改正では、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等についてその燃費性能に応じたグリーン化特例の導入、いわゆるエコカー減税でございます、それと旧3級品たばこの税率見直し、また固定資産税では管理不全の空き家にかかる土地について、住宅用地特例の対象から除外するといったことが検討されており、これらの影響については平成28年度以降になる見込みでございます。

次に、ご当地キャラ「よこぴー」ナンバープレート交付についてであります。自動車用ナンバープレートの正式名称は車両の区分によって異なっており、自動車登録番号標、車両番号標、課税標識とされております。議員ご質問のご当地キャラよこぴーナンバープレートは、課税標識に当たり125cc以下の原動機付自転車や農耕用などの小型特殊自動車の対象となります。課税標識は、地方税の課税のために交付するもので、デザイン、大きさ等は町税条例により定められております。千葉県内におきましても地域振興や観光振興など町のアピールを目的に、このご当地バンパーを導入しているところがふえてきていることは、認識しているところでございます。

平成25年度末における当町での軽自動車税対象車両登録台数は1万2,402台、そのうちご当地ナンバーの対象とすることができる車両は3,167台で、全台数の約25%になります。しかしながら、そのほとんどが町内及び近隣を走行しているものと推測されることから、ご当

地ナンバー導入による当町の地域振興や観光振興への効果は余り期待ができないものと思われます。

以上のことから、現時点においては導入を考えておりませんが、今後研究をしてまいりたいと考えております。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 宮藺博香君登壇〕

○福祉課長（宮藺博香君） 川島富士子議員からの人に優しい安全・安心なまちづくりについてのご質問のうち、2点目の認知症簡易チェックシステムの導入についてお答えいたします。

65歳以上の高齢者で認知症の人は平成24年時点で全国に約462万人、認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計されています。また、当町においても認知症の人は約1,140人、軽度認知障害の人は990人と推測され、認知症への対応が必要となっております。

議員が言われていますとおり、認知症は早期に発見し、早期診断が有効であると言われており、国分寺市や平塚市のほか、幾つかの自治体ではホームページから20問程度の問診に答えるだけで本人やその家族でも認知症のリスクを確認することができ、結果に基づき受診や相談先を案内する認知症簡易チェックシステムを提供しております。

また、システム以外でも、チェックシートを提供し啓発を行っている自治体も多数あり、自治体以外でもインターネットを利用して認知症の自己診断ができるサイトが多数存在しております。

当町においては、今後、認知症対策のための施策を検討していく中で、さまざまな取り組みを参考としながら、認知症の早期発見と啓発を図る手段として、他の施策とあわせて総合的に検討してまいりたいと思います。

〔福祉課長 宮藺博香君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは私からは川島議員ご質問の空き家対策措置法に伴う本町の取り組みについて、にお答えをいたします。

川島議員ご存じのとおり、さきの臨時国会におきまして空き家対策の推進に関する特別措置法いわゆる空き家対策特措法が成立し、平成26年11月27日に公布されました。また平成27

年2月26日に総務省及び国土交通省は同法第5条に基づき、空き家対策を進めるための空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を決定し、公表いたしました。

この基本指針につきましては、空き家等に関する施策の実施に関する基本的な事項、空き家等対策計画に関する事項、その他空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めたものであります。したがいまして、町といたしましては、今後この基本方針に即した対応をしてまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、川島富士子議員のご質問のうち、人に優しい安全・安心なまちづくりについての4点目、災害リスクコミュニケーションのうち、最初の1点目の避難所運営を中心とした防災訓練を実施してはいかがか、とのご質問にお答えいたします。

避難所運営に関する訓練といたしましては、避難所運営ゲーム、通称・避難所HUGと呼ばれる訓練がございます。この訓練は、避難所運営をみんなで考えるための1つの方法として静岡県で開発されたもので、避難者を年齢や性別、国籍や、それぞれが抱える事情に応じて、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また、避難所で起こり得るさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験できるものでございます。

当訓練につきましては、災害時に、迅速かつ円滑に避難所を運営するため、町職員を対象として、定期的に開催をしております。

災害時における避難所運営につきましては、自治会や自主防災組織、避難住民による運営が必要となりますので、今後、自主防災組織など、個別の訓練の1つとして検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の町民の防災教育の一環として、群馬大学の片田教授の講演を依頼してはいかがかとのご質問にお答えいたします。

片田教授につきましては、現在、群馬大学大学院教授として、災害の危機管理対応、防災教育、避難誘導策のあり方などの研究、並びに地域での防災活動を全国各地で展開しております。また、先ほど、議員のご質問の中でもございましたように、岩手県釜石市において、平成16年から児童・生徒を中心とした、津波防災教育に取り組み、東日本大震災の津波のと

きには、市内の学校に通う児童・生徒が無事に避難したことで、「釜石の奇跡」と呼ばれ、危機対応のモデルケースとして注目を集めることとなりました。現在、全国各地で防災教育の実践について講演を行っておられます。

東日本大震災から間もなく4年を迎えますが、防災に対する意識の風化が懸念される場所であり、住民の防災意識の啓発を図る上でも、防災講演の実施につきましては、防災教育などに関する著名人や学識経験者など、片田教授に限定せず、当町の実情に合った講演をいただける方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） るる、ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行わせていただきます。

初めに、町政運営の基本姿勢についてでありますけれども、午前中の浅野議員、また森川議員の質問にも重なる場所がございますけれども、できるだけ重ならない場所で質問したいと思います。

午前中にも、先ほども町長の答弁から議員にもという、最後、当然、議会にもご意見として伺うということにも、それは当然のことだというふうに思いますけれども、この戦略づくりのメンバーに役場職員だけでなく、住民の声を最も代弁できる立場にあるのは議会だというふうに思っておりますので、ぜひ、議員にもそういうところに参画できるようにご検討いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私もまさしく、議員は町民の代表として、今後、計画の部分についても積極的にご参加をいただければいいのではないかなというふうに考えております。この後、しっかりとした計画の中で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それではまた、ちょっと変えて、フィンランドの母子支援制度をモデルとした全国150市町村で整備ということで、ワンストップ拠点、子育て世代包括支援センター、いわゆる妊娠中から子育て期まで、親子一括してサポートする拠点、日本版ネウボラに取り組むお考えはないか。すぐ取り組むということは無理だと思いますけれども、これ

に関して、今後研究され、取り組んでいくお考えというのは今お持ちかどうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当町では、既にプラムで子育て支援のほうについては、千葉県で初めて5歳児健診を行ったり、非常に子育ての部分では先進を走っているというふうに自負しております。今後もさらにそれを磨きをかけて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 一括してサポートセンターということで、高齢者に限らず子育て支援のほうも力を入れていっていただきたいというふうに思います。

それと、難病の支援が拡充されるということで伺いました。ことしの1月には56疾病から110疾病、また、15年度は110疾病から300疾病へ拡大する見通しということであります。

そこで、いつから助成が始まるのか。また、対象者を既に把握されておられるのか伺いたしたいと思います。また、あわせて子供の難病も、助成対象が514疾病から704疾病に拡大するというふうに伺っておりますが、対象者等、把握されておられるか伺いたしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） 今、疾病の問題等につきましては、平成27年度予算の中で、それらを見込んだ中で予算要求をさせていただいているところでございます。詳しいニーズについては、今、手持ちの資料がございませんので、後ほどお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました。委員会等でまた伺える機会があると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、がん検診率50%の目標達成に向けて、子宮頸がん、乳がん検診のクーポン券配布事業の現状と今後をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 理事。

○理事（田鍋悦央君） がん検診の今後の取り組みということでございます。昨年、未受診者を対象にしたクーポンを発行した結果、手持ちに資料がないのですが、検診率、子宮がん検診、乳がん検診の検診率は向上しています。さらに昨年度から、子宮がん検診につきましては、集団検診のみならず個別検診、従来、個別検診を東陽病院では行っておりましたが、それに加えて、新たに町外の産婦人科の医院でございまして、3カ所、個別検診できる医

療機関と契約をして、さらに受診率の向上に努めているというところでございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 福祉課長、予算書のチェックが私自身、まだまだ全然よく掌握できてなく、突然な質問でご迷惑かけるところもあるかもしれませんけれども、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、これ、大変ご苦労されて平成26年度やってこられて、課長の交代等もありまして大変なご苦労があったろうと思いますけれども、国はさらにこの、消費税が延びた関係かちょっとわかりませんが、1人当たり6,000円支給の臨時福祉給付金は、町民税非課税世帯に、また、1人当たり3,000円支給の中学生以下の児童手当を受け取っている子育て世帯にそれぞれ、ダブルで受け取る世帯もあるかと思えますけれども、このところの対象者とか開始の見通しとか、今現在、既に準備というか、この辺はうちの町もきちんと取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 宮菌福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） 現在のところ、平成27年度の当初予算につきましては計上してございません。しかしながら、国の方向性として来年度も今年度と同じように、臨時福祉給付金と子育て支援給付金のほうについては、今、議員おっしゃられましたように、6,000円、3,000円で実施をする見込みでございます。

実施時期につきましては、実際には10月ごろになるような、今、予定でございます。したがって、これらの問題につきましては、もっと具体的に詳細が積み上がった後、27年度の補正予算で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 大変にありがとうございました。

次に、地方公会計の件でございますけれども、公会計制度の改革は財政運営の透明化を実現し、行財政に対する住民の信頼感を高めることにもつながると思います。そこで、総務省では自治体へ会計ソフトウェアの提供、また、固定資産台帳整備のための財政支援、自治体職員への研修などの負担軽減策を実施すると言っております。財政の実態を明らかにする見える化を、行政の無駄削減とサービスの向上につなげていただきたく、改めて念願をいたします。

複式簿記には現金の増減だけでなく、自治体の資産や負債の残高、増減の理由もはっきりするため、事業の費用対効果が数字で明らかになります。県下でも、早くから取り組んでい

る当町でございますけれども、この複式簿記を採用してきた一番のメリットをどのようにお考えか、改めて伺いたします。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 公会計、壇上の答弁で申し上げましたとおり、当町につきましては基準モデルを採用いたしまして、平成21年度の決算、ご説明したのは22年度からということになりますが、決算年度で言いますと21年度の決算から、当初から総務省改定モデルではなく基準モデルで議会にもご説明いたしましたし、町民の皆様方にも、広報誌等を通じてご説明しているところでございますが、公会計制度そもそもの目的というのが今までの、今までと言いますか予算書等でお示しする、いわゆる単式簿記による現金のやりとりと言いますか、それだけでは把握できない、つまり単式簿記では把握できない現金主義、言ってみれば現金主義から発生主義と申しましょうか、コストですとか、例えば項目で言うと減価償却の考えですとか、そういう資産のより、何と言いますか、資産を含めた町の全体の現金であり資産であり、そういったものの動きが、より実態を詳細にご説明できるというのが公会計の趣旨ということだというふうに認識しております。

私ども、千葉県内の町村のレベルでは、我が町のみということは前からご説明したとおりでございますが、今回示されます国の公会計の基準につきましては、まだまだ公会計による処理をしていない自治体もあるという現状から、国が標準を示し、その作成に当たるマニュアルからそのソフトウェアまで配付するというところでございますので、幸いにして、方式としては基準モデルを使ってやっている我が町にとりましては、今回示される国の統一マニュアルによる移行については、比較的スムーズにできるのかなと考えているところです。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ、先駆的な取り組みの我が町でありますので、それこそ近隣自治体が見習うような取り組みを先駆けてやっていていただきたいと思います。

そして、施設の更新費用や売却する場合の価値などを算出できる固定資産台帳でありますけれども、75%以上の自治体で未整備というふうに国のほうから伺っております。当町は既に完了しているということでもありますけれども、職員の皆様のご努力に改めて敬意を申し上げる次第であります。

そこで、固定資産台帳から見えてきた問題点等、時間の関係で特に見えてきたものは何か、ありましたらお教え願いたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） これは、固定資産台帳、幸いにして、今、議員がおっしゃっていただいたように、我が町は比較的詳細なものを作成しております。その固定資産台帳の集計にももちろんそうなのですけれども、総じて申し上げますと、資産の老朽化と言いますか、多くの資産につきまして、もう30年、40年、建物ではそのくらいたって、老朽化が著しく進展している、その老朽化が進んだ施設の実態はさらに来年度から作成いたします公共施設管理計画、その中でさらに詳細に今後のあり方を含めて検討することになりますが、現在の公会計の固定資産台帳の集計をもってしても、施設の老朽の度合い、その対策の緊急性を有するという、その辺のところ、数字的なものを含めまして認識しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

午前中からまた出ておりました、プレミアム付き商品券のことで伺います。

商工会で詰めていくということで、制度設計がこれからだということで、午前中お話をありました。町長のほうからでしたでしょうか、1万円につき3,000円のプレミアムがつくということでありまして、3,000円と実は思ったんです。というのは茂原市が3,000円と昨晚伺いました。長生郡はどこもみんな4,000円のプレミアムだというふうに伺いました。

でも、そうかと思いましたが、18歳以下の多子世帯に、簡単に言えばプレゼントで1万3,000円分の商品券を差し上げるということで、すごい取り組みだなあというふうにびっくりした次第でありますけれども、さらにもっと取り組んでいるところがあります。というのは、神戸ではひとり親家庭の世帯にも、そこは多子世帯に全部商品券をプレゼントではありません、多子世帯とひとり親家庭に割増率5割ということでありまして。ですから、自治体ごとにそれぞれその町のカラーを出して、町民を思う気持ちから本当にあふれる優しさの中からその商品券の対象者、絞り出して制度設計をされているのかなというふうには思いましたが、とにかく、これ以上の思いやりがない、優しさはこれ以上うちの町ほど思いやりのあるところはないんじゃないかと、町民の皆様から本当に喜ばれる起爆剤になるようなプレミアム付き商品券にぜひしていただきたいというふうに思います。

実はこれは公明党の主張で、今年度補正予算に盛り込まれた地域消費喚起生活支援型交付金2,500億円ということでありまして、やるからには町に本当にこの商品券が起爆剤となって、町民も喜び、商店街も喜び、潤い・活気があふれるような、そういった取り組みをする

きっかけに、無駄のないように、たかが商品券、されど商品券、ぜひこの商品券でその突破口を開いていただくような思いで取り組んでいただきたいと思います。ぜひ、ひとり親家庭の件もご検討していただけるとなご喜ばれるのではないかなというふうに思いました。

時間がないので、町長、一言だけご決意を。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 予算規模と予算が限られている中で、今回知恵を絞ってやってきたわけでありすけれども、18歳未満のお子さんが3人おられるというこの既成事実、これには正直言って、このプレミアム商品券ですとか、そういうものを、きっちりと把握できている部分というのが非常に調査が難しい部分があります。そういった面では、お子さんが3人おられるというのは間違いのないところで把握できております。その世帯に今回重点的にそれやっといこうというふうに判断したわけです。例えばひとり親家庭の問題ですと、なかなか実態がわからないところも正直言ってあるのかなと思ったりもしております。

そのような中で、3人お子さんがおられる家庭に重点的に今回手当をしていきたいというふうに考えてやっておりますので、一応、これがある程度進んでおりますので、その後これを変更するのはちょっと難しいのかなと思っておりますし、また、その辺の部分については別の角度からまた何かしらの支援と言いましょうか、手助けをできればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 最初に伺おうと思って忘れておりました。この実施計画の政府に提出する期限が3月6日ではなかったのかなというふうに思いますけれども、そうであれば今から制度設計はとてもではないけれど、ある程度は執行部の中では固まってでき上がっているのではないかなというふうには思いました。今この議会で、この質問で言うのはもう遅しという感じでありすけれども、ただ、本当にどこの自治体も真剣で必死なんだなと感じたものは、それこそ支給を、少しでも厳しい生活に支援をするために発行の時期を2回に分けて、お金の出る時期、例えば4カ月分の児童手当と2カ月分の年金が支給される6月20日前後ですか、それと次は児童手当と年金が支給される時期の重なる10月20日前後、こういった2回に設定して考えてやっている自治体もあるということをお伝えしたいというふうに思います。

まだまだ考える余地はたくさんあると思いますし、3月6日がリミットであるならばまだ

1日ありますので、ぜひ、このところもお考えいただきたいなと思います。いずれにしても、一生懸命取り組まれている子育て支援トータルで町長が先頭になってやってくださっているということは重々に承知しているところでありますので。

あと、千葉県で社会福祉の子育てトータルプランということで、我が千葉県公明党が提案しているわけでありますけれど、民生費は全国46位、千葉県の順位ですけれど、社会福祉費は全国47位、もう一番下です。老人福祉費は全国46位、児童福祉費は全国45位、保育所数も全国46位、介護老人福祉施設定員数は全国46位と、このような今、全国47都道府県順位の中で千葉県下に置かれている社会福祉と子育て施策等の現状なわけであります。

そういった中で、我が横芝光町、福祉日本一、千葉県一、そういう思いの中で、町長進んでいると思いますけれども、このところもぜひ先進的な横芝光町が県下、副町長、本当にお力を借りながら、県下のモデルケースになるような取り組みを今後していっていただきたいというふうに思います。

あと、税務課長からナンバープレートのご答弁いただきました。よくわかりました。ただ、これで完全にやらないという答弁ではなかったというふうに思います。ぜひ、成田国際都市を抱えて、我が町からも成田空港にうーんと行く町民もいるわけです。国際人がどんどん入れかわって入ってきます。今後6年後、オリンピックもございますし、きょうはつけていませんけれども、よこぴー、本当に愛くるしいよこぴーが町のマスコット、せっかくできたわけですから、チョロチョロ一緒に走るのも、たかが小さな範囲、されど小さな範囲です。決して無駄なPRではないと私は思いますので、偉大な1人が見たときに、その声がどれだけ広がるか、これは無限だと思いますので、ぜひもっともっと夢を持った、大きな気持ちで今後考えていっていただきたいなというふうに思います。

都市建設課へ行って、空き家の苦情、要望、いろいろ私も届けさせていただいております。これは喫緊の課題だと思っています。本当に、隣のいつガラスが飛んでくるかわからないような空き家を抱えて住んでいる民家もありますし、小さな子供が周りでよちよちお散歩している民家もあります。本当に、ここはせっかく国で一步二歩前進した法律ができるわけでありますので、ぜひ活用できるいろんな負担軽減とか、国の施策を十分に取り入れていただいて、しっかり取り組んでいっていただきたいというふうに要望したいと思います。

時間がないので、片田教授、確かに忙しい方ですけど、そろそろ下火になってきたのかなと思ひまして、取り上げさせていただきました。私も2度、片田教授の講演を聞いております。本当に目からうろこが落ちるほど、気持ちが本当に洗われて、防災に対する

意識が高まります。

いろんな方を呼ぶのはよくわかるんですけども、町の皆さんが、聞いてよかった、本当にためになったと、やはりどうせ呼ぶからには喜ばれる人を呼んでいただきたいと思いますし、補正予算の中にたしか講演料が余ったところがあったと思います。どこの課とは言いません。こういったことも無駄なく、縦割り行政を外して、町の町民全員にこういう本当の防災危機をお示しするために、町長ぜひ、こういうのは使っていただきたいと思いましたけれども、いかがでしょうか。

日ごろから、とにかく今、行政が目の色変えて日本創成会議の発表から一生懸命取り組んでくださっていること、肌に感じてよくわかります。いよいよ4月の統一地方選、地方創生を担う地方議員を輩出する大事な意義ある選挙というふうに私は捉えております。執行部も議会も本気になって今やる正念場だと思っております。

町長、最後に一言、先ほどのことも踏まえてご決意を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） たくさんのご提言ありがとうございます。そうした中で幾つかお話をさせていただきますけれども、まず、千葉県が非常に福祉の部分でおくれているんじゃないかという話じゃなくて、県全体ではそういう部分も否めない、そういった部分の1つには平均年齢が比較的若いというところもあるのでしょうか、そうした中においても当町においては、保育所・保育園、また幼稚園に対する待機児童はございません。そうした中でまた、介護施設につきましても、完全に充足しているわけではございませんで、まだ待機者もおるわけでありまして、人口の割合に対するベッド数については、県内の上位にランクされているように記憶しているところでございます。

また、よこびーのナンバープレートにつきましては、よくよく調べてみますと、予算的にはさほど大きな予算ではないのかなというような認識もございますし、今後、大きな検討課題の1つとして取り組んでいきたいと思っております。

また、空き家対策につきましては、私も個人的にもいろいろと苦慮しているところがありますし、町民の皆様から多くこの話は言われていますし、空き地の雑草の問題も含めて今後どういうふうにするか、非常に大きな課題の中で、新しい法律を勘案しながら、町としてどう対処すべきかについても十分に議論を、これからも進めていきたいと考えております。

片田教授の講演のことでございますけれども、確かに、できればそういう問題もぜひやっていただければなというふうに思いもあります。そのような中で、たまたま縦割り行政のこ

とがございましたが、せんだっての文化会館で行いました講演会については、産業振興課、また、社会文化課などとあわせた、合同の講演会などもやっておりますので、そうした部分でひとつよろしく願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたしました。

◎休会の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月6日から3月12日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） ご異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月12日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の日程は、これをもって終了します。

3月13日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時03分）

3 月 定 例 会

(第 3 号)

平成 2 7 年 3 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 議案第 1 9 号

平成 2 6 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 5 号) の訂正の件

日程第 2 発議第 1 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 発議第 2 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 1 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町公共施設総合管理基金条例の制定について

日程第 8 議案第 5 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町屋形海岸駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 6 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 0 議案第 7 号審議 (質疑・討論・採決)

児童福祉法の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 8 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 9 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第 13 議案第 10 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 14 議案第 11 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 12 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 13 号審議（質疑・討論・採決）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 17 議案第 14 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

日程第 18 議案第 15 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第 19 議案第 16 号審議（質疑・討論・採決）

山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について

日程第 20 議案第 17 号審議（質疑・討論・採決）

町道路線の認定及び廃止について

日程第 21 議案第 18 号審議（質疑・討論・採決）

区域外路線の認定の承諾について

日程第 22 議案第 19 号審議（質疑・討論・採決）

平成 26 年度横芝光町一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 23 議案第 20 号審議（質疑・討論・採決）

平成 26 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

- 日程第 2 4 議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 6 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 6 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 6 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 6 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町一般会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町病院事業会計予算について

本日の会議に付した事件

追加日程第 1 発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

越川輝男議員の本会議欠席に関する議員辞職勧告決議について

日程第 1 ～日程第 3 4 まで同じ

出席議員（17名）

1 番 鈴 木 和 彦 君 2 番 齋 藤 順 一 君

3 番	浅 野 孝 男 君	4 番	杉 森 幹 男 君
5 番	森 川 忠 君	7 番	川 島 仁 君
8 番	若 梅 喜 作 君	9 番	川 島 富 士 子 君
1 0 番	鈴 木 克 征 君	1 1 番	野 村 和 好 君
1 2 番	山 崎 貞 一 君	1 3 番	伊 藤 罔 樹 君
1 4 番	川 島 透 君	1 5 番	鈴 木 唯 夫 君
1 6 番	八 角 健 一 君	1 7 番	川 島 勝 美 君
1 8 番	越 川 輝 男 君		

欠席議員（1名）

6 番 五 木 田 平 和 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	久 本 修 君
理 事	田 鍋 悦 央 君	総 務 課 長	實 川 裕 宣 君
企画財政課長	若 梅 操 君	環境防災課長	堀 越 健 一 君
税 務 課 長	鈴 木 健 夫 君	住 民 課 長	早 川 裕 明 君
産業振興課長	早 川 典 男 君	都市建設課長	五木田 桂 一 君
福 祉 課 長	宮 菌 博 香 君	食肉センター長	郡 司 民 夫 君
東 陽 病 院 長	大 木 良 夫 君	会 計 管 理 者	福 島 美代子 君
教 育 長	齋 藤 明 君	教 育 課 長	市 原 成 一 君
社会文化課長	越 川 誠 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長 高 蝶 政 道 書 記 椎 名 晴 美

◎開議の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 3月定例最終日ということで、穏やかな朝を迎えておりますが、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤罔樹君） 日程に入るに先立ちご報告します。

五木田平和議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

◎日程の追加

○議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

〔3番議員「議長」と発言〕

○議長（伊藤罔樹君） はい。

〔3番議員「動議を提出します」と発言〕

○議長（伊藤罔樹君） はい。浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 動議の趣旨説明をさせていただきます。

越川輝男議員に対する議員辞職勧告決議案についてです。

一昨日の議会運営委員会において協議した結果、本会議に上程しないということになったようです。

このことは議員発議としての内容であり、事務局としても発議として取り扱ったとして確認しております。提出者の私と、賛成者計5名の連名による発議案を提起したにもかかわらず発議案を取り上げないということは、余りにも民主主義に反し、議会規定にも反する取り扱いだと考えます。

議会運営委員会での結論については、私どもも含め、町民の皆様にも納得できる説明をお願いいたします。

横芝光町議会に、議会規則を尊重し、また誠意があるとするならば、本会議にて今回の発議案を葬ることは許されざる事態と言わざるを得ません。したがいまして、本件の発議案を

本会議に上程することを強く要望いたします。

以上。

○議長（伊藤囀樹君） ただいま浅野孝男議員から動議が提出されました。

動議の成立には、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者を必要とします。

ただいまの動議に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立7名。この動議は、1人以上の賛成者がありますので、これは成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午前10時10分といたします。

（午前10時02分）

○議長（伊藤囀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時09分）

○議長（伊藤囀樹君） ただいま浅野孝男議員ほか4人から、発議案第3号 越川輝男議員の本会議欠席に関する議員辞職勧告決議についてが提出されました。

発議第3号は緊急を要する事件と認め、これを本日の日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題とすることについて採決します。

発議第3号は緊急を要する事件と認め、これを本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立8、賛成者8名。

ただいまの出席議員数は16名ですか。半数になりますね。8、8でありますね、ただいまのところでは。

ちなみに、反対の諸君の起立をお願いします、確認のため。

〔反対者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） はい、8ですね。

よって、発議案のこの第3号は、賛否同数ということであります。

同数でありますので、議長採決とさせていただきます。

発議案第3号を議題とすることについては可決と判断をいたします。

よって、発議案第3号は緊急を要する事件と認め、これを本日の日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることについて……。

ここで、発議案第3号の決定につき、暫時休憩をいたします。

休憩は5分でございます。

再開は午前10時20分といたします。

(午前10時15分)

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時17分)

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 追加日程第1、発議第3号 越川輝男議員の本会議欠席に関する議員辞職勧告決議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、越川輝男議員の退場を求めます。

〔18番議員 越川輝男君退場〕

○議長（伊藤罔樹君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

浅野孝男議員。

〔3番議員 浅野孝男君登壇〕

○3番（浅野孝男君） それでは、議員辞職勧告決議案を述べさせていただきます。

越川輝男議員は、平成27年3月2日、新年度予算等を審議する極めて重要な横芝光町議会3月定例会を風邪を理由に欠席されました。しかしながら、本会議当日の午後0時ごろ、役場近くの飲食店にて飲食をしていることが確認されました。

また、越川輝男議員は以前、平成25年3月6日、無免許運転で山武警察署に取り締まりを受けたことによる辞職勧告決議案が提出されました。そして、全議員に対して、今後一切しないとのことで謝罪をしました。しかし、その後も同罪を犯し、さらには事故まで起こし、山武警察署の事情聴取を受けております。

これら一連の事実は、議会の品位を著しく失い、さらには軽視、冒瀆するものであり、議会の信用を失墜させ、決して許されるものではなく、その影響ははかり知れません。このたびの事件は、議会議員としての使命感、倫理観の欠如によるものであり、議会議員としての

資質を問われる極めて重大な問題であります。

よって、越川輝男議員は、その政治的、道義的責任は言うに及ばず、社会常識の観点からもその責任を明確にし、みずから潔く議員の職を辞することを勧告する。

以上です。

〔3 番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（伊藤罔樹君） ございませんか。

なければ、これにて質疑を終結します。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより発議第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 賛成多数。

よって、本案は可決されました。

越川輝男議員の入場を許します。

〔18 番議員 越川輝男君入場〕

◎議案第19号の訂正の件

○議長（伊藤罔樹君） 日程第1、議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）の訂正の件を議題とします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

このたびの提案に際しましては、大変ご迷惑をおかけし、まずもっておわびを申し上げます。

それでは、議案の訂正についてのご説明を申し上げます。

去る3月2日に提出いたしました議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第

5号)について、議案の訂正をしたいので、横芝光町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

訂正の内容でございますが、第19号議案、横芝光町一般会計補正予算書の7ページ中、「第5表地方債補正」の「1変更」の中の「防災基盤整備事業」の限度額について、補正前を2,320万円から2,950万円に、補正後を1,970万円から2,600万円にそれぞれ訂正をするものでございます。

これは、補正前の限度額について、当初予算に9月補正分の630万円を本来加えるべきところを、誤ってそのまま当初予算額を記載したためございまして、補正額そのものの変更はございません。

何とぞご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)の訂正についての説明とさせていただきます。

○議長(伊藤圀樹君) 町長からの訂正理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(伊藤圀樹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算の訂正の件を許可することに決定しました。

町長の訂正理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩を入れます。

再開は午前10時30分といたします。

(午前10時25分)

○議長(伊藤圀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に町長から、訂正後の議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)について、お手元に配付のとおり提出がありましたので、ご報告いたします。

(午前10時29分)

◎発議第1号審議(質疑・討論・採決)

○議長（伊藤圀樹君） これより議案審議を行います。

日程第２、発議第１号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 原案賛成の声があります。

これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） ご異議ないものと認め、これより発議第１号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第２号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第３、発議第２号 横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） ご異議ないものと認め、これより発議第２号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤罔樹君） 日程第4、議案第1号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤罔樹君） 日程第5、議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第6、議案第3号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 事務長にお聞きしたほうがいいのかあれですが、この説明書の第2条11項の「病院に勤務する」の次に「医師及び」を加え、というところがありますが、この辺をちょっと私、余り理解にあれなんで、詳細にご説明願います。

○議長（伊藤圀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、ただいまのご質問にちょっとお答えいたします。

手術手当につきましては、昨年度、特殊勤務手当ということで新たに創設をいたしまして、対象は看護師のみでした。今回の改正につきましては、実際、手術に携わる医師、それと術者の補助者という意味で、これ補助者ということになりますと、医師または看護師もその補助者の中に入ってきます。

したがって、この改正の趣旨といたしましては、医師及び看護師を加えると、そういった職種に新たに見直した手術手当を支給すると、そういうふうな趣旨でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） そうしますと、今後その手術がふえるという想定なのかなというような気がしますけれども、実績を踏まえて、もちろん院長が、外科の先生が院長さんでありますので、当然のことかもしれませんが、その辺の流れはどうなんでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 予算的なものを先に申し上げますと、手術の実績につきましては、26年度の4月から9月まで、半年分で、あくまでも診療報酬ベースでございますけれども、900万円ほどの診療報酬の収入がございました。年間ベースと言われますと、単純

でいけば1,800万円、これの、予算的には1,800万円から2,000万円の診療報酬の収益を見込んでおりますので、今回、条例改正で出ささせていただいた分については、この上限を1割というような上限を設けた中で、それぞれ3%を上限にして分配するというような条例のつくりになっておりますので、基本的には予算規模としては200万円がこの手術手当に係る費用になります。

この改正をする根幹は、これは平成22年度の診療報酬の改定がございまして、とにかく外科医のリスク、そういったものが非常に高いということで、外科医のそういった窮状を勘案いたしまして、ある程度そういう手術料を点数を引き上げたというような経緯がございまして、県内ではなかなか手術手当ということで支給している自治体病院は、民間はちょっと把握してございませけれども、全国的にはやはり診療報酬の改定に伴いまして、その辺の手当を支給しているというような病院がふえてきているということは伺っています。

規模は、うちのほうは1割というような上限を設けましたけれども、成功している自治体病院あるいは民間病院の中では2割、3割というような病院もあるというふうには伺っています。

以上です。

○5番（森川 忠君） はい、結構です。

○議長（伊藤囀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） このたび新たに、検査手当の中の臨床検査技師の中で細胞検査士の資格を有する者は1万円ということで、新たにつくわけですがけれども、この細胞検査士の資格を有する者が現在いらっしゃるかどうかだけ伺いたいと思います。

○議長（伊藤囀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 資格を有する者につきましては、現在おりません。

ただ、この資格を取る、有資格者、新たに資格を取得するということになりますと、おおむね半年程度の研修が必要ということにはなっております。職員の中には、職員というか、検査技師の中に、そういうふうな資格を取ってみたいというような職員もおりますので、今後その資格を取得した者に対応するために、先行するような形になりましたけれども、条例改正として提案させていただいております。

なお、この資格者につきましては、外科の手術を行うようになりまして、この有資格者がいればその手術の検査が即できるということで、極論を申し上げますと、要はその細胞を検査した中で、これが全摘になるものなのか、あるいは部分切除で大丈夫なのかというような、

そのような確認がすぐにできるということと、これも診療報酬の中でそういった部分も見られるというような中で、今回の改正に提案をさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（伊藤囀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 実際、細胞検査をする人がいないということであったんだというふうに今理解いたしました。実際、旭中央とか千葉大とか、紹介状を書いて送っているという事実はあると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 原案賛成の声があります。

これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第7、議案第4号 横芝光町公共施設総合管理基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） この公共施設総合管理基金条例ですが、私の理解ですと、その基金を運用してもいいということで、そこには当然リスクが発生をすると思います。最も安全、確実かつ有利な有価証券にかえるということであっても、リスクというのは必ずあると思うんですね。その辺の取り扱いをどのようにするのかお聞きします。

○議長（伊藤囀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問の基金の運用に関するリスクは、当然この公共施設管理基金に限らず、町が所有する総額三十何億になりますけれども、全ての基金として共通することではありますが、現在、この今回の条例にも、第3条に「最も確実かつ有利な方法により」という、これは基金条例全てに同じ規定があるわけですが、これが原則、大事な、しかも将来のための基金でございますので、今この趣旨に沿いまして金融機関の一番安全なといえますか、預金、定期も含めて運用しているのが現状でございます。

森川議員おっしゃったリスクというのは、例えばこれが今後債権の運用ですとか、実際それも課題にはなっておるわけですが、そういうこともテーマとして今、今後のテーマでございます。

安全な定期預金は、利率もその分低く運用益の幅がどうしても低いので、今度の財政状況を考えたときに、これまでのような安全性のみといえますか、を第一にということも、もちろんそれを踏まえた上で、より運用益の生じる基金の運用を考えていかなければならないんですが、その際にも当然この基金の3条の原則であるところの、確実なしかも有利なものというような観点の中で運用していくという方針でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 今、課長からも、当然なことなんです、公金を最も確実かつ有利な有価証券にかえるというのは。いずれにしたってリスクはありますけれども、その辺、今、低金利時代を迎えて余り利益をとるか、そういうふやそうというようなことをやると、やはり本当にリスクがあると思います。

例えば、金融機関というのは、それは当然民間の企業ですからみずからの利益を追求しています。それに勧誘というか乗せられるということは、絶対私は危険は伴うと思うんですね。例えば、ほかの団体でも私の存じ上げている限り、数十億を短期、あるいは国債系の通称T-BILLとかというやつで回している、回しているというか運用している、この町に関係する団体もあります。

ですけれども、定期預金とほぼもうその利率というのは一緒なんですね。ですから、余りこのようなことを私はある意味積極的に取り入れずに、もう地道に本当にかたくやっていくのが本来の行政のあり方だと思います。

いかがでしょうか、どのようなものを想定しているかだけでも。

○議長（伊藤圀樹君） 会計管理者。

○会計管理者（福島美代子君） 現在ですと、基金の運用はほぼ定期預金で行っております。

現在の金融機関の金利は最低で0.025でございます。それに加えて、各金融機関におきまして上乗せ金利をさせていただくということで運用しております。また、証券会社等からの県債、国債等の提案もございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 今、会計管理者から、銀行の定期預金を今はやっていらっしゃる、それに追加してということですよ。定期預金のみならず有価証券を購入するとかというような予定ということの理解でいいわけですよ。

正直言いまして、過去にもありましたけれども、例えば市中銀行が倒産の憂き目に遭うということも、国が手を差し伸べてそれをとめた。例えば、地方銀行でも結構上位にあった栃木県の地方銀行とかそういうケースもあります。どこの銀行とはお聞きませんが、現在は非常に地方銀行を中心にかなり好調だということを踏まえてこのような上程をされたかと思いますが、課長からも慎重に確実にというお言葉がありましたけれども、万々が一、その言葉が翻ることのないような方法を皆さんでお考えになってやっていただきたいと思います。

以上です。答弁は結構です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤罔樹君） 日程第8、議案第5号 横芝光町屋形海岸駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 産業振興課長の管轄なんですが、町長にお尋ねしたほうがいいかと思うんですが、そもそもこの屋形海岸駐車場、立派な駐車場をつくっていただいたんですが、私の理解では観光振興という部分の要素が強いのかなというふうに思っています。サーファーのお客さんが喜んでいう話もありましたけれども、一番の目的は観光産業という部分でお客様が喜ばれるようにということだったと思います。

これまでも500円、700円ということで基本的にやっていましたが、私考えるに、観光振興ということであればやっぱり無料化が原則じゃないかな。まして、町の人とはただ、町外の人はお金取るよというのも非常に不公平感が感じられる、そういう声も聞いていますし、そもそもが駐車場の料金徴収の際にやっぱりトラブルがどうしても生じやすい。ということで、料金を取ると、経費的にもかかっているんで、実際にはもうけというか利益というか財政のためには余りなっていないというふうにも見受けましますし、そんな中で徴収をすることによって横芝光町のおもてなしというのが逆の作用をしているんじゃないかなというふうにもとられかねないというふうに常々感じていまして、今回幾らか軽減するという事の中で、この条例変更ということになったんでしょうが、私としては思い切ってこの際、全対象無料、もしやるのであれば、気持ちで自動受けのボックスをつくって、気持ちで例えば500円入れてもらうなら500円入れてもらうとか、気持ちよく使っていただけるような配慮をしたほうが観光振興のためになるというふうに思っていますので、できればこの件については再考をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この駐車料金の件につきまして、やはり一番のメインがサーファーの来遊客の皆さんのために、やはりサーフィンをやる方はボードと水着以外は持って出ないわけでございまして、車の中にそれ以外のものを全ておさめていく中で、やはりそこに人がいないと安心して海の中で遊ぶことが、プレーをするというような状況にできないという話を聞いております。そのためにやはり人件費等がかかるわけでございまして、また利用する側におかれましても、若干なりともお金を払うことによって安心が担保されるということであれば、それはそれでよしというように私どもも聞いておりますし、そこについては今、浅野議員のほうから再考したらいかがかなという部分もございますが、今後ひとつ、今回はこのような提案をさせていただいた中で、今後検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 何回かサーファー客のための便宜ということも聞いていますが、それはそれであると思います。しかしながら、サーファー客は、多分365日来ています。夏の間の土日だけ来ているとは限らない。そういう意味では、ごくごく限られた便宜というふうに私は受け取っています。全体的にいうと10%あるかないかというぐらいの程度しか考えていません。

そもそもサーファー客、まず最初に、河口地域の無料の、無料というか駐車場じゃない駐車場にみんなとめて、そこが水道が近いし、そこが使い勝手がいいと、まず最初そこに行きます。そこが使いづらいとこっちに来たりとか、安心して、警備がいるときにはそれをまず優先して使っている人もいらっしゃるんですが、多くのサーファー客は使っていません、現実的に。ですから、そのサーファー客のためにというのは、そういうことも一面あるかもしれませんが、ほとんど薄いです。薄いです。その辺をよくよくちょっと実態を理解していただいて、本当に観光客、来遊者のためになるようにひとつ、今回修正が仮にできなかったとしたらば、何らかの形でもう一回再考をお願いしたいということによっておきます。

答弁は結構です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第9、議案第6号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第10、議案第7号 児童福祉法の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第11、議案第8号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 上原、寺方、栗山南部、鳥喰上新田ということで、利用実績と現利用状況をお聞かせください。

○議長（伊藤囀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（宮藺博香君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

具体的な数につきましては把握をしていないんですけれども、議員も町内等の児童遊園を回っていてある程度認識はされているのかなということではあると思いますけれども、現在の状況というのは余り有効に活用されていない、どこの児童遊園もそういうような状況になってきております。

したがって、維持管理等の経費については各行政区のほうにお願いをしているところであるんですけれども、そういうもので維持管理にもどうしても経費等がかかるものについては、各行政区のほうといろいろと協議した中で調整をさせていただいているという状況でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 本当に少子化対策ということでたくさんの人に子供をできるだけ産んでいただきたい、また子育て支援ということで本当にサービス向上に行政も努めていただいているところでありますけれども、本当に遊ぶところが少ない、古くなって危険を察知すれば使わなくなる、行かなくなるということもあろうかと思えますし、今、親御さんが働いている家庭も多いですので、いろいろなところを工夫して、一時預かりとかまた保育所等を利用したり、いろいろな形でみんな必死に子育てをしているところだというふうに思いますけれども、実際、児童館がなく、どこに行っても遊んだらいいかわからない、また坂田池の公園に行けば、不審者というよりも何かちょっと変わった方がいるということで、今、若いお母さんたちの間でそういう話がたくさん出ております。

そういったことで、今後、子供たちのために代替になる、また児童館とか子育て支援のそういった場所も今後頭のどこかに置いていただいておりますというふうに思いますけれども、町長一言お願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 時代の趨勢の中で、極めて深刻な少子化の中で、なかなか児童遊園を設置するというものは今厳しくなっている状況でございますし、また親の問題もあって、我々が本当に小さいときは、自分たちの意思で遊園地、公園によく集まってみんなで遊んでおりました。そういう文化が今非常に希薄になってしまっている状況の中で、やはり坂田の、今、議員おっしゃられました公園でそういう方がおられるということであれば、ある意味その部分を集中、もうちょっと子供たちにいい環境を整えることによって、人が多く集まるようにもっともっとすれば、また違った方向もできるのかなと。今後ちょっと詳細な部分で研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議の途中であります。ここで休憩いたします。

再開は午前11時15分とします。

（午前11時02分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤罔樹君） 日程第12、議案第9号 横芝光町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第13、議案第10号 横芝光町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） これは福祉課長にお尋ねしたいと思いますが、現在の地域包括支援センターというのは第二松丘園内にございますね。現在のその人員数、スタッフの数、それと、この間お聞きしてケアマネさんがどうのこうのと聞いたんですけれども、再度現状と、これは地域包括センター1カ所で今現状されていますが、若干予算とは、条例の制定等あれですが、今後仮に例えば横芝地区のプラムですか、あの中に置く等の計画があれば教えていただきたいと思います。現状とお金がかかったことによるそのスタッフ数の変化、よろしく願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（宮園博香君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、スタッフ数でございますが、現在、看護師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーでございますが、1名の、合計4名でございます。

また、どんな活動をしているのかという件につきましては、介護予防サービス計画の作成だとか各種相談、それから権利擁護の関係、それと包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行っております。

次に、3点目の関係でございますが、この地域包括支援センターにつきましては、おおむね30分ぐらいで行けるところとか、また学校区、中学校区単位だとかというようなことで言われております。したがって、今の段階、私の段階では、横芝光町の場合には地域包括につきましては1カ所あれば十分機能を果たせるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 前にも一般質問でもお尋ねしたことがあります。そうしますと、今現在は社会福祉法人九十九里ホームさんに業務委託という形ですね。

寄せてくる高齢化に備えて、今後、先ほど今課長から中学校区単位またはというようなご答弁いただきましたけれども、現状多忙をきわめるということがなければ、それはそれでいいかと思うんですが、やはり横芝地区からもそういう声があつて私はちょっと聞いているわけなんです。確かに九十九里ホームさんの職員さんは非常に優秀でという評判もすばらしい。ですけれども、今後、先ほど言いましたようにプラム等でも生え抜きのといたらおかしいですけれども、やはり委託もよろしいんでしょうけれども、職員を含めて、また委託ではない形できちっと地域包括する必要があるんじゃないかと思ひましてご提案を申し上げました。町長はその件で、横芝地区にということも含めてどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今のところ福祉課長が答弁したとおりでございますが、これから極めて高齢化がまた進んでいっておりますし、その利用状況等を鑑みた中で進めていかなければならないというふうには思っております。しかしながら、極めて専門性の高い職種、業務でございます。本来、町がやるべきという部分もあるのかもしれませんが、そういう専門的な部分も含めて、今後そういうような状況の中で、いろいろな部分でいろんな角度から検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番議員「ありがとうございました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第14、議案第11号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第15、議案第12号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第16、議案第13号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第17、議案第14号 横芝光町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第18、議案第15号 横芝光町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第19、議案第16号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協

議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第20、議案第17号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第21、議案第18号 区域外路線の認定の承諾についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第22、議案第19号 平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 議案第19号、この冊子の14ページの最下段、一般寄附金等、これは多分ふるさと納税かと思いますが、22万2,000円ですか、補正額が。当然、確定申告等の関係から今度はハードルが大分下がりますね、ふるさと納税の申告の方法がね。この数字見てもそうですけれども、率からするとかなりの率なんですね。

また、一般会計のほうでも質問させていただこうかなという立場ですけれども、ちょっと委員会の関係で私できませんので、ここでお尋ねしたいんですが、町としてこの補正の額が今後どのような推移というか傾向でいくのか、特にインセンティブとして差し上げているのは町内の野菜等というんでしょうか、の詰め合わせですか、今後それを見直しを、野菜が悪

いわけではないんですが、もうちょっと魅力的なものにして、やはり寄附金というのは非常に大きいということでもありますので、その辺の今後のふるさと納税に対するお考えも含めて、まあ課長はどのように。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） お答えいたします。

ご質問のとおり、この補正予算の金額といたしましてはごらんいただいたような金額でございますが、実際、これまでも議会等でご説明申し上げておりましたが、過去の数字で申し上げますと、昨年度が実は1件300万円というありがたいご寄附をいただいたもので大きかったんですが、それまでは本当に数件、平均すると五、六件、金額にいたしましても十七、八万円くらいの平均でした。

本年度でございますが、本日まで47件の寄附がございまして、金額にいたしますと119万円、この補正予算の入りの金額からすると随分超えているんですけれども、これについては集計した時点を少し内輪で安全に見たというようなこともあって、その乖離があるわけでございますが、今年度につきましては、実は試行的といいますか限定的に米を期間限定で、数量限定でその謝礼品の中に加えました。

具体的に申し上げますと、3万円以上の寄附をいただいた方には米60キロ、本年26年産の町内産の米をとというような、どのようなPRの方法あるいは反応がどのくらいあるかという試験的に、今後のことも考えて行いました。結果的には、本当に好評いたしまして、ネット等を使ったんですけれども、すぐに枠がいっぱいになったという結果でございました。そういうものを含めまして119万円の、今年度については現在までふるさと納税歳入がございました。

来年度以降の話なんですけれども、議員おっしゃられたその申告、国の方針で枠もふえますし、申告も簡単になる、なおかつ今そういう方向性で全国、まあ若干過熱ぎみなところも見られるというところがございます。我が町については、こういう制度、国が寄附金の控除の枠を広げるというようなこともあることでございますので、町のPRも兼ねましてふるさと納税については今後も取り組んではまいります。一方で議員もご存じのとおり、国としては申告等の制度が緩やかになった一方で、その過熱する部分について余りに目に余るというような例も見受けられますので、その辺についてはそれを自粛といいますか、抑えるようなものも含めて制度を変えるという報道でございます。

私どもはそういう報道、国の指導によるまでもなく、本来のふるさと納税、町を応援して

くれる、その応援してくれるに値するまちづくりをしていく、その中で結果的にふるさと納税がふえていく、当然それにある程度見合った謝礼についても、それなりのものをもちろん用意はいたしますが、本来の制度の趣旨に沿った運用をしていきたいというふうに考えておりますし、今後もふるさと納税につきましては、ふるさと納税をしていただくにふさわしいまちづくりとあわせまして、ふるさと納税に取り組んでといいますか、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） わかりました。

例を挙げると本当に、課長の表現ですと過熱ぎみというのは確かに私も感じておりますが、その過熱もある意味いいんじゃないかなというような私は感じがするんですね。特に地域を言うとは何ですが、裏日本側とか、そういう気候に恵まれないような、例えば中国地方等の県とか市ではそのインセンティブが非常に魅力的というか、北海道などでもそうなんです、ですから課長は大分遠慮されて、本来の趣旨は私も重々理解しているんですが、過熱することによって、例えばお米がより多くとか、例えば肉がとか、ほかにも町内にはたくさん特産物、この地域は特にございますので、その辺も遠慮せずに過熱するようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 一般質問でも少し伺ってきたところでありますけれども、国の補正のプレミアム付き商品券について、一度聞いたことが重複するかもしれませんが、何セット販売で1世帯何セットまでか、また資格とか購入条件はあるか、また販売時期はどうか、販売方法と周知はどうか、またその商品券の内容詳細を教えてくださいと思います。

それと、14ページの土地売却収入の払い下げ、ちょっと聞き漏らしたかもしれません。詳細を教えてください。

18ページの地方創生の先行事業でありますけれども、この報償費、何名分の報償費なのか、メンバーの詳細、またいつからいつまでというところで、わかっている範囲で結構ですので教えてください。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、プレミアム商品券についてお答えをいたします。

まず初めに、セット数でございますけれども、1万4,000セットを一般町民向けに発行い

たします。また、多子世帯、高校生以下のお子さんをお持ちの、3人以上のお子さんをお持ちの世帯ですけれども、それに350セットの発行を予定してございます。

そして、1世帯当たりの購入数でございますけれども、当町9,000、まあ1万近くの世帯があるわけなんです、大体1世帯2セットを限度として発行をする予定としてございます。

それと、条件としましては今お話ししたように、それで今回これを周知するに当たり、各世帯に役場のほうからはがきを差し上げます。そして、そのはがきを持って行って商工会あるいは文化会館等々、そういったところで発売をするといった予定にしております。したがって、周知については各世帯はがきを郵送しますし、それと同時に、またポスター等、各商店、協力いただける商店ですとかそういったのに張っていただくと、そういった予定にしております。

時期ですけれども、大体7月から12月の期間に使えるような形にするといったおおむね概略でございますけれども、詳細については今後さらに商工会と詰めてまいります。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 川島議員ご質問のまず1点目、補正予算書14ページの財産収入、不動産売却収入でございますが、これにつきましては、場所といたしましては横芝地区国道126号上町ということになりますか、コンビニエンスストアがございまして、もともとボーリング場であったりスーパーとして利用されたところが、今コンビニエンスストアになっているところがございます。面積としては80.90、約80平米、もともとその中に赤道がございまして、利用等の実態といたしましては現在もそうですけれども、その敷地の中の一帯として利用されていた中に赤道があったものが町に払い下げを受け、さらにそれを普通財産として今回その周辺一帯の土地所有者の申し出、希望がございまして、土地評価審議会にお諮りをいたしまして、適正な価格によりまして今回金額といたしまして譲渡価格総額42万9,000円で譲渡、売り払いを行ったものに対して、歳入補正措置を行ったということでございます。

2点目の、補正予算書18ページ、地方創生先行事業についてのご質問でございます。報償費の概要についてご質問がございました。

報償費につきましては、これは一般質問のやりとりの中でもお答えしたことではございますが、来年度この地方創生の総合戦略を地方版、町版の総合戦略を策定するわけでございますが、これの策定に当たりましていろいろな段階での委員会組織を立ち上げようというふう

に考えております。

今具体的な名称まではまだお答えできる段階ではございませんが、一般質問でもお答えしたレベルでございますが、まち・ひと・しごとの創生有識者会議、その有識者会議とこれは一般のまさに幅広い、議会も含めて幅広い観点から委員さんを募る予定でございますが、その予算といたしましては、その創生会議といたしましては、有識者会議としては25名程度を想定しております。それと、その中にいろいろな部会、専門部会等を考えてもおりますし、予算の中には推進本部の有識者会議とそのほかに住民会議、これについても50名規模で予算を措置しているところでございます。

回数といたしましては、予算的には創生本部会議、有識者会議を委員20名から25名で5回程度、それはワーキンググループも含めての話ですけれども、それと住民会議といたしまして3回程度の報償費を措置したところでございます。

時期につきましては、この秋をめどに創生総合戦略を策定するというスケジュールの中で行いますので、年度入りましてなるべく早い時期から立ち上げて、目標とする時期までに総合戦略が完成し、お示しできるような形を考えておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

プレミアムの件なんですけれども、幾らぐらいの消費拡大効果を見込んでいるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） おおよそですけれども、1億8,000万円程度の消費効果が町内で見込めるというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 18ページの地方創生先行事業、ただいま課長のほうからちょっと重複する部分の質問になろうかと思いますが、人口ビジョン総合戦略策定基礎調査等業務委託料1,369万円ということで、これかなりの大きな金額なんですけれども、もうちょっと具体的にどのようなものを委託するのか、お願いしたいと思います。

それと、35ページの一番上段、13の委託料で保守点検、こちらのほうが減額予算ということで、たしか説明のときに保証期間だったために減額予算ということでお聞きしたんですけ

れども、これもう一度詳しく教えていただきたいですけれども。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 鈴木議員のご質問１点目、地方創生先行事業の、これは13節の委託料になります、についてご説明申し上げます。

この19ページにかけて記載がございます。ご質問のとおり、予算書としては人口ビジョン総合戦略策定基礎調査等の業務委託料とありますが、内容といたしましては、まさにここに記載された地方創生の総合戦略、具体的には人口ビジョン、人口の推移の分析、それと今後の施策を含めた人口の見通し、その見通しにつなげる、見通しといいますか施策目標を含めた数字をどう達成するかという意味での総合戦略、これをこの予算措置をして27年度に繰り越し、実際に27年度にその策定を行うというのは今まで述べたとおりでございます。

この委託料の中にはその総合戦略の、よく今までにはあったんですが、計画書をコンサルタントにお願いしてというかお任せしてというようなことは、国のほうとしてもそれはやってくれるなど。これは今、川島富士子議員にもお答えしましたように、幅広い住民階層、各層の意見をできる限り集約して町全体でつくるようにというような指導もございますし、そのようにするつもりでもあります。ここで盛ったのは、そのいろんな策定をするのに、やはり専門的にデータを分析したりですとか、例えばアンケート調査を実施するにしても専門家に任せたほうがよりいいもの、早いものができる部分もございます。そういった意味での基礎調査の業務委託が１点。これが予算でいいますと、この中の約670万円程度、1,369万円のうちの670万円程度をその部分が占めます。

ここには記載、等の中にちょっと含まれてしまったような形になっておりますが、もう一点ございます。それは、町の情報を今若い世代を中心にほとんどの、私は持っていないんですが、スマートフォンを相当活用して、スマートフォンによって情報を収集したりあるいはその情報を伝達したりというようなことがもう当たり前といいますかという時代を、という状況を踏まえまして、今回の創生先行事業の中に町の情報の総合アプリ開発を行ってみてはどうかという職員のアイデアを予算化したところでございます。詳細については今後また持ってきますが、単なる情報伝達だけでなく、双方向、町への意見ですとかそういったものをいただくというような双方向の発展性があるのではないかなというようなことで、それが予算としては700万円措置しております。

内訳といたしましては、概略以上のとおりでございます。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） それでは、私からは、35ページの最上段にあります委託料で、267万6,000円の減額、この内容でございます。

まず、委託料についてはお示しのとおり3点ございます。清掃委託料で160万1,000円の減額、それから空調自動制御機器保守点検委託料で76万8,000円の減、冷暖房設備保守点検委託料で30万7,000円の減額、合わせて267万6,000円でございますが、清掃委託料に関しましては、これは入札を実施した結果でその差金分でございます。それから、下段の2点、空調の制御盤の保守点検、それから冷暖房設備の保守点検委託料、これについては平成25年度に大がかりな空調機の改修工事を実施いたしました。その保証期間内であるということから執行をする必要がないということでの減額でございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 今ちょっと創生のやつ聞きましたら、町の総合アプリというようなことで、そういったものを取り入れるということですので、ぜひとも1,369万円ですか、大変なお金なので、しっかりと町に合ったようなものをつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、平成25年度に大がかりな工事というあれなんですけれども、通常、普通の民間であれば、25年度の工事のときに、26年度の予算編成するときに、我々もそうなんですけれども、何か物買っても物つくっても、この保証期間、保証というのはあるんですか、この保証期間はどのぐらいあるんですかというのは事前に多分、私が何か物を買うにしても、後で見たら1年保証ついていた2年保証ついていたというのは、多分私はそういうものはないんですね。また、仮に物をつくる、これは物じゃなくて空調ということなんですけれども、たとえば私が何かやろうとしても、これは保証がつくんですか、つかないんですかということは確認できると思うんですね。

それが平成25年度、要するに26年度にこの予算を組んでいるわけですね。26年度予算を組むときに、こういったことが確認されなかったのかどうか、再度お聞きします。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 予算編成時期の時点では、この保証の関係については把握しておりませんでした。勉強不足であったということでご認識いただきたいと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第23、議案第20号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第24、議案第21号 平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 補正予算書の7ページで、歳出で347万1,000円、後期高齢者の納付金が減っていますが、これに関してはこの数字の根拠はどのようなものかお尋ねします。

○議長（伊藤圀樹君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいまのご質問でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金347万1,000円が減というようなことでございますけれども、これにつきましては、県からの交付決定というのがございまして、予算のときにちょっと大きく見込んだというような形もあろうかと思っておりますけれども、県からの交付決定通知が参りまして、それに基づきまして精査したものがこの数字となっております。ちょっと見込みというか、当初の見込みが大きかったということになります。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） なぜ質問をさせていただいたかといいますと、後期高齢者というのは何名ぐらいふえているのかというか、ふえていると私自身は想定しているわけですね。それで、県の交付決定によって減っちゃっているというのはどのようなことなのかなと、何か特別な理由があるのかなということです。

○議長（伊藤圀樹君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） イメージとしまして、私も、後期高齢者は75歳以上の方ですので、毎年毎年ふえるというようなイメージがあるんですけれども、実際のところ、昨年度とほとんど同じ4,070名前後、2名ほど違いますけれども、4,070名だったと思いますけれども、4,000前後でございます。

〔5番議員「余り変わらないんだ」と発言〕

○住民課長（早川裕明君） はい。ほとんど変わりません。逆に下がる年もございます。

医療費については非常に毎年毎年上がりますので、最初の予算どりのときに医療費が、毎年高齢者の医療費って非常に高いもので、医療給付費じゃなくて医療費全体といたしまして横芝光町だけで26億円かかっています。医療給付費につきましては23億7,000万円という形になっていきますけれども、医療費については毎年毎年上がっておりますが、被保険者自体はほとんど変わらないのが実態でありまして、広域のほうで予算どりをするとき、非常にもっと高くなるんじゃないかということで予算したんですけれども、実際のところは低かった

ということでございます。

以上です。

〔5 番議員「わかりました。ありがとうございました。結構です」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午後 1 時ちょうどであります。

（午前 1 1 時 5 9 分）

○議長（伊藤囀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0 時 5 9 分）

○議長（伊藤囀樹君） 議案審議を続けます。

日程に入る前に、報告をいたします。

越川輝男議員から午後の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したのでご報告いたします。

◎議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第25、議案第22号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第26、議案第23号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第27、議案第24号 平成26年度横芝光町病院事業会計補正予算

(第2号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第28、議案第25号 平成27年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 27年度一般会計予算について5つほどお伺いします。

まず、包括的な質問になりますけれども、町長にお尋ねします。

一般会計が来年度当初予算が106億8,000万円、対前年比、15%増ということで、前回の施政方針で、5年間で約10億円の削減を目指すという目標を聞いております。その分で、理論的にはあと4年残っていますから10億円削減、期日的には可能なんだろうけれども、その辺の見通しを、包括的な町長のお考えを伺います。

もう一つ、一般会計当初予算案の26ページの2款、防犯灯設置事業等で、防犯灯、カメラ、公の分と民間の台数と、そのデータ管理等はどのようにされているか、お伺いいたします。

それと関連して、防犯灯と道路照明灯の違い、仕分けといいますか、そういった部分についてお伺いしたいと思います。

3つ目、企画財政課にお伺いさせていただきます。

来年度10月開始の予定のマイナンバー制度の、どのような状況で、いわゆる進捗状況等わかればお聞かせください。

4つ目、これは産業振興課になりますけれども、一般会計当初予算案の概要の38ページ、5款1項アンテナショップの現状と今後についての状況を教えてください。

最後に、また同じく環境衛生、これはどちらかというと副町長にお伺いしたほうがいいでしょうか、県の関係ですので、環境衛生費、95ページの6目汚水処理構想策定業務委託ですか、502万2,000円というその予算、どういう理由でこの予算の内容をちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 齋藤議員の最初の質問の総括の問題でございますけれども、ご承知のとおり今回、106億8,000万円を上程させていただきました。その中で今回におきましては、特殊要因としましては、国営土地改良、国営両総の8億5,000万円の一括償還の問題ですとか、横芝中学校、光中学校の天井落下防止のための工事が早急に2億円ほど上がったり、また児童クラブを新たに横芝第2児童クラブと白浜につくったりということで、それでおおむね13億5,000万円ほど、その今申し上げた部分だけでも出ております。それは通常どおりの感覚で差し引きますと、93億円規模の予算になるという部分もございまして、今後ともさらなる削減とともに、また積極財政も勘案しながら、今後しっかりとした中で予算を組み立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、齋藤議員のご質問3点のうち、最初の防犯カメラの台数、民間と役場で管理しているものということで、民間のものにつきましては、申しわけございませんが、町では台数等を把握しておりません。町が管理しているものにつきましては、役場、町民会館、図書館、文化会館、横芝駅の駅前広場、それと健康づくりセンタープラム、東陽病院、この計7カ所に24台を設置しております。これにつきまして、通常の維持管理費として環境防災課で予算計上しておりまして、1カ所当たり1カ月に2,400円、掛ける12カ月のその箇所分ということで予算計上させていただいております。

次に、道路照明と防犯灯の違いということでございますが、道路照明につきましては、通

常、道路事業で設置するものでございまして、交差点や道路のカーブ、そういった道路の交通上危険な箇所に、今ですと都市建設課で設置しております。防犯灯につきましては、通学路を中心として、皆様が暗くなったときに、防犯上それほど危険を感じないで道を歩けるということを目的に、防犯灯といって、照度的には道路照明が水銀灯ですと大体400ワット、ナトリウムで180ワットという非常に大きな容量のものです。防犯灯につきましては、今、昨年度予算をいただきまして整備しましたLEDのものについては8ワットということで、この8ワットですが、20ワットの蛍光灯と相当の明るさのもの、これを随時整備しております。一応、道路照明と防犯灯につきましては、そういった違いということで、ちなみに、道路照明であっても電気料につきましては我々環境防災課のほうで計上して支払いをしております。

次に、汚水適正化処理構想の件でございますが、これにつきましては、国の汚水適正化処理構想の指針が25年度に出されまして、26年度に、県が県の計画をつくりました。それと同時に、26年度に県が市町村マニュアルを作成いたしまして、27年度で市町村で作成しなさいと、要は作成というよりは、我が町につきましては21年度に現計画を持っておりますので、この見直しをしろということでございますので、その見直しのための、今後5年間の汚水適正化処理構想の見直しのための費用ということで、今回、予算計上していただいたものでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私からはマイナンバー制度の予定、状況等につきましてお答えをいたします。

現在、平成27年10月の個人番号及び法人番号の通知、平成28年1月の個人番号及び法人番号の利用開始、個人番号カードの交付、平成29年1月の情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの運用開始に向けまして、こういう予定がございますので、今、国、地方公共団体等による準備が進められている状況でございます。そうしたことで、町もこの日程に沿いまして準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、私のほうからは、アンテナショップの現状と今後ということでご説明をさせていただきます。

現状といたしましては、週2回、1回当たり4、5品目で大体3万円程度の野菜を運んでいます。大体、月30万円程度、これは農家さんのほうの手取り分になりますけれども、それを出荷している状況でございます。マイファーマー世田谷店としましては、今現在は日商9万円程度、今後は日商10万円を目指すといったことで聞いております。

また、今後、東京都内に2号店、3号店を開店する、そういう状況になっております。また、今現在、営業展開のほうもしております、都内のレストランと1軒、今交渉中というふうなことを聞いております。

いろいろ課題はございますけれども、今後は品目等をふやして、もっともっと横芝光町の野菜をPRしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） まだお答えいただかないのが、2番目の防犯カメラのデータ管理はどうしているかという問題と、あと、汚水処理の5,520万円のという形は……

〔「5,000じゃなくて500……」と言う人あり〕

○2番（齋藤順一君） 500、ごめんなさい、桁違いでした。ああ、そうですね、今ご指摘いただきました。おおむね、町長の逆行した予算で、言っていることと来年度の予算が違うなと思ひまして、対前年比15%アップの予算で、どうしてこれ5年後に1割の削減ができるのかなと思ひましたら、特別の事情があるということで安心しましたんですけれども、それはそれでよかったです。

あと、データ管理、どんな状態で、ハードディスクに戻して1年保管するとか10年保管するとかいろいろあるでしょうけれども、そんな形で、できれば民間のほうもある程度、セブンイレブンに何台あるのかという形で、もしあれでしたら掌握しておいていただければなというふうに思ひました。

もうすぐ迫ったマイナンバー制というのはどんどん進んでいると思いますが、10月ですので、今の状況はそういう形でわかりました。あと、いいです。

あと、アンテナショップなんですけれども、私ども今、農家の方が大変心配して、米1万円だ、どうするんだというふうにお叱りを毎日のようにいただいております、大きい農業は集積農業、小さい農業は技術のあるおいしいものをアンテナショップのような形で直接、産直交流施設で品質の高いものを高く売るといような形でお話をさせていただいておりますけれども、そういった形で、月に30万円ぐらいの売り上げじゃなくて、もう少しレスト

ランにお話をするという形じゃなくて、もう少し経費をかけてもいいですから、営業をかけてもらって、都市部にももう少し拡大できないのかなという考えをもう一回、一言お願いいたします。

それだけで結構です。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） アンテナショップの販売の拡大といったことでございますけれども、この3月29日、東京のほうから当地横芝光町にお客様にお越しいただいて、そして収穫体験ですとか、そういったものをやっただく予定にしております。その中にはオーリーブオイルソムリエの方もいらっしゃるしまして、そういった方々、学校給食ですとか、それから社員食堂ですとか、そういったところに納品できないのか、そういったつながりもございますので、そういったものでまたPRしていきたいというふうに考えております。ただ、お米に関しては一番初めにお米を納品したんですけれども、ちょっと売れ行きがよろしくない状況でございますので、お米についても今後、販路拡大を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 申しわけございません、私ちょっと聞き逃してしまいまして、答弁漏れがありました。

防犯カメラのデータ管理でございますが、それぞれの箇所でハードディスクに3週間保管しております。3週間たちますと上書きをするという状況になっております。これにつきましては長くすることも可能ではあるんですが、そうしますと画素数が落ちるということで、画像が落ちてしまいますので、その辺は今後の中で、今現在は、何か警察から要請等がなければそのまま上書きしておりますので、これも今後ちょっと検討させていただいて、それをDVDに落とすのはどうかという部分もあるんですが、何分、幸いにもうちのほうでこれを活用した事例が今のところはございませんので、今のところは3週間あれば十分ではないかなと考えております。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは、私から質問させていただきます。ただいま齋藤議員のほうから質問がありました。重なる部分もありますが、角度を少し変えまして質問させていただきます。

平成27年度一般会計予算案、106億8,000万円の予算規模になっている部分について質問をいたします。

最初に、企画財政課長に質問させていただきます。平成25年度12月12日、議会に対して、次世代のために聖域なき行財政改革、平成28年度当初予算10億円削減に向けてとしたテーマのもと、歳出の規模を抑制し、当初予算額を90億円規模とする。徹底的な事業の見直しと財政逼迫の住民周知を行うという方針の発表がありました。あれから1年3カ月が過ぎ、この掲げる方針を考えますと、平成27年度一般会計予算案は、平成26年度予算92億5,000万円に対して15.5%と大幅な増額となっており、この予算組みの状況では、平成28年度当初予算90億円の規模とするというものとは余りにもかけ離れているというふうに思います。

そこで、今後この数値目標に対してどのように整合性を図っていくのか。先の説明では、一般質問にありましたけれども、類似団体の予算規模とそれを参考にしてというようなお話がありました。しかしながら、千葉県の類似団体、いわゆる酒々井町、それから栄町、大網白里町は市になりましたので、その2つは合併しておりませんので、その辺のことについてもあわせて質問させていただきたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

町長から総体的な回答もございましたが、私のほうからは、若干細かい数値的なものも含めましてご回答申し上げたいと思います。

ただいま議員のご指摘がございましたとおり、また今回、この議案で提案させていただきましたとおり、平成27年度の一般会計当初予算、総額は106億8,000万円、昨年度平成26年度と比較いたしまして、金額で14億3,000万円、率でいうと15.5%と、当町にとりましては過去最大の予算規模となったところでございます。その要因でございますけれども、1点申し上げますと、臨時的あるいは緊急的な財政需要の大幅な増による一時的な増というようにご理解いただければというふうに思います。

主なものを申し上げますと、町長の答弁と若干ダブりますが、臨時的な支出といたしましては、何と申しましても国営両総土地改良事業の完了に伴う負担金、これが金額で約8億5,000万円、それと、篠本・新井地区で施工中の県営基盤整備事業への高度経営体集積事業補助金、これが約2億円、これも平成27年度、臨時的なものでございます。

一方、緊急的に実施すべき事業という観点からは、横芝・光両中学校屋内運動場の天井落下防止事業、これが金額で約2億円、それと児童クラブ横芝第2、白浜小学校児童クラブの

整備事業に約8,600万円などが27年度、一連のものが重なったという、要素としてはこういうことでございます。

国営両総土地改良事業につきましては、今申し上げましたように、平成27年度8億5,000万円一括償還するというこれによりまして、将来にわたるその金利負担を大幅に削減できるということです。金額で申し上げますと、試算でございますが、約4億7,000万円程度の、総額比較で申しますとそういう大幅な軽減となるということで、町のこれは将来の財政負担という、将来的な観点から見て非常に大いにそれは寄与するものであるという、そういう要素もございます。

こういった臨時的あるいは緊急的な支出が対前年15.5%増になった主な要因ということでございますが、これを差し引きましても、議員おっしゃるように90億円規模を実現するにはもう一段、なお一層の努力が必要であるということは認識しておるところでございます。

今後の取り組みでございますが、類似団体とのご指摘もございましたが、私ども、一応合併特例債を利用しての大規模な事業も実施しているというところで、なかなか類似団体との直接的な比較というのは難しいところでございますが、まず歳出削減策といたしまして、既に一般質問等でもお答えしていますとおり、庁内に事業再構築検討委員会を組織いたしまして、今年度12回にわたる事業の点検、レビューという形で実施しておりますし、これによりまして事業の縮小・統廃合、あるいは廃止というような方向性が打ち出された事業につきましては、早速、平成27年度予算もそうですけれども、28年度の目標に向けまして、その方向性を着実に反映させるという点、それと普通建設事業、これが一番、予算の規模を決める要素としては一番大きいものでございますが、これにつきましても一般財源負担のより少ない事業を中心といたしまして、言ってみれば身の丈に応じました事業選択をして、そういう予算編成をしていくということが重要ではないかというふうに考えております。

その事業再構築検討委員会の活動でございますけれども、今申し上げました、歳出の528事業の見直しという歳出の削減だけではなく、今後、27年度に継続いたしまして、歳入の確保対策、あるいは公共施設の見直し、投資事業等の見直しにつきまして、さらに庁内で徹底した議論を重ねまして、将来にわたって持続可能な健全財政を維持すべく、今後とも努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 課長には今のお約束をしっかりと守っていただきたいというふうに思

います。

次に、久本副町長にお尋ねいたします。

平成27年度予算の、先ほども何回も申し上げておりますけれども、106億8,000万円と、平成26年度補正予算、これ繰越明許費、いわゆる前倒し予算 6 億6,000万円ですね、これを合わせますと平成27年度執行する予算額は113億4,000万円となるんですね。先ほど町長から、企画財政課長から両総土地改良事業の一括返済というような話もありますけれども、今後、地方創生予算が合併特例債事業、それからこれはまだ仮定ですけれども、産直交流施設等、その時々々の社会情勢における国や町の政策的経費により予算規模が大きく変わることが予想されると思います。

確かに、執行部の事業再構築検討委員会において、無駄のない効率的な行政運営のもとに行財政改革を行っていくことは大変重要なことだと思っております。しかし、先ほどから何回も申し上げますが、国営両総土地改良区事業負担金の一括繰り上げ償還、約 4 億円ですか、この経費削減、これは確かに理解できますが、失礼、約 4 億円と申しましたが 4 億7,000万円ですね、この経費の削減は理解できます。しかし、平成28年度当初予算額を90億円規模とするとした町民との約束の数値目標については、極めて難しくなるというふうに思いますので、この辺のご見解を伺います。

○議長（伊藤罔樹君） 副町長。

○副町長（久本 修君） 平成27年度当初予算案につきましては、先ほど来、町長等からご答弁申し上げましたとおり、臨時的なベースが含まれておりますので大きく膨らんでおりますけれども、そういったものを除きますと、おおむね26年度当初予算に近い水準でありますので、28年度90億円規模という目標に向けての取り組みから大きく逸脱してはいないものだというふうに考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、目標達成に向けては相当大きな努力が必要であるということもまた事実でございます。90億円規模という目標につきましては、平成28年度から合併に伴う地方交付税の優遇が徐々になくなっていくということを踏まえまして、合併によって膨らんだ事業、あるいはさらに効率化できるはずの町の行政、これらを身の丈に合った規模に着地させていくため、当面目指すべき予算規模として設定したものでございます。

一方、地方創生でありますとか社会保障制度改革など、国レベルの新たな政策課題には的確に対応していく必要がございますので、その状況によりましては予算規模も大きな影響を受ける可能性がございます。しかしながら、目標を立てた目的であるところの、将来にわた

って持続可能な財政運営の確立という観点から、聖域なく町行政の見直しを進めまして、目標に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 最後に、町長にお伺いいたします。

横芝光町の行財政運営の短中期的に見ますと、公共施設の老朽化対策事業費等、また2025年問題の超高齢化社会に向かいつつ、社会保障財政が大幅に増加するなどの影響が出ると予想されます。今申されましたこの数値目標が大変危ういのではないかと。この90億円という目標が危ないんじゃないかというような気がします。

そして、1年後に控える平成28年度当初予算額90億円規模とした数値目標が、今申しましたように、行政と町民との信頼関係が大きく失墜することになるのではないかと、また組長の政策的経費が執行できなくなるのではないかというようなふうに考えるものでございますので、この件についてきちんとした説明が必要であろうというふうに思いますし、また非常に難しいのであれば、この10億円削減の数値目標を撤回すべきではないか。

これは町の執行権者であります佐藤町長の英断にかかっているわけでございますが、私はどうしてもこの90億円規模というのはどうも引っかかっているんです。ですから、議員の皆様方の一般質問にもありましたように、これは仮定の数字なのか、実際にそこに向かって進めていくのかというのがちょっと見えづらいんです。ですから、町民との約束は約束ですけども、時代とともにいろんな要因が変化してまいりますので、これは一概に90億円、10億円削減という話ではないというふうに私は考えますので、町長もぜひ、明快な見識を求めて、質問いたします。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 山崎貞一議員おっしゃられるとおり、この90億円規模自体、再来年度、平成28年度の予算規模というのは極めてハードルの高い予算設定になるのではないかと、この1年前からそういう気概は当然のことながらございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、これから高齢化がどんどん進んでいく中で、また消費増税も今後ございますし、また、今アベノミクス効果なのでしょうか、インフレ傾向にもある、こういう状況の中でその90億円を標榜することは町民に対する背任行為になるのではないかというようなご見解であるというふうに思っておりますが、しかしながら、現実の問題としてこの横芝光町が人口も当然のことながら減っていきます。地方交付税も削

減されていくのではないかと、まして、合併算定がえの部分で減らされていく中で、この90億円というものを何が何でもキープしていかなければ、目標として大きな目標を掲げなければ、これは今後の横芝光町の将来にわたって安定した財政基盤を構築することは不可能ではないかと今の段階では考えております。今後もそれにあわせた中で、しっかりとした財政基盤を構築していくためにも、この90億円規模というものは必要不可欠なのではないかというふうに思っております。

経済というものは生き物だとよく言うお話もございます。これ、1年先もどのような状況になるかわかりませんが、今の段階においては、先ほど副町長から答弁させてもらったとおり、将来にわたって持続可能なこの財政運営をするためにも、必ずしもそれはやっていかなければならないものではないかというふうに思っておりますので、今の段階で撤回ですとか変更を考えているところはございません。

以上でございます。

○議長（伊藤園樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 102ページ、需給調整、上の2番目ですね、需給調整推進対策奨励事業、2,417万4,000円、これはどのようなもので予算組みしてあるかちょっとお伺いします。

次が108ページ、ただいまお話がありましたけれども、上段の5款5目国営両総土地改良事業負担金8億5,100万円、これなんですけれども、これはちょっと先ほどの山崎議員さんと重複してしまいますけれども、これは香取市、成田市、神崎、多古町、匝瑳、横芝光町、東金、山武、九十九里、大網、茂原、白子、長生、一宮、14市町村の割合、当町でいきますと11.17%、これの一括繰り上げ償還することによりまして、先ほどちょっと4億7,000万円という話があったんですけれども、その差額ということでよろしいのか、ちょっと再度確認させていただきます。

それと、その下の、県営土地改良負担金事業、南条支線地区負担金1,848万5,000円、これ、今年度はどの程度の事業の負担金でしょうか、ちょっとお伺いします。

続きまして、112ページ、5款5目農地費の一番下ですね。多面的機能支払交付金事業、1,972万8,000円、これももうちょっと具体的に金額のあれを、どの程度のあれが見込んでいるのか。

それと、118ページ、下から8行目ですね、産直交流施設事業62万5,000円、これですけれども、委員報酬20名で43万2,000円になっていますけれども、これは何回ぐらいで、どんなふうなあれを考えているのか、ちょっとお伺いします。

それと、最後に、7 款 3 目道路新設改良費、ページ数122ページの一番下のほうですね、町道 I -18号線道路改良、次の123ページですね、公有財産購入費327万8,000円、この購入面積と、何件でどのぐらいの面積かちょっとお伺いいたします。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、鈴木克征議員のご質問にお答えをいたします。

まず、需給調整事業でございます。この奨励金でございますけれども、中身といたしましては、麦、大豆、それからホールクropp、それとあと飼料米、加工米、こちらのほうに支援するものでございますけれども、一応、今のところの制度設計といたしましては、1 平米当たり 7 円、反当7,000円、これを今現在では予定しております。

続いて、国営土地改良事業でございますけれども、国営土地改良事業、この償還でございますが、償還方法には2つございまして、規定償還、これは土地改良法の施行令にのっとりたものですけれども、この場合ですと、2年据え置き、17年償還でございます。ただ、この利率が5%ということで、これで試算いたしますと、13億6,969万6,000円、また今回繰り上げ償還するわけでございますけれども、これにつきましては、3年据え置き、15年償還、利率は変動いたしますけれども、安全を見込んで1%という形で見込みますと、一般財源といえますか、返還額の総額が8億9,925万7,000円ということで、差額は約4億7,000万円ということになります。

次に、県営土地改良事業の南条でございます。南条支線につきましては、今年度、一部事業を着手しておりますけれども、来年度は、ちょっとすみません、工事費については確認させていただきます。南条地区の27年度の予算でございますけれども、事業費としまして2億487万1,000円でございます。内容につきましては、後ほど土地改良事務所のほうに確認いたします。

それと、多面的機能のほうでございますけれども、これは平成27年から法制化されまして、今まで交付金の流れが、町が県の協議会のほうに支出していたものが、27年度から国、県の交付金が町に流れてきまして、町からそれぞれの活動団体に支出するということで、昨年より予算的には大きく変動したものでございます。

あと、産直交流施設のほうでございますけれども、これにつきましては、これから皆様方に基本計画の案をお示しするんですけれども、それに基づいて27年度中に住民の皆様幅広く意見を問うという、パブリックコメント等を実施する予定にしております。その関係で報償

費を盛り込んだものでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、お答えをいたします。123ページの用地取得の関係でございます。

現在、I－18号線の進捗状況といたしまして、用地のほうは83.6%、これ面積ベースでございます。したがって、残り5名、6筆1,673.36平米残っております。このうちの744.95平米、約3筆でございますけれども、取得する予定でございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） まず最初の、需給調整推進対策事業のあれなんですけれども、これ平成26年度も全く同額予算計上だったかと思います、2,417万4,000円。これ、ちょっときょうの新聞などにも出ているんですけれども、需給率の引き下げ、2020年度まで50%から、2025年度まで45%、初めて引き下げると、こういう需給率のあれが出ています。

そんな中で、今後10年間で日本の農政は大きな転換期を迎えると、2018年度には、米の価格維持のために生産量を絞る生産調整、減反が廃止される一方、消費者が低迷する主食用米から転換を進めるため飼料用米への転作補助金は拡充したと。飼料用米を続ければ米農家を守り、カロリーベースの需給率を押し上げることが背景にあるというようなことで、今、非常に米価の価格が下落しています。そういった中で、26年度と同額の予算で、恐らく同額の配分というか、なるのかなと、麦、大豆、ホールクropp、やはり今、非常に農家のあれが厳しいので、その辺のところは若干でも余り薄まってしまつては、農家の人たちがどんなふうに今後、農家のあれを持っていったらいいのかわからないのかなというような感じがします。なので、ひとつこの辺のところは、よくこれから作付計画等も出されたり、いろんなものがわかってくるでしょうから、その中でできるだけ農家の方が意欲を持って取り組んでいるような、そういったあれでやっていただけたらなとひとつお願いしたいと思います。その辺のところまた伺います。

それと、続きまして、国営両総土地改良事業負担金、これ今お聞きしました、まあ大変な金額だなと思いました、4億7,000万円。ちょっと私があれした中では、14市町のうち茂原市さんだけが一括繰り上げ償還なさない。ちょっとそれも調べましたら、6割、7割は4月のあれでお返しするような、残り3割、4割を2年据え置き15年償還でというようなこ

とでお話は聞いているんですけれども、茂原市さんも12.42%という非常に負担率の高い比率を持っていますけれども、これはやはりそれだけ違うのであれば当然やるべきだなと思いますし、特にその辺はいいです。

それと、県営土地改良事業、南条支線地区負担金、これ実は先ほど午前中のあれで、平成26年度でこれ1,246万円の当初予算が補正予算で1,177万2,000円減額、ほとんど工事がされていないわけなんですよ、26年度は。それはそれでいたし方ない、いろんな事情があったと思うんですけれども、実際この南条支線地区の工事は緊急を要するようなところで、やはりこれも農家のあれを考えますと、早急にやらなければならない箇所だと思います。

先ほどちょっとあれですけれども、今回は1,848万5,000円ですか、予算されていますので、この辺のところも、これはあくまでも県営事業の町の負担分でありますけれども、やはり農家のあれが今非常に困っている状況なんで、県等に積極的にこの予算が26年度のようにもう何十万の負担金、そんな1,177万2,000円も減額予算ではちょっと工事のあれがならないと思いますので、ひとつ、県営事業の負担金とはいえ、町の担当課としてもよく県のほうに事業の進捗を図っていただきたいと思いますけれども、その辺のところをまたちょっとお聞きします。

それと、多面的機能支払交付金事業、これ町から今度町のほうに直接、町から今度あれだということなんですけれども、非常にこれどこに行っても多面的機能支払交付金というのが非常に使いやすい交付金であるということを聞きます。やはりこれも、町の非常に厳しい財政予算の中で、こういった多面的機能交付金の中で使えるものがあればどんどん使ってやったほうがいいんじゃないかなと思うので、この辺のところもこれからいろいろ周知をしていただきたいなと思います。

それと、産直交流施設事業、これ今聞きました。聞きましたので、これは委員のあれの43万2,000円はいいんですけれども、町長これ、産直交流施設事業、今年度これ62万5,000円、すぐに物が進められないにしても、もうちょっと何かやれることがないのかなと。もうちょっと前、やることで進んでいる、やるというか、どんなふうにしたらいいのかこれからいろいろ検討するわけでしょうけれども、もうちょっと、これじゃ多分これは、できるまでというか、このまま行っただけじゃ物すごい時間かかるし、今そういった産直交流施設事業にしても何にしても、3年、5年先のあれというのは非常に計画するのが難しい状況になっているような気がしますので、その辺のところを、これは会議と謝礼と消耗品と62万5,000円、もうちょっと何か前向きなあれでできないものかなと思うんですけれども、その辺のところを

町長のほうはどんなふうに思っているのか、ちょっとお聞きします。

それと、最後の町道Ⅰ－18号線の土地の購入費、327万8,000円、これも実は26年度で681万円の土地の購入費を予算組みしていて、先ほどの補正予算で395万円の減額補正、286万円しか使っていないんですよ。それにはいろんな事情があるかと思いますが。残り747ということで聞いていますけれども、非常にその進捗率というか、もうちょっとやっぱり、いろんな問題はあるにしても、しっかりと土地の所有者なりにご理解をいただけるような、まあ努力はされているんでしょうけれども、やはりこれも何年も前から何千万円というお金を投資してやっているんですよ。これはやっぱり開通しないと、今まで投資したことをなるべく早くして、町民の皆さんが使って、そういった向上のためにそういったものを今つくっているわけなので、早期に完成しなければ、何年も何年も投資した分が生かされないというような状況になると私は思うんですよ。もうそのぐらいの面積でしたら、非常に個人のものであってなかなか強制はできないですけれども、やはりよく理解をしてもらえるように努力を重ねて、早期にこれ、予算何ぼ組んでも681万円、395万円の減でもうがっかりしますよね、286万円しか買っていないことですよね。だから、しっかりとこの辺のお考え、その面積等は聞いたんですけれども、今後どのようにこれ対応していくのかお伺いします。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私から3点ほどお答えをさせていただきます。

まず、需給調整の件でございますけれども、横芝光町が農業を中心として、これからも標榜しながら、産業の中心を農業として標榜しながらこれから進めるに当たって、この需給調整については積極的に進めているつもりであります。そうした中で、平成27年度産米価が決定し、また生産調整いろいろあるわけでございますけれども、そのバランスを考慮しながら、必要であれば補正対応をさせていただければなというふうに考えておりますし、積極的な姿勢で行きたいと考えております。

また、産直交流施設の予算の問題でございますけれども、ただいま検討委員会の立ち上げ、そろそろ最終答申ができ上がるというふうに聞き及んでおります。その場所ですとか、そういう部分が決定次第、また新たな設計予算ですとか、その辺についても補正で対応できればなというふうに思っております。

また、横芝光町、合併して今、9年目を終わるところでございます。そうした中で、道路の問題でございますけれども、用地の確保の問題でございますが、その部分については、本当にもう地権者の皆さんのご理解をいただくことが全てでございます。そうした中で、現

に、きょうたまたまですけれども、長塚、北清水橋のその取り付け道路に関して、1件、懸案でありました橋の際の部分のところの契約を取りつけることができました。都市建設課も一生懸命努力はしていますし、場合によっては私もそこに足を運ぶこともございます。地元議員さんですとか、皆さんともこれから相談をしながら、できるだけ早期にその用地取得ができることは、その道路が完成になることは言うまでもございませんので、今後とも最大限努力を重ねてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくご理解を賜りながら、ご協力をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） よくわかりました。職員の皆さんも一生懸命やっておられるのはよくわかるので、ひとつぜひともまた引き続きお願いしたいなと思います。

それと、いろいろ需給調整にしても産直事業にしても、やはり今非常に米価が安い、先ほど齋藤議員さんのほうもお話がありましたけれども、ただ、1万円の米価に対してそれをどうのこうのというのはできないと。そういうものに対応しながら、この農業立町横芝光町が農家の皆さんにどのようなものであれができるかという、そういったものを考えますと、やはり国がぜひ使ってくれと言っている多面的機能支払いを使ったり、またそういった需要のあれを限られた予算の中ではありますけれども、やはりその中でうまくやる気ができるように、産直もそうですね、今そういうわけで米が安いので、非常に多品目少量出荷ですか、こういったものの農家、米だけじゃいけないんですけれども、やはり大規模農家でそういうふうなことができない農家の方がいます。ぜひ、米だけじゃしょうがないのでつくろうかな、いや、品目が多いんだけど、少量の出荷しかできないということで、そういったものの販売とかも産直交流施設なんかも大いに使ってもらえるんじゃないかなというような考えも私は持っておりますので、ひとつ大規模農家も当然あれですけれども、小規模農家もそういったやる気、また農家がこれから生きていく上で、そういったものを行政が何ができるかということでもって、検討をさらにまたお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 議会費のことでちょっとお尋ねします。議会費、27年度は議員定数も2名減、ということは約650万円程度の減になると思うんですが、政務活動費で380万円程度の増になるということで、それでも差し引き270万円ぐらいの減になる。しかしながら、議

員共済金負担金増等で考えると、トータル差し引き390万円の増になっていくということで、その辺の増の部分が、まあ説明あったと思うんですが、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、予算編成という観点から私が回答させていただきます。

ご質問のとおり、予算書の32ページの本年度、前年度の比較、議員おっしゃるとおり、差し引きでトータルで391万6,000円の増加でございますが、その要因といたしまして、増加要因といたしましては、やはり議員おっしゃられた、33ページ一番下の新規計上でございます。議会調査活動費、これが352万円、それと、ちょっとページが前後してしましますが、32ページの議員報酬の共済費、議員共済会負担金、これがその議員共済制度の改正によりまして増加した一方、報酬等の調整によりまして、この議員報酬そのものが、去年と比べますと約100万円程度減となっております。

それと、個々のその比較というのはちょっと手元に資料がないんですが、増加要因といたしましては、議員ご指摘のとおり、報酬の中の共済費と議会調査活動費、これらの増加によりまして、トータルで去年と比べますと391万6,000円の議会費の増ということになっているということでございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 議員報酬の分は、今も言いましたけれども、2人減で、1人当たり三百二十数万円になっていると思うので、650万円ぐらいの議員報酬としての減になるはずなんです。それで、議員共済会費というのは現実にはそんなに大きな金額になっていないと思うんですが、その辺、議員共済会費というのはどういう形で計上されているんですか、500万円も700万円もという数字になりますか。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 大変申しわけございません。私も今、予算書を見ながらということでご説明申し上げました。詳細につきましては、財政・予算要求の流れからいいまして、議会からの要求に対して査定をした結果がこういうふうになったということで、ちょっと個々の今のご質問のご指摘に対して、数字的に答える資料がございません。

ただ、総じて言いますと、議員報酬という項目の中の1目である報酬はおっしゃるとおり減になっておりますが、4項の共済費、これが増になって、議員報酬というこの事業全体と

して、先ほど申し上げましたように、26年度当初と比べると約100万円の減になっているということは私把握しておりますが、それ以上の詳細については、申しわけございません、手元に資料がございませんので、お答えできないということで、申しわけございません。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 今回、26年度特別議会改革の中で定数を2名減ということにしたのは、厳しい財政状況の折、町民からの要望もあって、定数も減らすような努力をしていかなくてはいけないだろうという大きな趣旨があってやったことなわけですね。それなのにもかかわらず、議会費がふえるということは、やっぱり町民にとって何だという話になりかねない、誤解を与える要因になると思うので、議会としては財政状況も考慮した中で経費を削減しているんだというのが出ないと、やっぱりやった意味というのも薄らいでっちゃうので、その辺ちょっと誤解のないように説明というか、これは広報等でもいずれ説明するんですが、誤解のないように、議会のほうも財政健全化に向けて努力しているんだということをアピールしてほしいなと思います。

町長、その辺どう考えますか。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 全くおっしゃるとおりだと思います。ましてや、皆様のご努力によって今回、発議案として議員が16名になるということで、それをどう形にしていくかということでございますが、今回の一般会計予算の議会費につきましては、議会事務局からの一応提案をいただいている中で進めておりますので、その詳細につきましては企画財政のほうでちょっと掌握していないというのが現実な状況でございますので、ご理解をいただいて、後ほどこの部分につきましてはお答えをさせていただくということでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） すみません、たびたび申しわけございません。

予算書の182ページの給与費明細書のページをお開きいただければと思いますが、この一般会計の給与費明細書の特別職の欄に、まさに議員さんおっしゃる議会議員の報酬及び手当、共済費等の27年度と26年度の比較がございます。

議員の数については両方とも18になっているというのは、これは4月1日現在での数ですので18という数にはなっておりますが、積算といたしましては、16に減になったものの以降の

ものも積算しておるところでございます。

この182ページをごらんいただいて、本年度、前年度、比較という構成になっておりますが、その比較の議員という欄を見ていただきますと、議員報酬は444万円の減、右のほうに
いっていただきまして、右から2番目、合計欄の隣ですが、共済費、これが先ほど来申し上げ
ている議員共済費の関係ですが、これが470万9,000円の増、まあこれだけではなくてその
ほかのいろいろな期末手当ですとか、そういったものを計算して、合計欄見ていただいたと
おり、私、約100万円と申し上げましたが、99万9,000円の議員報酬、全体としましては26年
度に比べて27年度は減額となっているということでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 資料の1でお願いします。

まず、2ページ、事業再構築検討委員会を立ち上げたということでありまして、先
ほど、ほかの議員さんの質問に、12回の委員会をやってきたということでありまして、
その中で女性職員が何名おられたか教えてください。

それと、3ページ、10番の地方交付税、新年度予算で地方交付税はかたく見積もられたか
どうかということを教えてください。

4ページ、固定資産税でありますけれども、3年ごとに評価がえがある固定資産税であり
ますが、将来の経済状況を見る大切な要素だと思います。評価がえによって減少の見込みと
いうことでございますけれども、ほかの町と比べてどういうふうに考えていらっしゃるか、
ご見解を伺います。

それと、12ページ、下の補助費のところ、新規事業の地域園芸活性化事業、これの詳細
を教えてください。

〔「川島さん、ちょっとゆっくり言って」と言う人あり〕

○9番（川島富士子君） はい、すみません。

それと、24ページ、空港周辺対策交付金、1,000万円減の要因をお聞かせください。

36ページ、電動生ごみ処理機設置補助金、これ毎回議会で電動生ごみ処理機が有効なのか
どうかという質問が出ていると思うんですけれども、それでもあえてまたのってくる、提案
する理由を。

37ページ、一般廃棄物処理負担金事業、山武郡市環境衛生組合負担金、匝瑳市ほか二町環
境衛生組合負担金とありますけれども、この中の粗大ごみの料金が山武郡市は100円で、匝

瑛市ほか二町は400円、この差が余りにも大きいので、これを平等に持っていくということの
の見解。

43ページ、消防車両整備事業、水槽車購入、この職員の養成予定、詳細を伺いたいと思
います。

あと、予算書の186ページ、前年度の職員数が187人になっています。まあ小さいこと
けれども、議案第19号の補正予算では、補正後の職員数が188人になっています。この1名
の違い。

1回目の質問は以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議の途中ではありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午後2時25分。

（午後 2時10分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 2時24分）

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 川島議員からのご質問のうち、私からは3点お答えさせて
いただきます。

まず、1点目でございます。事業再構築検討委員会の委員の中の女性委員の数でござい
ますが、委員総数16名のうち2名が女性委員でございます。

2点目でございますが、地方交付税の予算上の見方でございますが、議員おっしゃると
おり、かたみに見えているというご指摘のとおりでございます。というのは、地方交付税とい
うのは申すまでもなく、財源の非常に大きな部分を占めているところではございますが、合併
算定がえもそうですけれども、制度の変更といいますか、改正も毎年のように新たな考えに
のってきたりですとか、地方創生の部分、そういったものの要素等を加味いたしまして、確
実に見込まれる部分を当初予算に措置をして、状況によってその確定したもので増額すれば、
それはそれで財源といたしまして、その年度中の事業執行に充てるというような、そういう
予算組みをさせていただいているところでございます。

3点目は、空港周辺対策交付金の関係でございます。予算比較といたしますと、平成26年

度、27年度1,000万円減ということでございますが、空港周辺対策交付金につきましては、成田空港株式会社から交付されているところではございますが、普通交付金と特別交付金に分かれるということはお承知のとおりでございますが、本年度1,000万円減になったものは、その普通交付金、特別交付金のうち、特別交付金は予算上でございますが、1,000万円減を見込んだところでございます。

特段、この事業が減となったからというところではございませんが、その特別交付金の対象となる、例えば項目でいうとまさに騒音障害防止の直接用に供するところの、例えば共同利用施設の改修工事であったり、空港に関連する道路、消防、農業施設等、特別交付金の算定基礎となる事業、これらをNAAに申請し、それを精査いただいた上で交付を受けるという段取りになっておりますが、総体的な27年度の事業の精査等でこれも予算上かたく、確実と見込まれるところを予算措置したということで、結果としては数字としては1,000万円減となっておりますが、これは引き続きこれまでと同じように、空港周辺対策交付金は非常に大きな町にとっての財源でございますので、該当する事業については所定の手続をもって、今後もいただけるように事務処理を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、私からは、固定資産税が近隣と比べてどうかということについてお答えさせていただきます。

固定資産の評価につきましては3年に1度行っているわけでございます。ちょうど来年度が評価がえの年でございます。この評価につきましては、国の総務省から出ております固定資産評価基準というものがございます。それに基づいて評価するわけでございます。それに基づきまして今回評価した結果、土地については不動産鑑定も行い、若干減、家屋についても再建築家屋は若干上がっているんですが、経年減価で減、それから償却資産については、新たな投資が少ないということと、それから資産価値の減と、そういうことで総体的に減額になっております。

これが近隣と比べてどうかということは、先ほど、さきに言いました土地の評価基準というのがございますが、これは全国一律この基準に基づいて評価しておりますので、近隣の市町村についても同様に下がっていると思われます。

以上であります。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、産業振興課のほうからは、地域園芸活性化事業の詳細についてというご質問でございますが、この事業につきましては千葉県の補助事業でございます新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業、こういう事業がございまして、これを活用するものでございます。

事業主体の要件としましては、農協や生産組織、認定農業者等ございまして、補助率は認定農業者等が4分の1、生産組織が3分の1ということでございまして、27年度の申請件数は4件でございます。補助率は4分の1、施設園芸でございまして、トマトの栽培の鉄骨ハウスですとか、あるいはまた果樹棚であったり保冷库、こういったものを27年度に実施するというふうな予定になっております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうから、電動生ごみ、一般ごみ、それと消防関係で水槽車、この3点についてお答えさせていただきます。

まず、電動生ごみにつきましては、まだやるのかということでご質問だったと思いますが、実は23年から始まっておりまして、23年に3件、24年に5件、25年に4件、本年度2件の申請がありまして、補助金を交付させていただいております。

25年の時点で、当初予算では10基分をとってあったんですが、申請件数も少ないということで、26年度予算からは5基分ということで減額させていただいております。今、課内でも、実際に電動生ごみ処理機の処理できる量が太分少ないということで、本当の核家族、一人世帯、そのような方にしかうまく対応できないというようなものですので、これにかわるものについて今検討させていただいてるという状況でございます。ですので、これを廃止して新たなものを考えるのか、これを存続しながら、そういう一人世帯ですとか、少人数の世帯の方の対応もできるようにしながら次のものを考えるのか、これにつきましてはちょっと今検討中でございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

次に、一般ごみの粗大ごみの格差ということで、議員おっしゃるとおり、山武環境は10キロ当たり100円、匝瑳環境は100キロ当たり400円ということで、同じ10キロ当たりに直しますと、1,000円と400円ということで2.5倍の格差がございました。しかしながら、一部事務組合が我が町1団体でやっているわけではなくて、ほかに構成団体がございますので、この格差につきましてはほかの構成団体と調整しながら、できるだけ近づけられるように要望させていただければと思っております。

次に、水槽車でございますが、これの水槽車を配備したときの職員の育成をどうするのかというお話だったと思いますが、基本的に一般の普通車両の免許を持っている職員であれば一応運転できるということを想定いたしまして、総重量８トン未満におさえるような仕様書で考えております。しかしながら、何分、一般のトラック等に比べては大がかりなものになりますので、その辺につきましては今運用として役場消防隊、それからうちのほうの消防主任、これらを中心に運用していただく予定をしておりますので、職員の人選並びにその育成については、今後問題のないように行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 私からは、予算書の186ページ、エの昇給の欄でございます。前年度、職員数、昇給に係る職員数、ここの数字が合計で187名になっております。それが議員のご指摘によりますと、先ほどご可決いただきました補正予算、37ページ、２の一般職、その中の（１）総括、補正後、補正前の職員数が188名ではないかというふうに、１名違うんじゃないかというご指摘だったと思います。それにつきましては、この補正予算書の対応する表につきましては、新年度予算183ページの表があるかと思ひます。ここに同じ表があると思ひます。ここに、前年度188名という数字が入っていると思ひますので、ここの数字は一致するということになります。そして、この186ページ、なぜ１名少ないかといひますと、この186名の中には教育長が含まれております。教育長は昇給する職員に含みませんので、ここの186ページのエの昇給の欄につきましては、１名減の187名という記載になっております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○９番（川島富士子君） ありがとうございます。

２回目の質問をさせていただきます。

今、総務課長から、ありがとうございます。私の勘違いもありました。

今度、新年度、本年度終わるわけですけども、何名の職員さんがご勇退されて、新しく新年度は何名の方が入るかというのがわかれば教えていただけますか。

それと、企財課長、るる、ご答弁ありがとうございます。

今度、総合戦略でワーキングチーム、今年度中に人選して段取りを考えていくんではないかというふうに思ひますけれども、平成27年度から進められるように、もう今から頭を本当

に大変な思いをしてお考えになっているかと思えますけれども、ぜひ女性職員の方を、子供・子育てではないですけれども、本当に女性の声を多く取り入れていただくために、2名と言わず、何かお考えがあるか、多くの女性職員の人も入っていただければというふうに思うんですけれども、その辺のご見解をお聞かせください。

あと、マイナンバーも10月からナンバーの通知を行うと思えますけれども、内容を知らない町民がまだまだすごく多いと思います。本当にこの制度を円滑に始めるために、生活の利便性向上につながる点を町民の皆さんに広く広報して、その意義をまた理解してもらう努力が必要かと思えますけれども、開始に向けた広報活動の強化というのに対してどのようにお考えか、お聞かせください。

それと、これは要望なんですけれども、25ページにあります広報よこしばひかりなんですけど、今、実は横芝光町の若者がいろいろ工業団地とかいろんなところに行っておりますけれども、ここのところ町長に、実際ブラック企業というか、労働基準が余りにも長いとか、すごく悩んでいる人が実際にいるということをお耳にしているかどうか。ぜひ、もし可能であれば、ブラック企業で困ったら、労働条件相談ホットラインというのができました。こういうのができましたので、昨年9月にできました。ぜひ広報にこういうのを載せていただいて、結構、どこに相談していいかわからないということで私どもに連絡来る方もおりますので、ぜひそこのところをご検討いただきたいなと思います。

あと、環境防災課長、本当に親切丁寧に検討していくということでありましたので、お願いいたします。できましたら、これ、検討の一つに、旧横芝町でやっていたコンポスト、安価で、非常に今でも使っているご家庭がありますので、ここのところの費用対効果というか、そこもしっかり調査をしてご検討いただければなというふうに思います。

39ページでありますけれども、1つ漏れました。鈴木克征議員さんからもありました多面的機能支払交付金事業負担金でありますけれども、すみません、ちょっと私、どういう事業かよくわかっていなかったんです。ですから、わかりやすい説明と、この5地区というのがどこなのか教えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 私からは、来年度の採用関係ということでご質問をいただきました。

今、予算の審議でございますので、予算上の計上ということでお話をさせていただきます。一応、予算上は、退職者5名、新規採用者8名で予算計上しております。実際の採用につき

ましては、ちょっと差異が出るかと思いますが、予算上はそういうことでございます。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 総合戦略のワーキングチームというような説明をさせていただいておるところでございます。それと、事業再構築の女性委員との、いわゆる女性の声をどのように生かす考えがあるかというご質問でございます。

事業再構築検討委員会については、もともとが委員の選出として、各課の班長あるいは主幹職という中から選んだ関係で、どうしても女性委員の割合が少なくなっているのはやむを得ないところではあります。議員おっしゃっていただいた総合戦略を策定するに当たって、創生本部とそのワーキングチームを考えているというふうに一般質問でお答えさせていただきましたが、そのワーキングチーム、まだ案でございますが、その中に例えば若者結婚出産チームとか、移住定住促進チームとか、いろいろなアイデアがあるんですが、その中にまさに今申し上げました結婚出産というのが一つ地域創生の大きなテーマになっていることから、そういうワーキンググループの中に当然若い女性といいますか、まさに世代の真っただ中にいる女性職員等を中心に人選をして作業を進めたいというふうに個人的には考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私からは2点お答えをさせていただきます。

まず、マイナンバー制度の生活にどうやって取り組んでいくかという部分のご質問がございました。

これについてはいろんな各課で、いろいろと対応はこれから進められていくものであるのかなというふうに思っていますが、せんだって、私も含めて講習会を行いました。そういった中で、これを実際に利用した運用というのは、まだ2年、3年時間があるということでございました。とりあえず、まずマイナンバーを国民の皆さん一人一人につけるということがまず最初の事業でという話を聞いておりますので、今後、国のスケジュールに合わせた中で、今後町民の皆さんにも周知しながら、どのように便利になっていくかという部分を含めて周知してまいりたいと考えております。

それとまた、広報にそのブラック企業の云々という問題でございますけれども、おっしゃるとおり、これは一つの社会問題にもなっておりますし、これからそうした部分においては、今の段階では法律相談ですとか、いろいろとそういうような人権相談ですとか、そういう部

分もやっておりますが、若い人が直接ここに行つてという話もなかなか難しいでしょうし、広報に取り上げる部分については前向きにというか、出してもいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうからはコンポストの関係で、議員おっしゃるとおり、合併前の旧横芝町それから旧光町でもコンポストの補助金を出しておりました。最近では、隣の匝瑳市さんはいまだにコンポストの補助金を出しております。実際これだけごみの量が出るこの地域では、電動生ごみよりも恐らくこのほうが効果的であろうということで、今、課の中でも検討させていただいておりますので、当時どうして廃止になったのか、その辺も含めて検討させていただいて、より効果の上がるものを検討させていただければと思っています。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、多面的機能の支払い事業、これについてご説明を申し上げます。

まず、どこの農業集落においても、共同で草刈りであったり、それから水路の泥上げであったり、こういったことをしております。本事業についてはそういった取り組みに対しても、国・県、町からそれぞれ割合に応じて交付金が支払われるといったような事業でございます。現在取り組んでいるところは、小堤、それから篠本・新井、二又、入、小川台、こういった5地域で取り組んでいるところであります。また、今、新規に取り組もうとして相談に来ているところが木戸台、北清水、もう1地区ございましたけれども、3地区のほうからご相談に来ているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 3回目で、すみません。

まず、漏れたのもありまして、これから今期定例会終わりますと、来月、町議選もあります。また、国政やら来年は町長選もあると思いますけれども、町の投票率を上げるために当局はいろんな角度でご検討、ご研究されているところだと思いますけれども、本当に簡単なことなんです。結構この田植えの準備時期とか、おうちの中にいない人もおりますし、広

報を見ない人も結構いらっしゃるというお話でありますので、広報車を結構、随分まめに回っているというくらい、スピーカーで回っていただくのが一番いいんじゃないかなとふだんから思っておりましたが、そのところのご見解を伺いたいのと、福島さんにおかれましては会計管理者ということで、女性唯一壇上にいていただけてすごく心強い限りでありましたけれども、日々、日報をつけていらっしゃるのではないかというふうに思うんですけれども、つけている日報の中からこの横芝光町の見えてくるもの、何かお感じになっているものがありましたら、ぜひお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、マイナンバー制度でありますけれども、個人情報の漏えいとか、まだまだいろんな課題、考えなくてはいけないこと、これからたくさん出てくるかと思います。ただ、そういった心配が先に一人歩きしてはいけないと思いますし、何といったって、このマイナンバー制度、12桁の数字を付与ということでありますので、混乱はあろうかと思います。とにかく、制度開始に向けて、当局におかれましては万全の体制を整えていただきたいというふうに思います。

それと、町長にもう一つ、いつもいつも思っておりました特別会計等の繰出金です。

18ページを見てください。資料の18ページです。特別会計は、決まった仕事をやるための支出を特定の収入で賄うために一般会計から独立して設けられた会計です。本来、一般会計から助成を受けることなく、独立して収支が成り立っていくはずのものです。ただ、特別会計が赤字になるのを防ぐために、言ってみれば穴を埋めるためだけに使われているものも少なくないと思います。わざわざ特別会計を設けて、一般会計とは一線を引く意味がなくなります。特別会計は其中で採算をとることが原則でありますことから、町長はどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

それと、最後の質問でありますので、松下幸之助氏はこのように言っています。「仕事には知恵も大事、才能も大事。しかし、もっと大事なことは些細と思われること、平凡と思われることも疎かにしない心がけである。」と言われております。チーム横芝光の職員の皆様にお願いです。生活現場にどんな小さな声もおろそかにしない、すぐやる課を目指し、人に温かいサービスを前進させていっていただけますよう、心からお願いを申し上げます。

それでは、答弁を伺って終わります。

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私からは、選挙の関係の広報関係につきましてご答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、昨今、投票率が低下傾向にあるのは否めないところでございます。そんな中、投票率の向上というのは民主主義の根幹をなすものでありますので、非常に大切だと思っております。先ほど、広報車で回ったかどうかということをご指摘をいただきましたが、それらを含めまして、あらゆる機会を通じましてこの統一地方選挙、またその後にもございます選挙につきましても広報に努めてまいりたいと思いますので、ひとつご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） では、私は特別会計の繰り出しについてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、この特別会計、どれをとっても公共性が大きいものでございますし、また大体が法定の中で、法律に基づいて繰り出しをしているわけでございます。また、法定外に出しているのは、国民健康保険特別会計の一部ですとか、多分、東陽病院の繰り出しも法定に入るのかな、一部これに入っております。

いずれにいたしましても、町民にとって欠くことのできない事業でございますし、これを単に赤字だからといって五月雨式に垂れ流しで出しているわけでは決してございません。日々努力を重ねて、少しでも減らそうというような努力もありますし、特に東陽病院、病院会計におきましての繰り出しについては、いかんせん本当に言いわけがましいんですが、医師の確保の難しさ、また看護師の確保の難しさ、これもぜひ今後とも抜本的にどのように解決ができるかという部分も今後研究を重ねていきたいと思っておりますし、たまたま一昨年の10月から院長が千葉大第一外科から外川先生に来ていただきまして、積極的な病院経営に乗り出していただいております。ごらんのようにとりあえず予算の状況の中では4,600万円ほど繰り出しが減っていると、これをせんだって院長との個別の会議の中で、ぜひこれを3億円台にしてくれと強くお願いをして、最大限頑張って努力をしていくという院長からのお話も聞いております。この4月からは、常勤の内科医が自治医科大学からもう一人男性の医師が入る予定でございます。必ずやその約束を守ってくれるような状況になるのではないかと考えておりますが、今後も町民の健康、またそれぞれ安心・安全のための部分の介護保険にしろ、国民健康保険にしろ、後期高齢者にしろ、その部分についても今後しっかりとした運営ができる努力を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 会計管理者。

○会計管理者（福島美代子君） 申しわけありません。日々日報はつけておりません。

私の立場から言わせていただきますと、この中で女性管理職が1人ということですが、やはり同じ立場の女性職員がいたほうがいろんな相談やらお話とかもできてよかったのかなと思います。まあ人事のことですので、女性職員を多くしていただくのは総務課の皆さんに頑張ってもらいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、私からは、総務常任委員会を除いた他の委員会、産建、民文の範疇からご質問させていただきます。

それでは、まず資料のほうからお尋ねします。資料の29ページ、民生費、社会福祉協議会運営費補助事業、今年度は193万7,000円の減額で3,692万円、まずこれが、スタッフが、正職員が何名なのか、臨時が何名なのか。下のほうのシルバー人材センター、毎年毎年、508万円で、シルバー人材センターは今、一般社団法人化ですか、法人化のシステムがかわりまして、ああ、公益か、一般かを、どちらかの法人化の動きになっておりますが、基本的には、基本的にといいましょうか、情報公開というのが義務づけられております。当然、ホームページ等でも公開をされております。ことしは私も見ておりませんが、昨年は残念ながら、どこかの決算書の本文か何か、市からの補助金というような、悲しいかな、どこの市なのかなと思いましたが、やはり余りなれていないせいか、悲しい決算書でありました。

内容も、執行部の皆さんよく精査されているかと思いますが、例えば常勤の会長さん、非常勤の何々と細かくありましたけれども、その辺の見直しをされているのかどうか、ホームページから、たしかPDFか何かでなっていてダウンロードするときっちり見えますので、この508万円の理由。

それと、31ページ、地域活動支援センター指定管理料1,434万1,000円、下から2行目の地域活動支援センター事業費653万8,000円、この内容を教えてください。

続きまして、32ページ、町立保育所事務費、下段というか、下から3行目なんですけれども、今現在、保育士、用務員、業務委託料、3,723万5,000円、この内訳、何名の方がお勤めなのかを教えてくださいと思います。

33ページ、町立保育所通園バス運営補助事業、昨年から見ると2万7,000円、ほぼ同額で511万4,000円、大総、横芝、上堺、おのおののバスの利用者数を教えていただきたいと思います。

それと、その下の、すこやか保育支援事業の予備保育士設置事業補助金、こちらも1,666

万3,000円、何名なのかお願いいたします。

それから、下段に近い、今度新たに横芝第2児童クラブ、白浜小学校児童クラブを新設ということですが、この四千三百数十万両方かかりますが、この辺は補助金がどのようなものを利用してやるのかお聞きしたいと思います。

それから、38ページに移りまして、最上段の、産業まつりが毎年盛大に行われております。そんな中で、21万円、微増ではありますが、この理由。本当に盛り上がっております。そして、どんどん盛り上げていただければありがたいんですが、微々たるといいたいしょうか、少ないんですが、この増額の理由を教えてくださいたいと思います。

それと、以前にも聞きましたけれども、これ毎年毎年、39ページの商工費、中小企業振興資金利子補給事業、先ほど生ごみの処理機のあれもありましたけれども、毎年減少しているんですね。減少理由は私もわかっておりますが、当然、市中金利の率下げとかで、町がその利子補給するという、何といたいしょうか、価値というか、あれが減っちゃっているんですね。その辺の見直しを今後考えているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

その下の、消費生活相談員の報酬、そして司法書士による消費生活相談の委託料なんですが、この実態、それをお教え願いたいと思います。

それから、最下段の「よこびー」のグッズ、そして観光協会の運営補助金が大幅に増額されているのは、私は非常にありがたいことだと思います。その辺の、簡単で結構ですが、理由ですね。

続きまして、40ページ、海水浴が年々利用者がなくなってきて残念なことです。昨年から見ると32万1,000円の減額ですが、ことしも1,085万7,000円という予算がつけられております。もちろん、これは海水浴を開くという前提のもとの予算かと思いますが、これは町長に、今後の方向性といいたいしょうか、そのお考えをお尋ねしたいと思います。

それと、同じく坂田梅林の、これは皆増で保全維持管理委託料、この内容をお教え願いたいと思います。

続きまして、41ページの橋りょう長寿命化修繕事業、1,100万円、これはどのような橋が対象なのか、またその数がわかれば教えてくださいたいと思います。

続いて、43ページ教育関係についてお尋ねしたいと思います。奨学金を利用されている方が、中段ですが、現在、大学生は9人のみという意味でしょうか、これは、大学生が9人のみ。新規の見込みがということですが、奨学金というのは本当にありがたいシステムかなと思いますが、始まってからのその流れというか利用者というか、使っていただい

る方というのがわかれば教えていただきたいと思います。

それと、もう２段下の中学校教育活動補助金、これはどのような教育補助金なのか、内容、２校分100万円、これを教えていただきたいと思います。先般も中学校の卒業式がありました。校長先生から説明を受けた中で、町長も、教育長も行かれましたけれども、長欠がことは非常に多いんだという校長先生の口から説明がありました。悲しいかな、横芝中ですが、141名の卒業生がめでたく卒業されましたが、どのような理由か、９名の卒業生が呼名されましたが欠席をされたのは、教育長も現場にいらっしゃったのでおわかりかと思います。そんな中で、やはり心の教育相談員とか、その辺を支援する体制をどのように、金額的に２名の方が今109万円でやっていただいている、非常にありがたいと思うんですが、予算もそうですが、教育長は今後そのような本当に非常に難題だと思いますが、今後どのようにお取り組みになるかご所見を願いたいと思います。

それから、その下の学習支援補助講師、特別支援教育支援員、1,902万円、これの内訳、多分、子供さんの少ない学校にその補助として行かれている先生方とかその辺だと思うんですが、その内容を、教育課長お願いしたいと思います。

その下、モデル指定校学力向上事業、ことしも10万円で、モデル指定校として学力を向上するという目標を持ってやられていると思いますが、これがどの学校なのか、またその内容といいたいでしょうか、その方向性といいたいでしょうか、その辺を教えていただきたいと思います。

それから、図書館の関係で社会文化課長にお尋ねしますが、読書指導員事業205万円、これは今現在何名なのか。

それと、その下の図書館カウンター業務委託料646万円、これもどういう形で、何名で、委託されている会社というか、相手先から何名派遣されているのか。

それと、その下に例年約2,000万円、ざっくりと、ことは100万円減りましたが、1,935万円、図書・視聴覚資料購入、今、執行部の方々に利用されているかどうかわかりませんが、電子図書というのがあります。非常に便利で、ある公立の図書館でも、テスト的にかもかもしれませんが、というかテスト的なんです、その電子図書の採用、検討しているところもありますけれども、その電子図書に対して今後どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

それから、下のほうの横芝B & G海洋センタープール監視業務委託料375万8,000円、これは夏だけの利用かと思いますが、大体これ横芝のB & Gのプールって何名ぐらい利用されているんでしょうかね、その辺もお尋ねしたいと思います。

あとは、本当の最後で、46ページ、給食関係なんです、学校給食賄材料購入が若干少な

くなっておりますが、今年度は何食を予定してこの金額なのか、また1食当たりの原価、食材の原価で結構です、光熱費等は結構ですから、原価なのかお願いします。

以上、最初の質問です

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私からは、海水浴の開設についてお話をさせていただきます。

毎年ちょっと議題には上がるんですが、これについては地元地域または観光協会、いろいろと今後協議して、エリア等、行政からの一方的なあれもできないのかなという部分もございいますが、ただ、今後の観光資源のあり方について抜本的な考え方もこれから詰めていかなければならないんじゃないかという考え方の中からはいいますと、やはり一考の余地もあるんじゃないかという部分もございします。今後、検討を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

○福祉課長（宮菌博香君） それでは、ただいま森川議員のほうからご質問のありました福祉課関係6つの質問に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目、29ページの社会福祉協議会運営費補助金のところなんですけれども、職員数についてということでありました。一般の社会福祉協議会の職員につきましては5名でございます。そのほかに、町から局長が派遣で1名行っております。そのほかに、居宅介護支援事業所ということで、正規の職員が2名、臨時職員が1名でございます。しかしながら、この補助金の中には居宅介護支援事業所の人件費等については入っておりません。

次に、シルバー人材センター活動支援事業の関係でございます。このシルバーの会計状況の見直し、公表ということでありました。これにつきましては、シルバーも別の法人格を持っていますので、このようなご意見があったということをお伝えしたいと思っております。

次に、資料の31ページの地域生活支援事業のうちの地域活動支援センター指定管理料の関係でございますが、これにつきましてはたんぼぼの指定管理を町福祉協議会が行っているものであります。それで、運営費としてのものでございます。職員につきましては、社会福祉協議会の正規の職員が2名、そのほかに臨時の職員3名をそれぞれシフトを組んで採用し、使っている状況であります。

次に、下から2番目の、地域活動支援センター事業費についてお尋ねがあった件であります。これにつきましては利用者9名で、地域活動支援センター、要するにゆりの木に通っている人、また地域活動支援センターⅡ型ということで、デイサービスでマーガレットホー

ム等に通っている人、これらについてはいずれも基本的事業や、機能強化事業に取り組んでいるということでご理解を賜ればありがたいと思っております。

次に、資料32ページの町立保育所事務費で、保育士、用務員業務の委託料の数ということですが、これにつきましては、保育士を9名、用務員を2名ということの積算で計上してあるものでございます。

次に、33ページの町立保育園通園バス運営補助金の中の、利用者はというご質問でございますが、来年度につきましては、各保育所のバス運営委員会のほうから上がってきた数字によりますと、大総保育所については利用見込み者が5名、横芝保育所については4名、上堺保育所については5名ということでございます。

次に、同じく33ページの、すこやか保育支援事業の関係でございます。その人数はということなんですけれども、人数につきましては現在把握しておりませんが、これにつきましては予備保育士の設置事業補助金ということで、日吉保育園、光町保育園、光町中央保育園、フタバ保育園、白浜保育園の予備保育士の分と、あと特定乳幼児受け入れ、要するに障害者等でございますが、それについての光町保育園と光町中央保育園分でございます。

以上、雑駁でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤圀樹君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 森川議員の長欠ということについて、私のほうから答弁させていただきます。そのほかについては、教育課長のほうから答弁させていただきます。

長欠でございますが、確かに当町では大変多いという話はされるわけですが、私がここにお世話になってからの3年間について申し上げますと、初年度、私、途中からであったわけですが、39名、そのうち不登校と呼ばれるものは23名、ですからその23名以外は病気とか、そういうお休みです。それは長欠に含みませんので、それはあらかじめご了解願いたいというふうに思います。

それから、25年度が減りまして、37名、不登校と呼ばれる数が26名、今年度は現在まで14名、うち12名、ですから横芝中、先日話ありましたけれども、それを除くと残り3名というのが今の現状です。つまり、この3年間の間に、徐々にではありますが、学校、保護者、家庭含んで、そういう支援・援助があつてそういうような状況が生まれているんだろうというふうには思っております。特に、学校を例えば1日休んだ場合には、家庭連絡はもちろんです。2日目も同じような体制が組まれるだろうと思いますが、3日目等になった場合には、1つの例でございますけれども、家庭訪問を欠かさないという形はとっているのが、全てで

はありませんけれども、そういうような教育委員会としての方向性は示しております。

それから、サポートといいますか、いじめの原因なんですけれども、これにつきましてはありますが、一つ、欠席のリーフですが、いじめというものについては現在把握はしていません。ないというのを受けております。ですから、そのほかには、例えば学業上の不安とか部活動の不適應、これは否めない事実だろうというふうに思います。と同時に、例えば中学校等へ上がった場合に、上級学校への進学による環境の変化、これはあると思います。

現在の森川議員が指摘された３年生の欠席は、１年生のときは５名だったんです。それが途中から少しずつふえていきまして、２年生の段階で約倍になっています。そういうような現状があります。ただ、その学年だけなんです、今現状は。ですので、そのほかの学校等、学年等につきましては、そういうようなことが解消されつつあるということだけ、現状申し上げておきたいというふうに思います。

それから、サポート体制ということでございますが、今現在行っているのは、先ほども申し上げましたけれども、学校はもちろんです。これは受け持ちを筆頭にということになるわけなんですけれども、それだけではなくて、学年、それから生徒指導担当、職員会議、そういう等々を通じてサポート体制を組んでいくのはもちろんなんですけれども、それと同時に、教室という場所を拒否している子供も当然いるわけですね。そういう場合には保健室登校を含めて、そういうサポート体制を組んでいるということが今現在とられていますし、場合によっては保健室だけではなくて、相談室等での指導を加えているというものでございます。

最終的には、心の教室というのが町民会館の２階にもあるわけなんですけれども、そこに子供たちが登校しているという現実もあります。その子供たちは横芝中学校、例を出して申しわけないんですが、卒業式当日、名前を呼んでも立ち上がれなかった子供たちは、当日の午後、全て卒業証書をいただきに来たということで、校長からもその報告は受けておりますし、ある子供数人からも、直接教育委員会のほうへ来まして、卒業証書をもらいましたということで、私どものところに提示をした子供もいるということもつけ加えておきたいというふうに思います。

一つ例に出して大変恐縮ですが、横芝中学校のこの卒業生です。一つ例を出していいかどうか分かりませんが、あえて例を出させていただきますと、小学校時に欠席なしでした。それが、ある受け持ち等を通じて、休んだ日には必ず家庭訪問しました。お母さん、お父さんは仕事に出ちゃっていますので、そこにはおばあちゃんがいると。おばあちゃんとその子と３人で、休むたびに話し合いを進めてきたという現実があります。その子は、教科的

には理科等が大変好きでしたので、そういうものを大事にしながら、小学校時代はずっとつき合ってきたというか、学校がそれだけの誠意を見せて努力してきたということだろうと。

ところが、中学校へ行ってあるときに、これが家庭的な問題等もありまして、不登校になっていったという事実があります。ただ、その子が不登校になりつつも、救われたことは、例えば理科が好きだとか、その先生がこうだということがありましたので、中学校の２年生の後半に立ち直りました。立ち直ったといっても完全に立ち直ったということではありませんけれども、その学校の支援、周りの支援があって立ち直りかけまして、３年生になったときに自分が自覚をしました。ある先生が、まあ一つの言葉がきっかけなんです、僕も何とか公立高校へ行きたいという希望をもちまして、その公立高校への進学を、自分は今まで休んできた中で、行けないんじゃないかという不安を持っていたんですが、あることがきっかけで僕も行けるんじゃないかという、持ちまして、そこから意欲を多少持ったというものでございます。それで、その子が高校へ行まして、生徒会長まで上り詰めたというところでございます。

それで、先日私のほうにも報告に来たんですが、三井造船千葉に就職するというような形で、その子供が教育委員会のほうに報告に来て、卒業証書とそれから山武警察署からの表彰状かな、それを持って来たという現実もあります。ですので、それなりに学校、地域が頑張ってきているということだけは否めない事実ですので、少しずつ頑張っていきたいというふうにも思っておりますので、ご支援、ご協力をお願いしたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、教育課の担当の部分をお答えさせていただきたいと思えます。

まず、資料の33ページの、児童クラブの施設整備、この事業の財源でございますが、県費補助金を受けながら、社会福祉基金、それと一般財源等をもって建築をするという考えであります。

予算書の25ページをごらんいただきたいんですが、予算書の25ページに、15款県支出金の2項2目2節に児童福祉費補助金、この説明欄の下から2つ目、放課後児童クラブ整備費補助金というものがございます。これがこの児童クラブの建設に充てるべき、県から頂戴する予定の補助金でございます。これは基準額の3分2、県からいただきますが、その県から支出した部分では、後々国費が県に対して交付されるということでもありますので、言ってみれば

ば国の間接補助金もいただいているということになるかと思います。

続きましては、奨学資金の貸付制度でございますが、資料の43ページ、教育費の中の上から2つ目、奨学資金事業というところでございます。これ、平成23年4月から貸付制度を始めたものですが、現在まで14名の方が奨学生として決定を受けて、中にはご卒業されている方もいらっしゃいます。ほぼ大学生でございますが、1名だけ高校生がいらっしゃいました。

続きまして、中学校の教育振興の補助金でございます。これにつきましては、部活動の推進と生徒への進路指導のための経費ということで、大きくは2種類に分けてございます。部活動の中では、いろんな競技団体の登録費用ですとか参加費用ですとか、そういうものを支出してございます。進路指導の関係では、先生方が子供たちに直接指導をするための進路指導資料もこの中では購入できるということになっているものであります。あと、体験学習ですとかそういう部分のときの雑費等もこの補助金の中で賄っていただいております。

続きまして、学習支援補助講師と特別支援教育支援員ということですが、学習支援の補助講師は町の設置要綱がございまして、その中では複式学級の解消というところを主な目的にしておりますので、小学校教員の免許を持った方を町が直接採用をして、複式学級の学校へ配置をし、各学年ごとの事業展開ができるようにしているという内容でございます。

それと、特別支援教育支援員ですが、これは今まで介助員と言っておりました特別支援を要する子供たちのための介助員、これが11名。すみません、先ほど、補助講師の人数を言い忘れましたが、補助講師は2名でございます。補助講師2名と介助員11名でございます。

モデル指定校の学力向上事業でございますが、2校、26年から指定をさせていただきました。横芝小学校と日吉小学校でございます。27年は2年目になりますので、公開授業等も、昼間公開の授業等もやっていただいて効果を見てみたいなというところで考えております。その後もそれらの成果を踏まえまして、町内の学校に新たにモデル指定をふやしていくという考えも持っております。

それと、資料の46ページ、最終ページになりますが、学校給食賄材料購入事業でございますが、これにつきましては、総数で年間延べ37万2,000食、これにつきましては児童生徒または教職員に配ります給食以外にも、検食用ですとか、それと衛生基準で食材の保管を義務づけられておりますので、それらのものも含めて約37万2,000食でございます。単価につきましては、保護者の皆さんにご負担いただく給食費をもって賄い材料を購入する、それは子供たちが食する分だけですが、それに検食等は一般財源をつけますけれども、1食当たり小

学校で270円、中学校で300円という単価になっております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 私からは、資料の45ページ、図書館の関係とB & G海洋センタープールの利用実績、この4点だったと思いますが、初めに、図書館事務費の読書指導員の人数というご質問でありましたが、延べ人数ですが、現在13名でございます。

次に、図書の貸出管理事業の図書館カウンター業務の派遣人数でございますが、これについては平日が2人で対応しています。それから、土日、祝祭日については3名、加えて夏休み期間中でございますが、平日が3名、土日等が4名で対応しております。

それから、その下の図書資料の購入事業の中の、電子図書の採用の考えはというご質問だったと思いますが、たしか昨年も同様のご質問をいただいたと思います。都市部と違いまして、我が図書館の利用客の中では、現在そういった声は上がっておりません。ただ、今後そういう需要がふえてくれば、また導入に当たっての利用等関係機関も含めて対応を考えたいというふうに思っております。

それから、最後に、B & G海洋センター運営事業のプールの利用実績でございますが、今年度、平成26年度、期間は昨年の7月、8月の2カ月に限られますけれども、人数は2,987人でございます。ちなみに、昨年度、25年度の実績を申し上げますと、同じく7月、8月2カ月間の利用で3,318名の利用でございました。今年度については若干人数は減っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議の途中ではありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午後3時45分といたします。

（午後 3時31分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時44分）

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議を続けます。

産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、森川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、38ページ、産業まつり補助21万円の増の要因でございますけれども、昨年の産業まつりにおきまして、文化会館からあるいは東陽小学校からシャトルバスを運行しておりましたけれども、文化会館から横芝光インター北側の町有地等、そこを経由して会場に来る予定でしたが、文化会館で満員になってしまい、横芝光インターから乗れなかったお客様がいらっしゃったといったこと、それからまた運転手さんの休憩時間、12時から1時、この辺が空白時間帯になっておりますので、それらをカバーするために3台、ワゴン車ですけれども、それを用意するための増でございます。

次に、39ページの利子補給事業の減少といったことでございますけれども、実際にここ数年、借入件数、借入金額については変動ございますけれども、大体10件から12件ぐらいで推移はしてございます。また、先ほどの26年度補正予算で減額いたしましたけれども、これについては繰り上げ償還ですとか、そういった方がいらっしゃって減額になったというふうに考えておりますので、今のところ見直しは考えていないところです。

次に、消費生活相談、この実態でございますけれども、ここ数年減少傾向でございます。特に26年については1月までで62件、非常に少なくなっている、昨年約100件でしたけれども、その6割程度になっているということで、27年度については、これまで週2回開催していたものを週1回にする、それから司法書士さんの相談ですけれども、これを隔月にするといったことで考えております。ただ、消費者被害を減少させるために出前講座等を活用して実施してまいります。

続いて、「よこびー」グッズの増でございますけれども、これは県内各地あるいは郡内で行われているイベント用にPR物資、ポケットティッシュあるいは絆創膏等を作成する費用でございます。なお、金額については64万8,000円を予定しています。

あと、観光協会の増の理由ですけれども、今ある観光パンフレットがもう非常に少なくなっておりましたので、27年度において新たに2万部作成する予定にしております。この金額が151万2,000円でございます。

あと、坂田梅林の委託料の内容でございますけれども、これについては草刈り作業、これは7,100平米ほどあるんですが、これを年4回、それから薬剤散布防除、それと枝の剪定、さらには木の根元の周辺に肥やしをまいたり、そういった作業を予定しております、150万円といったことになってございます。

以上です。

○議長（伊藤園樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、案の概要の41ページの一番下段のほうの、橋りょう長寿命化修繕事業についてでございます。

まず、点検のほうでございますけれども、当町には227橋ございます。この点検の詳細を平成30年度まで実施せよということで決まりましたので、今年度から順次行うものでございます。平成27年度は橋の長さ15メートル以上、11橋を実施するものでございます。

次に、設計業務でございますけれども、平成25年度に橋りょう長寿命化のほうの委託を行いまして、その簡易点検でございますけれども、その点検に基づきまして平成27年度は南川岸橋と同じ地区内のほうの無名橋2橋、計3橋を修繕設計するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） では、2回目は短くやります。

福祉課長からは詳細に頂戴しましたので、問題は、先ほども雑談の中でもありましたけれども、バスが合計14名の利用で約五百数十万ということで、例えば私はプロのドライバーがやったださる、今、町で昨年から始まったデマンドを利用して、その辺をやれば経費的にも、親御さんもプロのドライバーに預けられるという安心感もあっていかなかなと思います。確かにバスの運営委員会というのはそれぞれ存在いたしまして、そこでの運営ということになっておりますが、いかんせん、バスの運営委員会ではなかなかハードルの高い問題ですので、そこは行政のリーダーシップを発揮されて、そこに運営委員会も一緒にということにしたいんですが、それは町長にその方向を、課長からはお答えにいかと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、教育課長から学童の4,000幾らずつの分は、補助金がかかなり出るからやるということで、これはすばらしいことだと思います。まちづくりにはやっぱり子供さんを非常に大事にするという姿勢はすばらしいと思います。

産業まつりのあれも産業振興課長からはお答え願って、要は予想よりも盛況だったという捉え方ですね、当然ね。ありがとうございました。

きょうの余談ですが、いただいた地下水の中でもP D C Aの話が載っておりましたので、産業まつりの、ああ、これはもうやる気があるんだなというのを非常に感じます。よろしくお願いします。

坂田関係でも予算をつけていただきまして、現在、今週の日曜日まで梅まつりがやっております。職員、執行部の方々も時間があれば、まあ皆さん行っていらっしゃるかと思います

が、素晴らしい梅林でありますので、ぜひ役員一同お待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

教育関係では、教育長から本当に実績まで述べていただきまして、長欠は本当にやっているんだなというのを感じました。ただ、本年度に限ってこんなに多いので、私が質問させていただきました。非常に神経質な問題ですので、我々一般市民がということではないかもしれないんですが、悲しい事件も川崎のほうであったことだし、やはりその辺も、地域も学校も保護者もみんなで支え合っていければいいなと思います。

それから、図書館の問題ですが、社文の課長からは、昨年もその電子図書にということがありましたけれども、電子、私はたまたま利用しておりますが、非常に便利ですね。あわせて、お願いにもなろうかと思いますが、せめて町民会館、文化会館、図書館あたりに、W i - F i の設定とかというのは検討されたことがあるのか、また予定があるのかということをお聞きしたいと思います。

あと、橋はわかりました。

じゃ、2度目の質問ということは、とりあえずそのW i - F i の関係と、あと町長にご意見を、送迎バス、その辺を聞いて終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、福祉課長のほうから保育園バス3台、14名の児童が、幼児が使っているということでございますけれども、実際の実態がどうであるのか、また今後それをそういうものに変えることが可能なのかどうか、運営委員会等で相談させてもらって、実態把握から始まり、確かに考えるべき案件なのかなという部分も承知をしているところでございますので、今後、保育園バス運営委員会とちょっと協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 図書館へのW i - F i の導入の件でございますが、私の今の記憶の中では確か導入はしてございません。

ただ、今後やはりそういった需要は今多く見受けられると思いますので、前向きに検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

〔5番議員「終わります」と発言〕

○議長（伊藤圀樹君） ほかにはございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第29、議案第26号 平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 住民課長にお尋ねします。

きょう渡された資料といいたしましょうか、予算の概要、これにある議員から、一部の町民の方から聞かれたのですが、町が保有する20億円の財政調整基金を取り崩せば、国民健康保険税が安くなるのではということが書いてございます。これを読めばいいわけですが、課長の見解を生の声で聞かせていただければありがたいと、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤囀樹君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま、20億円の財政調整基金があるから、それを国保財政のほうに入れば安くなるんじゃないかというようなお話だと思えますけれども、20億円の財政調整基金は一般会計でございまして、特別会計につきましては先ほど川島議員からもお話がありましたように、独立採算でやらなければいけないということになっております。法で決められた繰入金だとかそういうのは当然使うわけでございますが、この法定外繰り入れといたしますのは、国保と違う方が納めた税金も含めたものを入れるということで、それは基本

的にはあつてはならないというような考えであります。そのようなことから、私どもも国保会計の中で何とか医療費が上がる中、また税収、国保税が少ない中、何とか一生懸命運営していこうというような形でやっておるんですけれども、それが26年度、申しわけなくできなかったということで法定外繰り入れへ入れさせていただきましたけれども、これからも法定外繰り入れは入れないというようなことを頭の中に入れて、運営していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。本当に私も同じ視点からの考えなんですが、一部にこのような話が出ますと、やはりちょっと乱暴な言い方をすると、何だ、町は金持っているのに、もっと困っている国保会計に入れればいいんじゃないかと思う方も中にはいらっしゃると思うんですね。ですから、やはり町としては広報等も含めたPRというか、本当の実態を周知しないと、やはりこういう意見が確かに普通の町民の方から出ても、今ある議員から、ある意味、私も聞いたんですね。

ですから、その辺はやはりよくご理解いただくように、一般会計というのはこういうもので、例えば保険に関してはほかの社会保険とか共済とかいろいろありますけれども、独立している特別会計だということをわかりやすく説明して周知をしていただかないと、何か変にとられるという危惧がありますので、その辺はまた広報、そのほかともよくご相談なされて、よろしくわかりやすく教えていただければと思います。

以上です。終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第30、議案第27号 平成27年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤囀樹君） 日程第31、議案第28号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第28号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第32、議案第29号 平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第29号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第33、議案第30号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 食肉センターは非常に町の優良児といいましょうか、黒字で特別会計でもひときわすばらしいなと思います。

ただ、悲しいかな、100年以上の歴史の中で老朽化はもう免れないんですね。毎年毎年センター長を初め、皆さんご苦労されて修理されたりとかというような、何とかかんとかもたせているというのが現状かと思うんですね。そんな中で一部の話でも、ぼちぼち立てかえな

いといけないのかなとか、それは町営でやる、民間でやるはともかく、もうハードの部分で
もたないんじゃないのというような話あるんですけども、それに関してセンター長、どの
ようにお考えでしょうか。現状、今後、また方向性としては町長に後でお聞きしたいんです
が、現状のセンターは。

○議長（伊藤圀樹君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） 今、森川議員おっしゃられましたとおり、老朽化のほう
が進んでおります。県内のほかの屠畜場についても、同様に老朽化のほうが進んでいる状況
でございます。

ご説明の中では、計画的な修繕、それから新しい機材の入れかえ等を計画的に進めている
ところでございます。センターの立てかえということでございますけれども、県のほうでは
再変更の計画がございしますが、それらについてもいろいろと難しい面がございまして、まだ
うまく進んでいない状況でございます。

ですけれども、うちのほうの食肉センターを含めまして、ほかに5屠畜場がございしますが、
うちのほう、町長が屠畜場協会の会長をされております。何度か屠畜場協会の役員さんのほう、
皆さんお集まりいただきまして、今後の屠畜場の方向性について今検討しているところ
でございますが、まだなかなかいい案が出ていない状況でございますけれども、県庁の畜産
課を中心としまして、今後も検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、森川議員のほうからいい運営をしているという話がありましたが、
実は財調を取り崩しての今運営にあるというのも否めない事実でございまして、実際、減価
償却ですとか、租税効果、公会計につきますと、実績では赤字になってしまっているのかな
と状況であります。

今、当町の食肉センターは築後45年以上たっているのかな、46年になるんでしょうか、そ
うした中でT P P絡みで、新たなアメリカですとかヨーロッパのほうの衛生基準が、H A C
C Pと申しますけれども、これに合致した衛生管理機能を今後持ち合わせることを考えます
と、なかなか今の状態での運営というのが極めて厳しいものがございます。

今も所長のほうから申し上げましたとおり、千葉県も屠畜場の統廃合について屠畜場協会
を中心として今検討を重ねている状況の中で、なかなか今、千葉県には6つ屠畜場があるわ
けでありますけれども、いろいろと各屠畜場の中で問屋さんとの関係ですとか、いろいろな

場所場所での案件がまとまらないというのが現状の中で、何とかこの方向性を見出して、今後、ある意味千葉県の食肉業界をどうしていくかという問題が今クローズアップされているところでございます。

東陽食肉センターもその地域の食肉の文化というものを、当町においては極めて古いもの、そして重いものもでございます。それを勘案しながら、どのような方向性を示していくのがいいのか、今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。本当に我が町は、それこそソーセージの神様と言われる方もいらっしゃる、本当に肉とか、その関係ではある意味有名な町でございますので、その辺を重々お考えいただきまして、本当に肉の町だということを町長初め、町民みんなで誇りを持っていきたいと思っておりますので、よろしくご検討のほうをお願いいたします。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第30号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号審議（質疑・討論・採決）

○議長（伊藤圀樹君） 日程第34、議案第31号 平成27年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木和彦議員。

○1 番（鈴木和彦君） 最後の議案ということです。大変お世話になっております。

私のほうから、東陽病院の事業についてというのを何点か確認をさせていただきたいと思います。まず、1 点目につきましては、東陽病院につきましては救急の指定を受けておるものか、ないのか、そしてその指定を受けておるということであれば、国や県から助成金が出ているとは思いますが、そういったものがこの予算書の中には入っていないように思います。

それから、その指定を受けるに当たっては要件、ハードル等もあると思いますが、そういったものがわかれば教えていただきたいと思いますと思っています。

それから、平成27年度の病院事業会計の当初予算案の資料7というところに、2 ページのところですけども、下から2 番目でございます。この中でパートの医師また看護師の人件費をとっておるということですが、このパート医師や看護師の臨時ですね、臨時看護師、そういった方々の雇用の契約の形態はどのような形をとっているんですか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一点、救急外来は受けていると思います。そういった中で救急外来の前年度と今年度の人数がどうなのか、わかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、ただいま5 点の質問があったと思います。順次私のほうから一つ一つお答えを申し上げます。

まず最初の、救急の指定を受けているかどうかというようなご質問、これにつきましては東陽病院、救急の告示病院ということで指定を受けております。病床数については5 床、それとこれについての国、県の助成金があるかどうか、予算書には掲載してはないではないかというようなご質問だったと思います。

これにつきましては、直接、国、県からの補助金というような受けは来ておりません。地方交付税の中の基準財政需要額、これに算入をしております。したがって、一般会計にこの基準財政需要額に見合う分が普通交付税として交付されていると。これについては20 年度までは特別交付税ということだったんですけれども、見直しの中で今、普通交付税、ちょっと古い資料しかなくて申しわけないんですけれども、当時22年度までは1 床当たり169 万7,000 円の助成額、それに1 病院当たり3,290 万円、大きな制度改正はないと思いますので、現行でも同じような金額が基準財政需要額の中に算入されていると思われます。

そして、救急告示の指定について基準はというようなお話がございましたけれども、平成15年は4床、平成16年度以降は5床というような形でふえておるんですけれども、大変申しわけございません。これについては詳細についてはちょっと今わかりかねますので、改めてご報告をさせていただくということでご理解をいただければと思います。

そして、パート医師、看護師ですか、これの雇用の形態というようなお話でございましたけれども、これについては人材派遣会社を通じまして派遣していただいている看護師、そして直接雇用ということで採用している看護師が2パターンございます。直接雇用をしている看護師につきましては、時間給で単価が1,450円ということでの時給単価で雇用しているということで、これについては別途、病院でそういう保険料の負担とкаしておるのが実態でございます。

そして、人材派遣会社、要は派遣法に基づく方につきましては、ちょっと年数等によっても金額が若干変わってきますので、当然、保険料は会社負担になりますので、時間給だけで申し上げますと、そちらのほうが高い金額で雇用しているような形になっております。

そして、救急の前年度比較というようなご質問が最後にございました。救急につきましては、とりあえず平成24年度から平成26年度までの件数、平成26年度は途中ですので、途中までの件数ということで申し上げます。平成24年度につきましては、年間4月から昨年3月までということで、受け入れ件数が348件、ちなみに4月から9月までが161件、これがあくまでも救急車の、救急隊の依頼件数ということでご理解をいただきたいと思います。一般の救急依頼の件数はちょっとこれには含んでおりません。あくまでも、救急隊の依頼を受けた件数だということでご理解をお願いします。平成25年度につきましては、同じく受け入れの総件数が516件、4月から9月が257件、平成26年度につきましては、先般、民生文教常任委員会の中で予算説明させていただきましたけれども、本日、別の資料をお配り申し上げました。その件数で申し上げますと、12月いっぱいまでの受け入れ総件数が307件、4月から9月までが199件と、そういうような推移でございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 参考のために一つ、東陽病院は先ほど救急の部分についても一般会計のほうに地方交付税に算入されているという答弁をさせていただいたわけでありますけれども、東陽病院の場合、3条予算、4条予算合わせて約2億円強の地方交付税が算入されていると財政のほうでは計算をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1 番（鈴木和彦君） ありがとうございます。答弁は、回答はよろしいですので、私のほうから、この東陽病院については本当に必要な施設だと思っております。そういった観点から、いろいろ一般会計の繰り入れもありますけれども、大変かとは思いますが、この病院なくしては横芝光町の町民も大変不便いたしますので、今後ともひとつよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3 番（浅野孝男君） 東陽病院の運営については、相変わらずの医師、看護・介護士不足の中、平成27年度も繰入金が改善されるというようなことで、皆さん頑張っておられると思います。そういう意味では大変評価しているんです。

私も毎月毎月薬をもらいに行くんですが、やっぱり何度か指摘したと思うんですが、事務所の窓口の対応は大体8人から9人ぐらい窓口のところに並んでいるんですが、どうも手際が悪いというか、応対がいまいち段取りが悪いというか、一生懸命やっているんですが、何か受付のところでも待たされたり、ちょっとよそ見をしているとかという部分で非常に気になる部分があって、何年か前にも言ったと思うんですが、例えば業務改善のミーティングとか、部署部署でのミーティング等を通じて、もうちょっと合理的なやり方というのを工夫してほしい、またお客さんに対する対応というのも改善してほしいということを言って、各医局というか部門部門では確かによくやっていると思うんですが、一番気になるのは、やっぱり窓口の作業がどうもうまくいっていないような、私は気になります。

ですから、そういう意味で窓口業務あるいはカルテの問題を含めて、もうちょっと改善の余地があるかと思うんですが、その辺、事務長どのように思っていますか。町長でも結構です。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 東陽病院の運営の部分で、特に議員がおっしゃられたのは、会計が遅いという部分は、非常に私も利用者からは常に耳にしております。せんだって、運営委員会を開かせてもらったときに、その辺の話についても随分、皆さんからも、また委員の皆様からもお話がありまして、今現在、医療事務についてはニチイ学館というところに業務委託をしております。また、当病院は電子カルテ化されておりませんで、手書きのカルテで進んで

いっているというのが現状であります。今後、電子カルテの導入も今検討しているところでございまして、それがなされることによってまた随分と系統的にも変わってくるのではないかなというふうに考えております。

今後とも、東陽病院が、先ほどの鈴木和彦議員にも発言していただきましたけれども、この横芝光町の地域医療のかなめとして必ずやしっかりとした運営のもと、しっかりとした経営をしていかなければならないと考えておりますので、今後とも最大限努力してまいりたいと思いますので、今後ともひとつよろしくご理解を賜りますことをお願い申し上げて、答弁にかえます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 皆さん、本当に努力していることはよくわかります。ですが、もっともっと貪欲に、よりよい病院を目指して、特に事務長には部門ごとでのミーティング等、一生懸命やって、さらに本当に患者さんがふえて大変だと思うんですね、病院スタッフが少ない中で。だけれども、それにもめげずにさらに工夫というのがあれば、もっといいやり方もあると思いますので、果敢にそれにトライしてもらいたいなというふうにお願ひして、終わります。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ご指摘いただきましたので、私のほうからミーティングを含めました職員の指導ということでお話をさせていただきます。

町長からお話がありましたように、受付業務については全て委託で行っております。委託業者とのミーティングは月1回行っておりますし、患者様からの苦情あるいは対処方法ということで月1度やっておりますけれども、なかなかご指摘のあったとおり、改善には至らないというのが現状でございました。

そういった中で本年の4月から、新年度になりますけれども、あそこを委託業者のみで賄うというのはやはり病院としても一番財布の部分です。根幹となる部分で、やはり職員がいないというのはいかなるものかということで院長のほうからも指示がございましたので、新年度4月からについては、ちょっと総務課とも内部協議をした中でですけれども、一応職員を、医事経験者の職員を張りつけまして、当然同じ部屋に張りつけまして、そういう職員指導から医局との連絡調整を図ると、そういうような兼ね合いの中で進めようと、そういうふ

うに考えております。

〔3 番議員「ありがとうございます」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第31号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤圀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 以上で今期定例会に付議された案件の全てを議了しました。

議員各位には、任期4年満了最後の定例会ということでございましたが、間もなく来月統一選ではまた、勇退なされる方あるいは引き続き携わられる方、それぞれではございますが、今後とも横芝光町発展のため、そしてなおかつ町議会さらなる充実のために、大いなるご尽力をいただきますようお願いを申し上げ、散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 圀 樹

議員 川 島 仁

議員 野 村 和 好